「水道事業及び工業用水道事業の財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について」

第１章　外部監査の概要

第１．外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第１項の規定に基づく包括外部監査

第２．特定の事件（監査のテーマ）

水道事業及び工業用水道事業の財務事務の執行及び経営に係る事業の管理

第３．監査対象年度

平成１７年度（ただし、必要な範囲で過年度に遡及した）

第４．監査対象部局

名古屋市上下水道局

第５．監査の実施期間

平成 18 年 6 月 26 日から平成 19 年 1 月 31 日まで

第６．包括外部監査人及び補助者

区分	氏名	資格等
包括外部監査人	黒澤歳昭	公認会計士
補助者	近藤克麿	公認会計士
補助者	轟芳英	公認会計士
補助者	近藤繁紀	公認会計士
補助者	坂野健	公認会計士
補助者	下條俊幸	公認会計士
補助者	山本亜紀	公認会計士
補助者	高橋英明	公認会計士
補助者	鈴木恵	会計士補
補助者	杉村和哉	会計士補

第７．特定の事件を選定した理由

水道事業は市民の生活に直結しており、その健康を守るために不可欠なサービスである。よって、地方公共団体は「当該地域の自然的社会的諸条件に応じて、水道の計画的整備に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、水道事業及び水道用水供給事業を経営するに当たっては、その適正かつ能率的な運営に努めなければならない」（水道法 2 条の 2）とされている。

名古屋市の水道事業においては、平成 17 年度末時点で 3,122 億円と多額の固定資産を有しているが、昭和 30 年代に整備した多くの施設が老朽化し更新時期を迎えている。一方、企業債及び独立行政法人水資源機構からの借入金の合計額が 1,349 億円と多額の借入金を抱えている。また、名古屋市の人口は将来的には減少傾向を示すことが予想され、水道事業の収入が減少する可能性がある。

また、工業用水道事業についても、水需要の伸び悩みにより、より一層の効率化が求められている。

このような状況から、水道事業及び工業用水道事業に関する財務事務の執行について、合規性・経済性・効率性の視点から検討する必要性は高いものと判断した。

第８．外部監査の方法

（１）監査の要点

① 地方公営企業法第３条の規定に従って運営されているか。
② 一般会計からの繰出金は、法令等に準拠しているか。
③ 水道料金は適正な原価を基礎として適正に設定されているか。
④ 水道料金の徴収は適切に行われているか。
⑤ 固定資産の取得、管理、処分は適切に行われているか。
⑥ 契約事務は適切に行われているか。
⑦ 発生主義に基づき、会計処理が適正に行われているか。

（２）主な監査手続

① 関係者からの説明聴取及び関係者に対する質問
② 比率分析等の分析的手続
③ 関係法令等への準拠性の検証
④ 内部管理文書等の閲覧
⑤ 証拠書類との突合
⑥ 固定資産等の実査

第９．利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第２章　監査対象の事業内容

第１．上下水道局の機構図（平成 17 年 4 月 1 日現在）

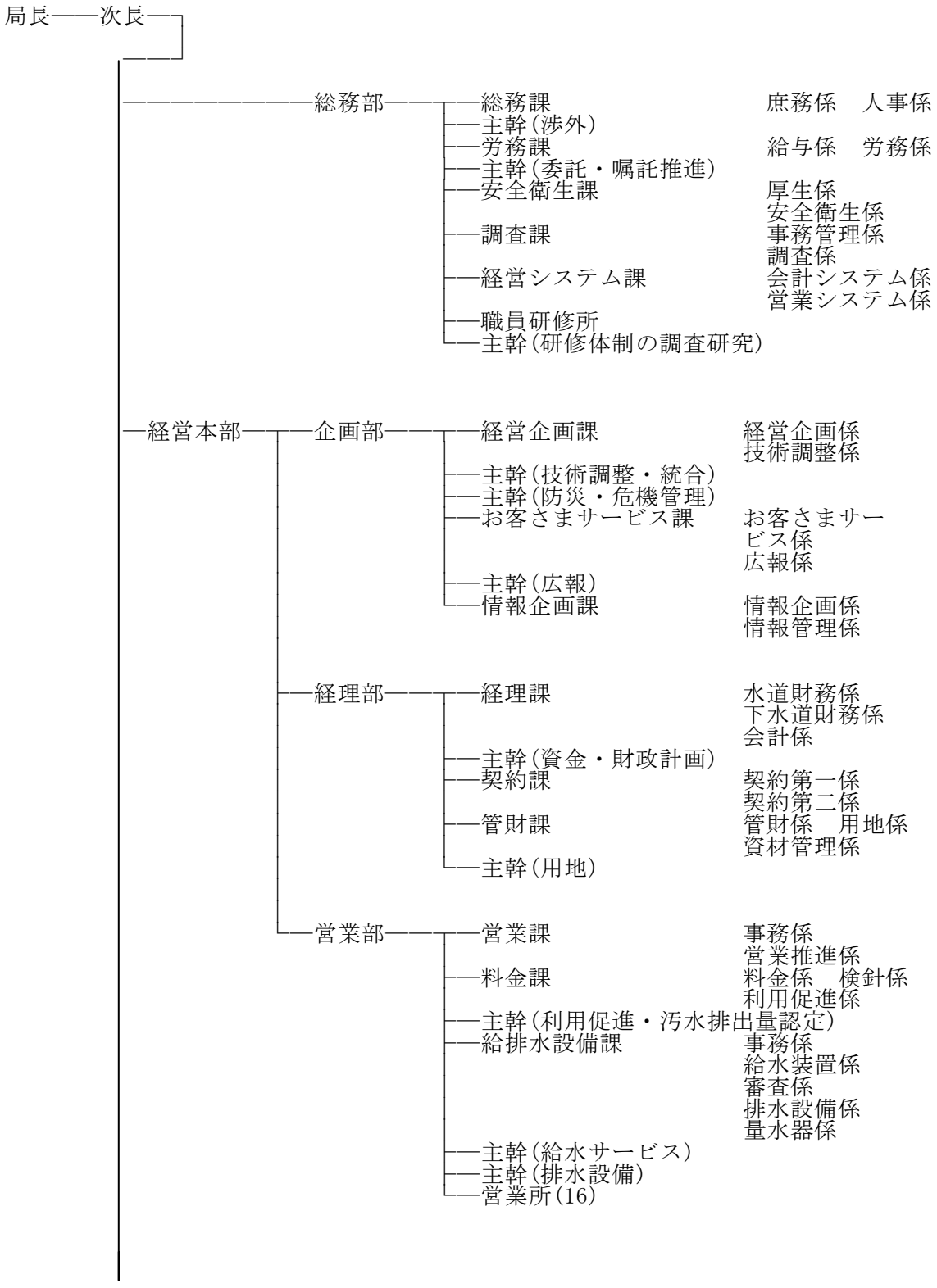

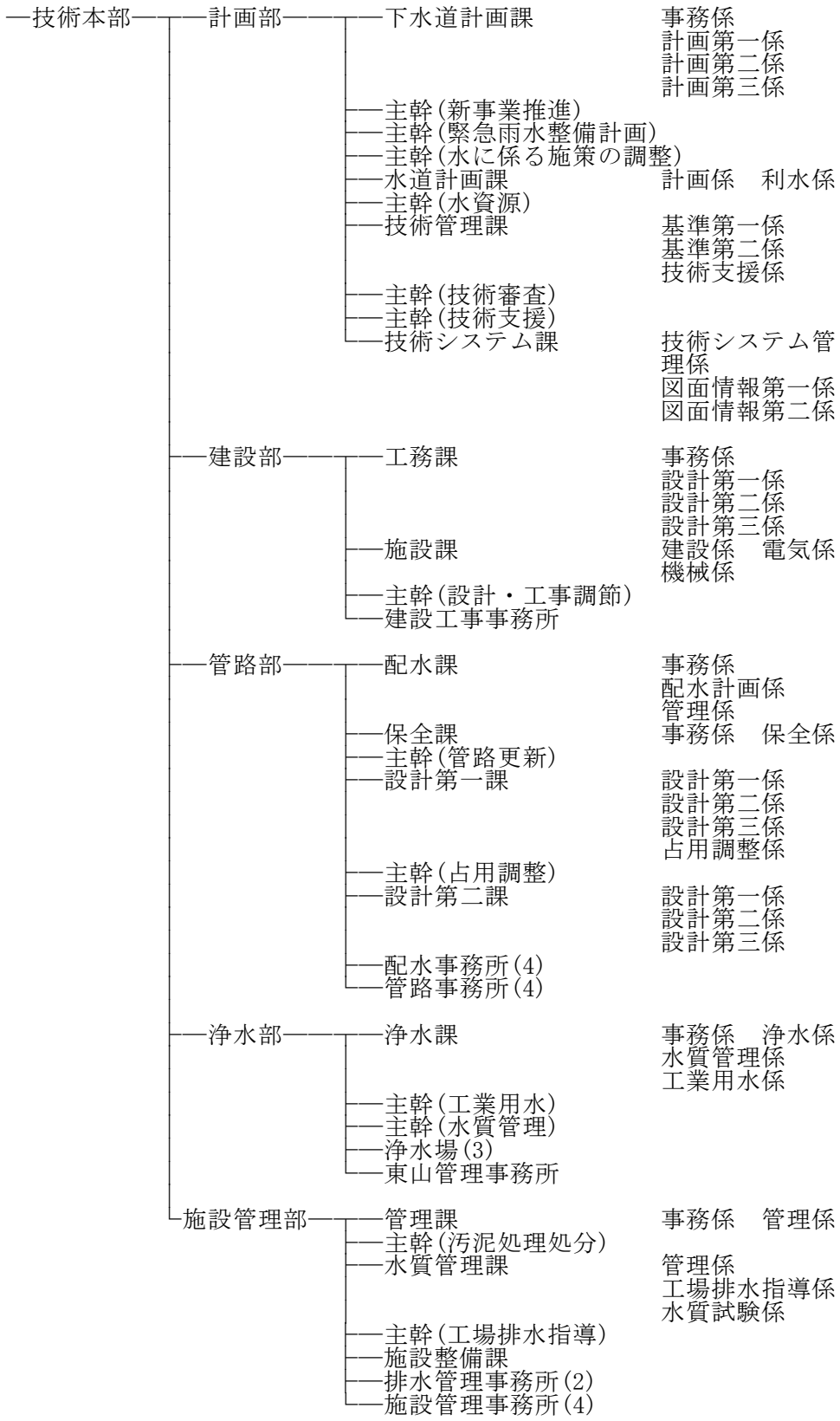
技術本部
計画部
下水道計画課
事務係
計画第一係
計画第二係
計画第三係
主幹(新事業推進)
主幹(緊急雨水整備計画)
主幹(水に係る施策の調整)
水道計画課
計画係　利水係
主幹(水資源)
技術管理課
基準第一係
基準第二係
技術支援係
主幹(技術審査)
主幹(技術支援)
技術システム課
技術システム管理係
図面情報第一係
図面情報第二係
建設部
工務課
事務係
設計第一係
設計第二係
設計第三係
施設課
建設係　電気係
機械係
主幹(設計・工事調節)
建設工事事務所
管路部
配水課
事務係
配水計画係
管理係
保全課
事務係　保全係
主幹(管路更新)
設計第一課
設計第一係
設計第二係
設計第三係
占用調整係
主幹(占用調整)
設計第二課
設計第一係
設計第二係
設計第三係
配水事務所(4)
管路事務所(4)
浄水部
浄水課
事務係　浄水係
水質管理係
工業用水係
主幹(工業用水)
主幹(水質管理)
浄水場(3)
東山管理事務所
施設管理部
管理課
事務係　管理係
主幹(汚泥処理処分)
水質管理課
管理係
工場排水指導係
水質試験係
主幹(工場排水指導)
施設整備課
排水管理事務所(2)
施設管理事務所(4)

第２．上下水道局の沿革

年月	沿　革
1906年 6月	上水道布設施行に関する議案を市会において議決
1907年 4月	水道布設事務所を設置
1913年12月	名古屋市水道給水条例、同市外給水条例案を市会において議決
1914年 9月	鍋屋上野浄水場より給水開始
1934年 2月	市外（西枇杷島町）給水開始
1936年 4月	水道部、水道局に昇格
1952年10月	地方公営企業法の施行により地方公営企業として発足
1957年12月	水道法施行
1969年 4月	春日井浄水場通水開始
1973年 3月	東山管理事務所完成
1976年11月	岩屋ダム完成
1980年 4月	集金制度を廃止し、全面納付制を実施
1991年 1月	窓口業務のオンライン化実施
1994年 4月	財務会計オンラインシステム化実施
1995年 5月	長良川河口堰本格運用
1996年 8月	味噌川ダム完成
2000年 4月	上下水道局発足

第３．水道事業の概要

１．概要

	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
給水人口（千人）	2,272	2,283	2,293	2,303	2,315
年間給水量（千㎥）	309,223	304,952	299,054	299,145	298,474
有収水量（千㎥）	283,620	280,619	276,047	277,081	277,148
給水収益（百万円）	49,620	48,744	47,320	47,492	47,354

２．給水量

（単位：㎥）

	給水量	1日平均給水量
17年4月	24,097,510	803,250
5月	24,987,540	806,050
6月	25,486,120	849,537
7月	27,435,380	885,012
8月	27,483,840	886,575
9月	25,043,590	834,786
10月	25,180,590	812,277
11月	24,032,360	801,079
12月	24,514,110	790,778
18年1月	24,271,910	782,965
2月	21,773,230	777,615
3月	24,168,266	779,621
合計	298,474,446	817,738

（※）1日最大給水量　1,023,550 ㎥（8月 5日）

３．水資源について

新しく水利権を得るためには、ダムや堰を建設し、新たに利用できる水を作り出す必要がある。従来、名古屋市の水道の水利権は、木曽川自流の毎秒 7.56 ㎥のみであり不十分であったため、岩屋ダムや木曽川大堰などからなる木曽川総合用水事業により毎秒 11.94 ㎥、長良川河口堰建設事業によって毎秒 2.00 ㎥、味噌川ダム建設事業によって毎秒 0.5 ㎥の水利権を確保している。

さらに、徳山ダム建設事業に参加するなど将来に向けた水資源の確保にも努めている。

（水利権）

木曽川自流	7.56 ㎥ / 秒
木曽川総合用水	11.94 ㎥ / 秒
長良川河口堰	2.00 ㎥ / 秒
味噌川ダム	0.50 ㎥ / 秒
合　計	22.00 ㎥ / 秒

４．水道施設について

木曽川の表流水を水源とする名古屋市の水道は、岩屋ダム・味噌川ダムなどを水源施設とし、犬山取水場と朝日取水場で取水している。

犬山取水場で取り入れた水は、春日井浄水場及び鍋屋上野浄水場へ送られ、朝日取水場で取り入れた水は大治浄水場へ送られる。

浄水場で作られた飲み水は、名古屋市内 11 箇所の配水場・ポンプ所を経て、市民に供給されている。

（１）水源施設

①堰について

	木曽川大堰	長良川河口堰
所在地	左岸 / 愛知県稲沢市馬飼川田及び同地先 右岸 / 岐阜県羽島市桑原町前野及び同地先	左岸 / 三重県桑名市長島町駒江 右岸 / 三重県桑名市福島
型式	可動堰　鉄筋コンクリート造、フローティングタイプ	可動堰　越流型シェル構造 2 段式ローラーゲート
延長	堰長 587m 堤防間距離 735m	661m（可動部 555m、固定部 106m）
調節ゲート	3 門	10 門
魚道	3 箇所	5 箇所
機構管理開始	昭和 58 年 4 月 1 日	平成 7 年 4 月 1 日

②ダムについて

	岩屋ダム	味噌川ダム
所在地	岐阜県下呂市金山町	長野県木曽郡木祖村小木曽地先
ダム型式	ロックフィル式	ロックフィル式
総貯水量	1 億 7,350 万㎥	6,100 万㎥
有効貯水量	1 億 5,000 万㎥	5,500 万㎥
堤高	127.5m	140m
堤長	366m	446.9m
機構管理開始	昭和 52 年 4 月 1 日	平成 8 年 12 月 1 日

（２）取水場

取水場では、木曽川の水を取水口より取り入れ、水に混じった砂やごみを取り除き、ポンプで圧力をかけて浄水場へ送っている。

	犬山取水場	朝日取水場
所在地	愛知県犬山市大字犬山字北古券 2 番の 1	愛知県一宮市上祖父江字川田 21 番地
主な施設	第 1 取水口、共同（第 2）取水口、沈砂池、圧送ポンプ所	朝日取水口、沈砂池、圧送ポンプ所
導水先	春日井浄水場、鍋屋上野浄水場	大治浄水場

（３）浄水場

	春日井浄水場	鍋屋上野浄水場	大治浄水場
所在地	愛知県春日井市鷹来町 4957 番地	名古屋市千種区宮の腰町 1 番 33 号	愛知県海部郡大治町大字堀之内字上六反地 983 番地
給水開始年	昭和 44 年	大正 3 年	昭和 21 年
給水能力	590,000 ㎥ / 日	290,000 ㎥ / 日	544,000 ㎥ / 日

（４）配水施設

配水場・ポンプ所を集中管理するため、昭和 48 年 3 月に東山管理事務所が建設された。貯水量の維持、水圧の調整、停電時の連携運転などに必要な一切のデータをコンピュータを利用して監視制御している。主な配水場は、東山管理事務所に設置してある遠方制御装置により遠隔操作で管理されている。

市内には、8 箇所の配水場と 3 箇所のポンプ所がある。

（５）職員数

各年度末の職員数は以下のとおりである。

	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
管理者	1	1	1	1	1
事務職員	527	514	501	488	482
技術職員	1,127	1,095	1,040	1,025	1,002
合　計	1,655	1,610	1,542	1,514	1,485

（６）営業所

	給水人口	給水栓数
千種営業所	153,586	49,925
東営業所	68,517	21,166
北営業所	165,654	56,935
西営業所	179,461	65,647
中村営業所	202,688	73,750
中営業所	70,351	26,964
昭和営業所	104,599	34,269
瑞穂営業所	105,186	34,623
熱田営業所	63,391	20,015
中川営業所	215,912	78,002
港営業所	151,566	51,880
南営業所	143,187	50,992
守山営業所	160,511	52,715
緑営業所	216,669	69,847
名東営業所	156,062	45,360
天白営業所	157,667	48,718
合　計	2,315,007	780,808

※給水人口及び給水栓数は平成 17 年度末の数値である。

（７）名古屋市上下水道事業中期経営計画における予測値

年度	年度末給水人口（人）	平均給水戸数（戸）	年度末給水栓数（栓）	１戸１か月有収水量（㎥）	１人１日使用水量（ℓ）
13	2,272,191	1,122,519	715,426	21.06	373
14	2,283,381	1,128,174	733,963	20.73	366
15	2,293,321	1,138,359	748,880	20.21	356
16	2,303,608	1,150,073	764,883	20.08	356
17	2,315,007	1,161,997	780,808	19.88	353
18	2,345,900	1,182,000	806,000	19.97	356
19	2,356,100	1,192,000	822,000	19.95	354
20	2,366,400	1,203,000	838,000	19.76	352
21	2,376,800	1,214,000	854,000	19.62	351
22	2,387,100	1,225,000	870,000	19.47	349

１３年度から１７年度までは実績。
１８年度以降は計画。

年度	１日平均給水量（m^3）	年間総給水量（m^3）	有収率（%）	有収水量（m^3）	平均売価（円）	給水収益（千円）
13	847,186	309,223,072	91.7	283,620,629	174.95	49,620,042
14	835,486	304,952,559	92.0	280,619,966	173.70	48,744,638
15	817,089	299,054,433	92.3	276,047,099	171.42	47,320,672
16	819,578	299,145,984	92.6	277,081,177	171.40	47,492,848
17	817,738	298,474,446	92.9	277,148,450	170.86	47,354,344
18	834,000	303,983,000	93.2	283,312,000	168.90	47,850,000
19	834,000	305,244,000	93.5	285,403,000	167.14	47,703,000
20	834,000	304,410,000	93.7	285,232,000	166.05	47,364,000
21	834,000	304,410,000	93.9	285,841,000	165.61	47,339,000
22	834,000	304,410,000	94.0	286,145,000	165.17	47,264,000

１３年度から１７年度までは実績。
１８年度以降は計画。

第４．工業用水道事業の概要

１．配水量

（単位：㎥）

	配水量	１日平均配水量
17 年 4 月	1,648,200	54,940
5 月	1,703,820	54,962
6 月	1,673,420	55,781
7 月	1,726,910	55,707
8 月	1,552,630	50,085
9 月	1,477,260	49,242
10 月	1,555,670	50,183
11 月	1,511,420	50,381
12 月	1,532,710	49,442
18 年 1 月	1,439,680	46,441
2 月	1,353,590	48,343
3 月	1,567,580	50,567
合計	18,742,890	51,350

（※）1 日最大配水量　59,580 ㎥（6 月 27 日）

２．職員数

各年度末の職員数は以下のとおりである。

	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
管理者	－	－	－	－	－
事務職員	－	－	1	－	－
技術職員	30	29	24	23	19
合　計	30	29	25	23	19

第５．財務の概要

１．水道事業

（１）比較貸借対照表

過去５年間の要約貸借対照表は以下のとおりである。

（単位：百万円）

項目	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度
（資産の部）					
１　固定資産					
（１）有形固定資産					
土地	10,092	10,350	10,350	10,349	10,382
建物	19,640	19,524	19,628	18,854	18,376
構築物	198,330	199,622	203,505	204,739	206,509
機械及び装置	26,511	30,010	30,819	29,392	29,309
車両運搬具	177	178	162	138	137
工具器具及び備品	313	263	246	231	233
建設仮勘定	3,434	4,464	2,128	3,862	5,057
有形固定資産合計	258,498	264,410	266,838	267,564	270,002
（２）無形固定資産					
水利権	19,420	17,670	16,311	14,951	13,592
庁舎利用権	78	75	71	68	64
施設利用権	6,888	6,662	6,470	6,263	6,061
その他無形固定資産	19,455	19,734	20,061	20,170	20,315
無形固定資産合計	45,841	44,141	42,913	41,452	40,032
（３）投資					
投資有価証券	20	20	20	20	20
基金	1,993	2,178	2,181	2,195	2,191
その他投資	4	4	4	4	4
投資合計	2,016	2,202	2,205	2,219	2,214
固定資産合計	306,355	310,752	311,956	311,235	312,249
２　流動資産					
現金預金	28,788	6,565	27,394	22,524	15,111
未収金	3,634	3,582	3,606	3,579	3,714
有価証券	－	29,000	－	3,800	20,653
貯蔵品	619	563	373	164	126
運用金	1,300	1,200	11,100	16,000	－

前払費用	4	4	4	3	4
前払金	898	442	350	1,442	910
その他流動資産	44	41	51	49	49
流動資産合計	35,287	41,397	42,878	47,562	40,568
資産合計	341,642	352,149	354,833	358,797	352,816
（負債の部）					
3　固定負債					
水資源機構資金	35,142	32,265	29,387	26,506	23,967
引当金	3,777	3,171	4,044	5,385	7,018
固定負債合計	38,919	35,436	33,431	31,891	30,986
4　流動負債					
他会計運用資金	－	4,264	7,300	10,000	－
未払金	8,202	10,173	8,549	8,095	8,127
前受金	2,762	2,793	2,299	1,792	2,038
その他流動負債	3,054	3,085	2,971	2,860	2,056
流動負債合計	14,017	20,315	21,119	22,747	12,220
負債合計	52,936	55,751	54,550	54,638	43,206
（資本の部）					
5　資本金					
自己資本金	167,434	174,367	180,201	186,457	190,479
借入資本金	117,662	118,024	115,532	112,497	110,942
資本金合計	285,096	292,391	295,733	298,954	301,421
6　剰余金					
資本剰余金					
受贈財産評価額	－	－	－	－	20
工事負担金	－	－	－	－	1,252
その他資本剰余金	－	－	－	－	971
資本剰余金合計	－	－	－	－	2,244
利益剰余金					
減債積立金	500	400	500	500	600
当年度未処分利益剰余金	3,110	3,607	4,050	4,705	5,345
利益剰余金合計	3,610	4,007	4,550	5,205	5,945
剰余金合計	3,610	4,007	4,550	5,205	8,189
資本合計	288,706	296,398	300,283	304,159	309,610
負債資本合計	341,642	352,149	354,833	358,797	352,816

（２）比較損益計算書

過去５年間の要約損益計算書は以下のとおりである。

（単位：百万円）

項目	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度
１　営業収益					
給水収益	49,620	48,745	47,321	47,493	47,354
工事収益	1,701	1,334	2,150	1,224	1,117
他会計負担金	2,265	2,286	2,121	2,037	2,265
その他営業収益	122	118	114	115	117
２　営業費用					
原水及び浄水費	5,382	5,336	5,228	5,106	5,266
配水費	14,939	14,117	11,329	11,123	10,693
消火栓費	185	189	―	―	―
量水器費	789	754	―	―	―
給水費	―	―	4,712	4,339	4,181
給水受託工事費	799	824	850	754	854
業務費	6,405	6,093	4,867	4,731	4,672
総係費	3,480	3,410	4,346	4,380	4,680
減価償却費	12,902	13,034	12,087	12,394	12,486
資産減耗費	457	448	704	324	501
他会計負担金	136	129	119	115	116
営業利益	8,233	8,149	7,464	7,602	7,404
３　営業外収益					
受取利息及び配当金	22	9	9	9	10
他会計負担金	406	412	410	359	244
雑収益	230	220	546	232	247
４　営業外費用					
支払利息及び企業債取扱諸費	4,978	4,710	4,292	3,902	3,471
施設改良費	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
雑支出	32	48	55	25	11
経常利益	782	932	983	1,174	1,322
５　特別利益					
過年度損益修正益	16	9	22	17	10
６　特別損失					
過年度損益修正損	37	43	62	36	92
当年度純利益	761	898	943	1,155	1,240

（３）水道事業の経営分析

①主な経営分析比率

平成 15～17 年度における主な経営分析比率は次のとおりである。

	15年度	16年度	17年度	16年度 政令指定 都市平均
固定比率	168.9	162.4	157.2	185.5
固定長期適合比率	93.5	92.6	91.7	96.3
流動比率	203.0	209.1	332.0	223.5
現金預金比率	129.7	99.0	123.7	352.7
負債比率	92.1	87.2	77.6	132.5
固定資産構成比率	87.9	86.7	88.5	92.3
流動資産構成比率	12.1	13.3	11.5	7.6
固定負債構成比率	42.0	40.2	40.2	55.3
流動負債構成比率	6.0	6.3	3.5	1.7
自己資本構成比率	52.1	53.4	56.3	43.0
総資本利益率	0.3	0.3	0.3	0.1
自己資本利益率	0.5	0.6	0.6	0.2
総収益対総費用比率	101.8	102.3	102.5	100.7
営業収益対営業費用比率	116.9	117.6	117.0	112.7
有収率	92.3	92.6	92.9	90.9
施設利用率	57.4	57.6	57.4	58.1
負荷率	78.6	78.2	79.9	85.4
最大稼働率	73.0	73.6	71.9	68.2
企業債元利償還元金 対給水収益比率	26.5	25.0	21.1	39.9
職員給与費対給水収益比率	33.6	33.1	32.6	22.4
配水管使用効率（m^3/m）	54.3	54.2	53.7	46.3
固定資産使用効率（m^3/万円）	11.2	11.2	11.1	8.1

（参考）

分析比率	計算式
有収率	(有収水量/給水量)×100
施設利用率	(一日平均給水量/一日給水能力)×100
負荷率	(一日平均給水量/一日最大給水量)×100
最大稼働率	(一日最大給水量/一日給水能力)×100
企業債元利償還元金 対給水収益比率	｛（企業債償還金＋企業債利息）/給水収益 ｝×100
職員給与費対給水収益比率	(職員給与費/給水収益)×100
配水管使用効率（m^3/m）	年間配水量/導送配水管延長
固定資産使用効率（m^3/万円）	(給水量/有形固定資産)×10,000

	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
給水人口（人）	1,855,419	1,003,589	1,067,212	41,209	3,585,745	1,306,806	2,303,608	1,427,560	2,619,424	1,515,453	1,171,669	988,480	1,341,616
水利権（㎥／日）	932,200	446,745	－	－	1,955,700	652,000	1,900,800	2,079,388	2,676,326	181,389	569,500	863,000	591,500
取水能力（㎥／日）	1,035,200	561,593	493,460	14,410	1,955,700	1,025,600	1,728,000	1,155,000	2,676,000	918,758	683,800	863,000	748,187
取水量（㎥／日）	554,233	354,758	350,086	11,730	1,255,293	338,929	904,456	621,697	1,379,966	560,138	411,088	349,992	402,158
配水量（㎥／日）	545,053	345,940	347,043	11,567	1,207,913	482,996	819,578	598,620	1,326,468	552,315	404,775	349,992	402,158
有収水量（㎥／日）	499,205	317,310	316,345	11,065	1,112,371	417,238	759,127	512,949	1,172,611	510,118	372,959	304,289	384,741
年間総配水量（千㎥）	198,944	126,268	126,671	4,222	440,888	176,294	299,146	218,496	484,161	201,595	147,743	127,747	146,788
1日最大配水量（㎥）	662,740	393,227	392,340	14,377	1,383,000	535,500	1,048,180	671,070	1,562,500	632,710	510,371	397,390	450,252
1人1日最大配水量	357	392	368	349	386	410	455	470	597	418	436	402	336
1人1日平均有収水量	268	315	296	268	309	318	329	358	446	336	317	307	286
年間総有収水量（千㎥）	182,210	115,818	115,466	4,039	406,016	152,292	277,081	187,226	428,003	186,193	136,130	111,065	140,430
有収率（%）	91.6	91.7	91.2	95.7	92.1	86.4	92.6	85.7	88.4	92.4	92.1	86.9	95.7
負荷率（%）	82.0	87.7	88.2	80.2	87.1	89.9	78.0	89.0	84.7	87.1	79.1	87.8	89.1
施設利用率（%）	65.1	63.1	73.3	40.3	66.2	48.8	57.4	62.8	54.4	61.2	64.3	45.4	53.6
最大稼働率（%）	79.4	72.0	83.1	50.3	76.0	54.2	73.6	70.6	64.3	70.3	81.3	51.7	60.2
配水管使用効率（㎥／m）	34.86	36.68	45.25	14.10	48.47	72.69	54.16	56.71	94.18	41.31	33.87	31.67	38.25
固定資産使用効率（㎥／万円）	7.28	7.01	7.91	1.39	9.98	13.04	11.18	7.80	11.66	7.27	6.73	8.06	5.32
職員1人当たり給水人口（人）	2,877	2,240	2,940	3,434	1,796	1,752	1,681	1,728	1,278	2,105	2,198	2,761	4,384
職員1人当たり有収水量（㎥）	282,496	258,522	318,089	336,567	203,313	204,145	202,249	226,666	208,782	258,601	255,403	310,238	458,923
職員1人当たり営業収益（千円）	66,447	56,596	76,251	76,102	41,601	42,224	36,663	38,765	35,346	48,380	43,880	51,800	107,670
供給単価（円／㎥）	219.61	211.36	219.69	202.29	180.91	158.25	171.40	158.77	168.48	176.37	162.02	149.98	232.67
給水原価（円／㎥）	231.63	229.90	222.58	463.14	199.98	193.10	178.79	167.15	162.98	201.58	167.89	160.19	245.24
有収水量1㎥当たり金額													
職員給与費（円）	42.21	40.23	30.10	29.32	54.22	41.73	56.76	47.19	49.11	41.37	33.95	32.72	24.17
支払利息（円）	46.11	35.66	31.12	78.06	18.07	12.19	13.89	34.23	23.63	10.02	33.52	24.03	41.84
減価償却費（円）	60.48	59.21	48.68	118.11	36.89	30.63	44.73	48.39	39.14	46.07	48.61	54.48	59.39
動力費（円）	2.14	2.37	3.11	7.84	4.14	1.64	3.77	4.09	5.78	4.52	5.81	5.43	2.71
光熱水費（円）	1.05	0.59	0.43	－	0.36	0.16	0.52	0.40	0.58	0.42	0.41	0.20	0.29
通信運搬費（円）	1.05	1.05	0.85	0.68	0.90	0.44	0.70	0.48	0.84	0.91	0.68	0.92	0.76
修繕費（円）	24.95	11.37	20.01	5.39	10.95	18.29	2.87	10.83	13.58	2.81	4.07	12.89	15.54
材料費（円）	4.58	0.20	0.08	－	2.44	0.98	0.50	0.22	2.77	0.73	0.77	0.56	0.14
薬品費（円）	1.77	1.00	0.10	0.06	1.05	0.68	0.52	1.19	0.96	0.13	0.45	1.27	1.27
路面復旧費（円）	－	1.99	－	－	2.26	0.20	5.04	3.24	2.22	1.31	0.51	2.58	0.03
委託料（円）	24.58	12.09	9.62	36.68	6.47	10.80	8.29	5.85	11.97	15.00	10.91	10.52	33.96
受水費（円）	－	56.49	65.22	172.23	46.32	58.55	－	－	－	63.10	18.66	－	48.03
その他（円）	22.71	7.65	13.28	14.79	15.93	16.79	41.20	11.06	12.41	15.21	9.55	14.61	17.12
費用合計（円）	231.63	229.90	222.58	463.14	199.98	193.10	178.79	167.15	162.98	201.58	167.89	160.19	245.24
資本費（円）	106.51	141.19	118.93	289.88	82.75	82.75	58.62	82.62	62.77	98.96	94.07	78.51	135.73

（出典：平成16年度　地方公営企業年鑑）

２．工業用水道事業

（１）比較貸借対照表

過去５年間の要約貸借対照表は以下のとおりである。

（単位：百万円）

項目	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度
（資産の部）					
１　固定資産					
（１）有形固定資産					
土地	150	150	150	150	150
建物	133	129	147	137	149
構築物	4,289	4,310	4,409	4,450	4,454
機械及び装置	962	920	875	809	738
車両運搬具	3	2	2	1	2
工具器具及び備品	3	4	3	5	5
建設仮勘定	0	0	6	55	102
有形固定資産合計	5,540	5,515	5,591	5,606	5,601
（２）無形固定資産					
庁舎利用権	1	1	1	1	1
施設利用権	42	35	27	20	12
その他無形固定資産	3,782	4,047	4,281	4,426	4,701
無形固定資産合計	3,825	4,082	4,309	4,446	4,714
固定資産合計	9,366	9,597	9,900	10,052	10,315
２　流動資産					
現金預金	1,028	460	887	1,283	804
未収金	156	188	80	111	160
運用金	－	700	300	－	500
前払費用	0	0	0	0	0
その他流動資産	1	1	1	2	1
流動資産合計	1,185	1,349	1,268	1,395	1,465
資産合計	10,550	10,946	11,168	11,448	11,780
（負債の部）					
３　固定負債					
引当金	57	66	77	64	68
固定負債合計	57	66	77	64	68

4　流動負債					
他会計運用資金	－	－	－	－	－
未払金	328	392	265	301	255
前受金	－	0	11	－	1
その他流動負債	11	12	15	13	2
流動負債合計	339	404	291	315	258
負債合計	397	470	368	379	326
（資本の部）					
5　資本金					
自己資本金	9,687	10,014	10,325	10,588	10,799
借入資本金	352	331	308	284	259
資本金合計	10,039	10,345	10,633	10,872	11,058
6　剰余金					
資本剰余金					
国庫補助金	－	－	－	－	132
工事負担金	－	－	－	－	39
その他資本剰余金	－	－	－	－	－
資本剰余金合計	－	－	－	－	172
利益剰余金					
減債積立金	1	1	1	2	2
当年度未処分利益剰余金	114	130	166	195	222
利益剰余金合計	115	131	167	197	224
剰余金合計	115	131	167	197	396
資本合計	10,154	10,476	10,800	11,069	11,454
負債資本合計	10,550	10,946	11,168	11,448	11,780

（２）比較損益計算書

過去５年間の要約損益計算書は以下のとおりである。

（単位：百万円）

項目	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度
１　営業収益					
給水収益	913	886	881	845	848
２　営業費用					
供給費	516	486	443	420	438
減価償却費	268	282	283	287	280
資産減耗費	16	6	10	7	7
他会計負担金	38	36	34	31	31
営業利益	76	76	110	101	91
３　営業外収益					
受取利息及び配当金	1	0	0	1	1
他会計負担金	0	0	0	0	0
雑収益	3	5	4	5	12
４　営業外費用					
支払利息及び企業債取扱諸費	19	18	17	16	15
施設改良費	46	46	61	61	61
雑支出	－	－	－	－	－
経常利益	14	18	37	31	29
５　特別利益					
過年度損益修正益	0	－	0	－	－
６　特別損失					
過年度損益修正損	－	－	0	－	－
当年度純利益	14	18	37	31	29

第３章　外部監査の結果及び意見

第１．料金関係

１．水道料金の設定

（1）概要

水道料金の設定は、水道事業の運営費用に見合って料金を定める総括原価主義が採られ、料金体系として受益者負担の原則により各サービスの供給に必要な原価に基づいて算定する個別原価主義となっている。

名古屋市の水道料金は、平成 7 年 10 月の水道事業財政調査会「名古屋市水道事業における当面の財政運営のあり方に関する報告」を踏まえて平成 8 年 2 月に料金改定が行われた。料金算定期間は平成 11 年 3 月までの 38 ヶ月であるが、その後は同調査会に対して料金等のあり方について調査委嘱は行わず現在に至っている。水道料金の算定にあたっては、社団法人日本水道協会策定の「水道料金算定要領」を参考としている。

そして名古屋市料金改定後の平成 9 年 10 月、同要領が改定され、資産維持費（名古屋市では施設改良費と称している）の算定方法が従来の純粋な費用積み上げ方式から、一部レート・ベース方式を取り入れた方式に変更され、改善が図られた。この点は要領改正の大きな特徴である。

しかし名古屋市の水道料金は上記要領改定前の平成 8 年 2 月に改定されたまま現在に至っているため、施設改良費(資産維持費)の計上額の妥当性を検討する必要が生じている。

さらに会計処理のうち金額の重要性の高い減価償却費並びに引当金の会計処理の妥当性についても検討を加えることとする。

別項にあるように、検討の結果、①施設改良費は、費用の純粋な積み上げ方式で算定した 3,100 百万円を現行の「水道料金算定要領」で計算した 2,431 百万円へ置き換えることによって 669 百万円を減額し、②減価償却費は、水利権の耐用年数 20 年での計算を本来のダム使用権の耐用年数 55 年で再計算することにより減価償却費の過大計算分 493 百万円を減らし、③引当金のうち、修繕引当金を「地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達」に基づいて計算した金額へ置き換えることによって約 4 億円を費用から減じる。

（詳細は①.は「本項　２．施設改良費について」の項、②.は「第５．固定資産　１．ダム使用権について」の項、③は「第１０．引当金　Ⅱ．監査結果　１．修繕引当金について」の項を参照。）

上記 3 点を修正した上で修正損益収支を示す。

まず、修正前の平成 17 年度の損益収支と料金改定の際の収支計画額を対比する。これは収支計画額と同期間の実績額の比較ではなく、料金算定期間（平成 8 年 2 月から同 11 年 3 月まで）の計画額がその期間を終えて相当期間を経た平成 17 年度の実績額とどの程度乖離しているのかを比較するものである。

修正前損益収支　（単位：百万円）

区分＼年度		38 か月収支計画額 (H8.2 から H11.3 まで)	同左 12 か月換算額 (①)	平成 17 年度実績額 (②)	差異 (＝②－①)	比率(%) (＝②／①)
収益的収入	給水収益	163,261	51,556	47,354	△4,202	91.8
	その他	17,914	5,657	4,009	△1,648	70.9
	計	181,175	57,213	51,363	△5,850	89.8
収益的支出	維持管理費	115,080	36,342	30,565	△5,777	84.1
	減価償却費等	37,063	11,704	12,987	1,283	111.0
	支払利息等	19,558	6,176	3,471	△2,705	56.2
	施設改良費	9,067	2,863	3,100	237	108.2
	計	180,768	57,085	50,123	△6,962	87.8
損益		407	128	1,240	1,112	968.8

上記の平成 17 年度実績額のうち、

収益的収入「その他」は、給水収益以外の営業収益、営業外収益及び特別利益である。

収益的支出「維持管理費」は減価償却費等を除く営業費用、支払利息等・施設改良費を除く営業外費用及び特別損失である。

上記の比較により、平成 17 年度は料金算定期間の計画値と比較して需要が減少していることが分かる。そして需要（給水収益）の減少に対応するため定員削減等の経営改善に努めた結果、維持管理費は減少することとなった。また、支払利息等は高金利時代の企業債の償還が進み金利負担の軽減が図られた。以上の結果として、利益において年間 128 百万円の計画値に対して平成 17 年度実績 1,240 百万円（9.69 倍）の計上となった。

次に、平成 17 年度損益収支のうち減価償却費を 493 百万円、修繕費（維持管理費）

を 400 百万円、施設改良費を 669 百万円のそれぞれを減じたものを対比すると、

修正後損益収支　　（単位：百万円）

区　分		38 か月収支計画額 (H8.2 から H11.3 まで)	同左 12 か月換算額 (①)	平成 17 年度実績額 (修正) (②)	差異 (＝②－①)	比率(%) (＝②／①)
収益的収入	給水収益	163,261	51,556	47,354	△4,202	91.8
	その他	17,914	5,657	4,009	△1,648	70.9
	計	181,175	57,213	51,363	△5,850	89.8
収益的支出	維持管理費	115,080	36,342	30,165	△6,177	83.0
	減価償却費等	37,063	11,704	12,494	790	106.7
	支払利息等	19,558	6,176	3,471	△2,705	56.2
	施設改良費	9,067	2,863	2,431	△432	84.9
	計	180,768	57,085	48,561	△8,524	85.1
損　益		407	128	2,802	2,674	2,189.1

上記の比較により、平成 17 年度実績額のうち減価償却費、修繕費（維持管理費）及び施設改良費の合計 1,562 百万円の費用が減少したため料金算定期間の計画値と比して､利益において年間 128 百万円の計画値に対して平成 17 年度修正後利益金額 2,802 百万円（21.89 倍）の計上となり両者の乖離はますます増大することとなる。

水道料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない（地方公営企業法第 21 条第 2 項)。

平成 8 年 2 月の料金改定時は、料金算定期間 38 ヶ月の利益を 407 百万円（1 年換算 128 百万円）として見込んで料金設定がなされている。それが、平成 17 年度では年 2,802 百万円（修正前利益では年 1,240 百万円）の利益の計上となっている。この利益水準が適正なものかどうか、少なくとも前回（平成 8 年）の利益計画額年当たり 128 百万円が適正な水準ならば、その 21.89 倍もの利益 2,802 百万円の金額はそれをはるかに上回っていることには違いない。このように利益状況が大きく変化したにも拘らず平成 8 年以降水道料金の見直しを実施していないことは水道料金のあり方からして問題があるものといわざるを得ない。

料金の算定期間は、経済の推移、需要の動向等、不確定の要素を多く含むため、また、料金の安定性、期間的負担の公平性、原価把握の妥当性、浄水場や配水管などの水道施設を確保する施設計画の策定など諸々の要素を考慮すると 3 年ないし 5 年を基準とすることが妥当とされている。

名古屋市の平成 8 年の料金改定の料金算定期間は 3 年 2 ヶ月（38 ヶ月）であったことは妥当であったものの、料金算定期間の期限であった平成 11 年 3 月までに新たに料金算定期間を設け料金の見直しを検討することが必要であったものと考える。

（2）結果

名古屋市においては現行の水道料金の維持を前提として水道サービス水準の向上に努めていくこととしているが、現行の水道料金は、平成 8 年に改定されたままであり、現在の経営状況を反映した適正な原価を基礎としているものであるとは必ずしもいえない。

適正な料金のあり方について上下水道事業経営調査会等へ調査委嘱を行うなどして、妥当な水道料金づくりを検討することが必要であるものと判断する。市民に対して説明責任を果たすことが要請される。

（3）意見

水道料金は適正な原価を基礎として決定するのであるが、上記で検討したとおり適正な原価ひいては適正な経営成績を示すためには、その会計処理の妥当性が維持されていなければならない。

指摘した事項に関し、当局の見解を以下に掲げると、

公営企業としての水道事業者としては、料金の安定性を重視した事業運営を行う必要があると認識している。一定の料金水準において利益が生じた場合には、企業債発行の抑制や繰上償還を行うことにより将来の財政基盤の強化に努めるとともに、耐震管への布設替など高水準の水道サービスを提供するための財源として活用することが必要である。逆に、経営環境が悪化した場合にも安易に料金改定に頼ることなく、経営改善の中で吸収していくよう努力すべきものである。

過大計上との指摘部分は企業債の繰上償還や地震対策などの財源として活用しており、安定した水道事業を実施する上で一定の役割を果たしていると認識している。

収益的収支の状況のみならず、企業債の償還財源や施設の建設改良財源を含めた会計全体としての財務状況を判断しながら、水道事業を安定的、継続的に運営していく必要がある。

当局の見解は上記のとおりであるが、正しい経営成績を表すためには当局独自の見解を採用することが出来ないことは本文で述べたとおりである。

水道料金の算定は、一般に損益収支方式と資金収支方式があり、名古屋市は損益収支方式を用いている。損益収支方式は水道料金算定の根拠が明確であるという長所があるが、課題として減価償却資産の耐用年数と企業債の元金償還金の償還年限を比較した場合、耐用年数のほうが償還年限より長いため減価償却費として内部留保された資金では元金償還金を賄いきれないという点が存在する。

しかし、上記の課題を解消するために内部留保費用を多く計上するための独自の会計処理を行うことは容認できるものではない。

市民の理解を得るために正しい情報を積極的に開示するとともに、企業債や水資源機構資金等の償還年限の、現状より更なる長期間の調達・利用が可能となるように大都市水道事業管理者会議（名古屋市、東京都、大阪市など 15 都市水道事業管理者で構成）等の関係機関と連携してその実現に向けて努力していくことが望まれる。

２．施設改良費について

（1）概要

施設改良費とは、社団法人日本水道協会が定める「水道料金算定要領」における資本費用のうちの資産維持費を、名古屋市では施設改良費と称している。

水道料金は、営業費用に資本費用を加えた総括原価で決定される。料金収入＝総括原価となる。

<table>
<tr><td rowspan="3">総括原価</td><td rowspan="2">営業費用</td><td>人件費</td><td>薬品費</td><td>動力費</td><td>修繕費</td><td>受水費</td></tr>
<tr><td>減価償却費</td><td>資産減耗費</td><td>その他
維持管理費</td><td>（控除項目）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">資本費用</td><td colspan="5">支払利息</td></tr>
<tr><td colspan="5">資産維持費（名古屋市では施設改良費と称している）</td></tr>
</table>

名古屋市の水道料金は、平成 7 年 10 月の水道事業財政調査会「名古屋市水道事業における当面の財政運営のあり方に関する報告」の報告に基づき資産維持費を積み上げ方式により算定している。ちなみに料金算定期間は平成 8 年 2 月から同 11 年 3 月までの 38 ヶ月である。

平成 17 年度の施設改良費の内訳

（単位：百万円）

震災対策	安定給水対策	おいしい水対策	渇水対策	計
2,478	519	56	47	3,100

この資産維持費は事業報酬として、減価償却費等の内部留保資金だけでは物価上昇や震災対策など施設の高度化に対応する資金が確保できないため、料金対象原価に含めて需要家から回収するものである。水道事業を継続して運営するためには必要な設備更新等を行わなければならず、この更新の財源は利子のつかない自己資金でまかなうべきであるとの考え方によって、このために得る水道事業者の必要な利益（事業報酬）を資産維持費と称している。

従来は、資産維持費の算定方法は純粋な費用積み上げ方式であったが、平成 9 年 10 月の「水道料金算定要領」の改定により、一部レート・ベース方式の考え方を採用した方式に変更された。この新たな方式によりややもすれば過剰に見積もられる可能性のある従来の純粋な費用積み上げ方式と比較して資産維持費に上限が設定されることになり、過度な設備投資を抑制する作用を水道事業者に与え水道料金の上昇を抑制する効果が生じた。

しかし、名古屋市の水道料金は上記「水道料金算定要領」の改定前に設定されたまま現在に至っており純粋な費用積み上げ方式を踏襲しているため、平成 9 年の改定の趣旨が反映されていない結果となっている。

改定された「水道料金算定要領」における資本費用の算定式は以下のとおりである。

資本費用＝支払利息+資産維持費

資産維持費＝対象資産×資産維持率

なお、対象資産は償却資産額の料金算定期間期首及び期末の平均残高であり、資産維持率は、平均的な自己資本構成比率×繰入率で求められる。平均的な自己資本構成比率は 50%、繰入率は政府引受企業債利率の 5 ヵ年平均の率を基準として適正に定めるものである。

ここで資産維持費を試算してみる。なお、簡便計算のため対象資産は平成 17 年度期首及び期末の償却資産の平均額、繰入率は平成 13 年度から同 17 年度までの 5 年間の財政融資資金の貸付金利 30 年ものを用いる。

対象資産＝（期首+期末）÷2＝(253,352+254,562）÷2＝253,957 百万円

繰入率＝（平成 13 年度平均利率+・・・+17 年度平均利率）÷5

＝（2.017+1.775+1.600+2.150+2.033）÷5＝9.575÷5＝1.915%

計算結果

253,957 百万円×50%×1.915%＝2,431 百万円

以上により、名古屋市の計上している資産維持費（施設改良費）の金額 3,100 百万円と上記の計算結果の金額 2,431 百万円の差額は 669 百万円となる。

（2）結果

市の採用している資産維持費の算定方法は、必ずしも妥当なものであるとはいえない。

資産維持費は建設財源に充当される損益勘定留保資金として利益留保性の性格を有し、また水道料金設定の際、総括原価として用いられるためその計上は慎重になし、計上する場合にはより客観的に検証できるように算定されなければならない。ちなみに、政令指定都市の水道事業で資産維持費を計上している自治体は名古屋市以外には札幌市と静岡市である。

妥当な資産維持費を計上するためには、料金体系のあり方の検討にあわせて調査委嘱を行うなど、現行の「水道料金算定要領」を斟酌して算定することが必要である。

第２．漏水率

１．メータ不感率について

（1）概要

水道事業において配水量（給水量）の効率性を高めることは重要な経営課題である。効率性の判定の一つとして有収率（配水する水量と料金として収入のある水量との比率）を用いるのであるが、同時に漏水率の推移も有収率に影響を与えるものとして重要な経営指標である。通常、有収率と漏水率は表裏一体であると考えられている。

配水量（給水量）は以下のように区分される。

配水量	有効水量	有収水量	料金水量
			分水量
			その他
		無収水量	メータ不感水量
			局事業用水量
			その他
	無効水量	調定減額水量	
		漏水量	
		その他	

年間配水量を 1,000 として、過去 3 年間の内訳を示すと、

	平成 15 年度	16 年度	17 年度
有効水量	958	960	962
有収水量	923	926	929
無収水量	35	34	33
無効水量	42	40	38
年間配水量	1,000	1,000	1,000

限られた水資源の有効利用や電力費、薬品費の節減など、効率的な経営をすすめるためには、漏水を含む無効水量を減らすことが課題となる。

ここで過去 5 年間の有収率等の推移をみると、

	年間配水量（千㎥）	有収水量（千㎥）	有収率（%）	給水収益（百万円）	平均単価（円／㎥）
平成 13 年度	309,223	283,620	91.7	49,620	174.95

14	304,952	280,619	92.0	48,744	173.70
15	299,054	276,047	92.3	47,320	171.42
16	299,145	277,081	92.6	47,492	171.40
17	298,474	277,148	92.9	47,354	170.86

有収率は上昇傾向にあり効率改善の兆しはみられる。有収率を向上させるためには無効水量を低減させなければならない。平成 17 年度の無効水量のうち漏水量は 10,800 千㎥（配水量 298,474 千㎥に対して 3.6%）である。ちなみに、15、16 年度の漏水率は 4.0%、3.8%である。漏水防止対策による漏水率の減少が有収率の逓増傾向となって表れている。

漏水率の推移　（単位：%）

平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
4.0	3.8	3.6

漏水は主に道路取付管から生じるため、引き続き漏水調査及び計画的な老朽道路取付管の取替や配水管の更新に努める必要がある。さらに、配水施設（配水池）の老朽化による漏水も生じるためその保守、点検並びに改修が必要となる。

漏水率に影響を与える要因として、メータ不感水量についても検討を加える必要がある。「水道メータは、機構部の摩擦抵抗などにより微流量域ではほとんど計量できない。また、始動流量以上でも器差がマイナスの領域がある。このため計量すべきであるのに指示に表れない水量があり、これを不感水量という。この水量の全水量に対する比を不感率といい、一般に経過年数に比例して増加する。金属製メータはこの傾向が特に顕著で、この欠点を改良したのがプラスティック製メータである（「水道用語辞典」社団法人日本水道協会編）。」

不感水量の実績値を測定することは困難なため、名古屋市は以下の方法で不感率を算定し、その率に配水量を乗じたものを不感水量としている。

まず調定戸数 100 件のモデル地区を 2 箇所選定する。そしてモデル地区への全体の配水量を測定し、それと各需要家毎の調定量の合計量との差からそのモデル地区の不感率を算出する。測定期間は平成 14 年、15 年の 2 年間にわたり計 12 回である。この測定の結果得られたモデル地区の不感率 2.9%を平成 16 年以降の全体の不感率として使用している。

需要家約 78 万 8 千戸（年間調定件数 4,732 千件÷年間調定回数 6）のうちの 200 戸（モデル地区 100 戸×2 箇所）の不感率をもって需要家約７８万戸全体の不感率とすることの妥当性については、検証されていない。この不感率の算定方法につい

ては画一的・統一的な手法はなく各自治体によって種々の方式が用いられている。漏水率を検討する際には、この算定方法を念頭におくことが必要である。つまり、漏水量は基本的には全体(配水量)と実測量（有収水量等）との差額であるものの、実際は全体から実測量を控除し、さらにメータ不感率を用いて算出したメータ不感水量（推定値）を控除したものが漏水量となる。

このメータ不感率は有収率に直接影響を及ぼすものではない。しかし、メータ不感水量の妥当性が欠けた場合には漏水量に影響が及び、経営指標としての漏水率の数値に影響が及ぶことになる。

なお、有収率の状況をみると、

平成 16 年度の政令指定都市の有収率　（単位：%）

名古屋市	92.6	静岡市	85.2
札幌市	91.6	京都市	85.7
仙台市	91.7	大阪市	88.4
さいたま市	91.2	神戸市	92.4
千葉市	95.7	広島市	92.1
横浜市	92.1	北九州市	86.9
川崎市	86.4	福岡市	95.7

名古屋市の平成 17 年度の有収率は 92.9%（上記の表は 16 年度分）であり他の政令指定都市のそれと比較すると高いものといえる。今後とも効率的経営によって有収率を高めていくことが必要である。

（2）意見

漏水率を検討する場合には、メータ不感率の算定方式を念頭におく必要がある。

厚生労働省は平成 16 年度（平成 16 年 6 月）において水道ビジョンを公表した。環境・エネルギー対策の強化の項で、平成 25 年度までに（現況 91.8%平均）の有効率（事業体別）の目標として大規模事業体は 98%以上、中小規模事業体は 95%以上を目指すとなっている。

名古屋市においても目標達成のため一層の効率化を図ることが望まれる。

第３．収納事務

Ⅰ．概要

１．収入金の会計処理

(1) 公営企業の会計処理

地方公営企業は、その経営成績を明らかにするため、全ての収益及び費用を、その発生の事実に基づいて計上し、その発生した年度に正しく割り当てるとともに、財政状態を明らかにするため、全ての資産、資本及び負債の増減及び異動をその発生の事実に基づき整理しなければならないとされている（地方公営企業法第 20 条)。

(2) 収入の調定

調定とは、債権を確定するために、その根拠、所属年度、収入科目、収入金額及び納入義務者等を調査決定することであり、徴収行為の前提として必ず行われる。

前述のように、地方公営企業は発生主義会計を採用しているので、調定は債権の原因が発生した時点で行う。この場合、調定時点では、実際に現金収納がなされていないので、収益と未収金が計上される。

このように調定は通常現金収納以前に行うのが原則であり、これを未収調定という。ただし、状況に応じて、徴収と同時に調定することがあり（給水装置修繕費、手数料等)、これを収入調定という。営業所に係る収入の調定は、営業部料金課長が行う。

２．点検

点検業務は、水道の使用水量を計量し、用途・戸数等の確認により水道料金を確定するという料金調定の根幹をなす重要な仕事である。

メータの点検は、全給水区域において原則として 2 か月ごとに行う。偶数月に点検する区域を甲、奇数月に点検する区域を乙と区分し、そのうち甲は、Ａ・Ｂ・Ｃ、乙はＪ・Ｋ・Ｌの３ブロックに区分して点検する。なお、毎月点検の場合は、Ｘ・Ｙ・Ｚの 3 ブロックに区分して点検する。

また、メータの検針方法は、主にハンディターミナルによる検針が行われている。点検業務では、メータの検針のみならず、使用水量の状況調査、料金の相談、さらには苦情処理なども行う。

３．収納

料金徴収は、大別して、お客さまが郵送された「納入通知書」により金融機関等に納付する納入通知書扱いと、お客さまが金融機関に設定した預貯金口座より振替納付する口座振替扱いの 2 方法により行う。ただし、局長が特に必要と認めるときは、集金の方法で徴収できる（施行規程第 30 条)。

納入通知書扱いの場合、料金は、各金融機関、コンビニエンスストア及び営業所窓口で納入される。

口座振替扱いの場合、銀行等における口座振替日は、請求ブロックに応じて次のとおり設定されている。いずれも振替日が休業日の場合は翌営業日となる。

Ａ・Ｊ・Ｘブロック……点検月の 26 日
Ｂ・Ｋ・Ｙブロック……点検月の翌月 6 日
Ｃ・Ｌ・Ｚブロック……点検月の翌月 16 日

４．未納管理

未納料金については、段階を追って数度の督促を行い、完全徴収を目指している。

(1) 未納督促

①納入通知書扱いの場合

各ブロックごとの「納入通知書」第 2 回発行分の納期限から概ね 9 日後、未納のものについて、「上下水道料金納入のお願い」を作成し料金別納郵便で一括発送する。

②口座振替扱いの場合

振替不能コード、振替不能理由及びその内容は次のとおりである。

コード	振替不能理由	内　　容
1	預金不足	・預金残高不足
2	預金取引なし	・預金取引なし（口座解約済、該当口座なし） ・店番号、預金種目、口座番号、名義等相違
3	預金者の都合による振替停止	・預金者からの依頼による振替停止 ・諸届（死亡、相続、代弁、差押等）に伴う振替停止
4	預金口座振替依頼書なし	・依頼書未提出 ・依頼書不備返却中 ・預金口座振替契約解約済
8	委託者の都合による振替停止(依頼返却)	・委託者（局）からの依頼による振替停止
9	その他	・請求書、請求ＭＴの不備（データフォーマット上のエラー等）

③未納管理カード

原則として・Ａ・Ｊ・Ｘブロック分は点検月の翌月 26 日、Ｂ・Ｋ・Ｙブロックは、

点検月の翌々月 6 日、C・L・Z ブロックは点検月の翌々月 11 日現在未納のものについて、「未納管理カード」、「未納管理カード担当者別集計表」、「未納管理カード不作成リスト」を作成し、営業所へ送付する。

④督促

未納管理カードが出力されたものについては、原則として給水停止予告書の郵送により督促を行うが、過去の滞納状況、倒産のおそれがある場合あるいは大口未納等の事情から必要と判断したときは、早期に電話による督促や現地督促を行う。

(2) 給水停止

水道事業者は、給水を受ける者が料金を指定された期限までに納付しないとき、正当な理由なく給水装置の検査またはメータの点検を拒否または妨害したとき、その他正当な理由があるときは、その理由が継続する間、給水を停止することができる（水道法第 15 条第 3 項、条例第 35 条、施行規程第 34 条）。また、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、構造材質基準に適合していないときは、その者が給水装置を構造材質基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる（水道法第 16 条、条例第 35 条、施行規程第 34 条）。

未納料金の督促サイクル

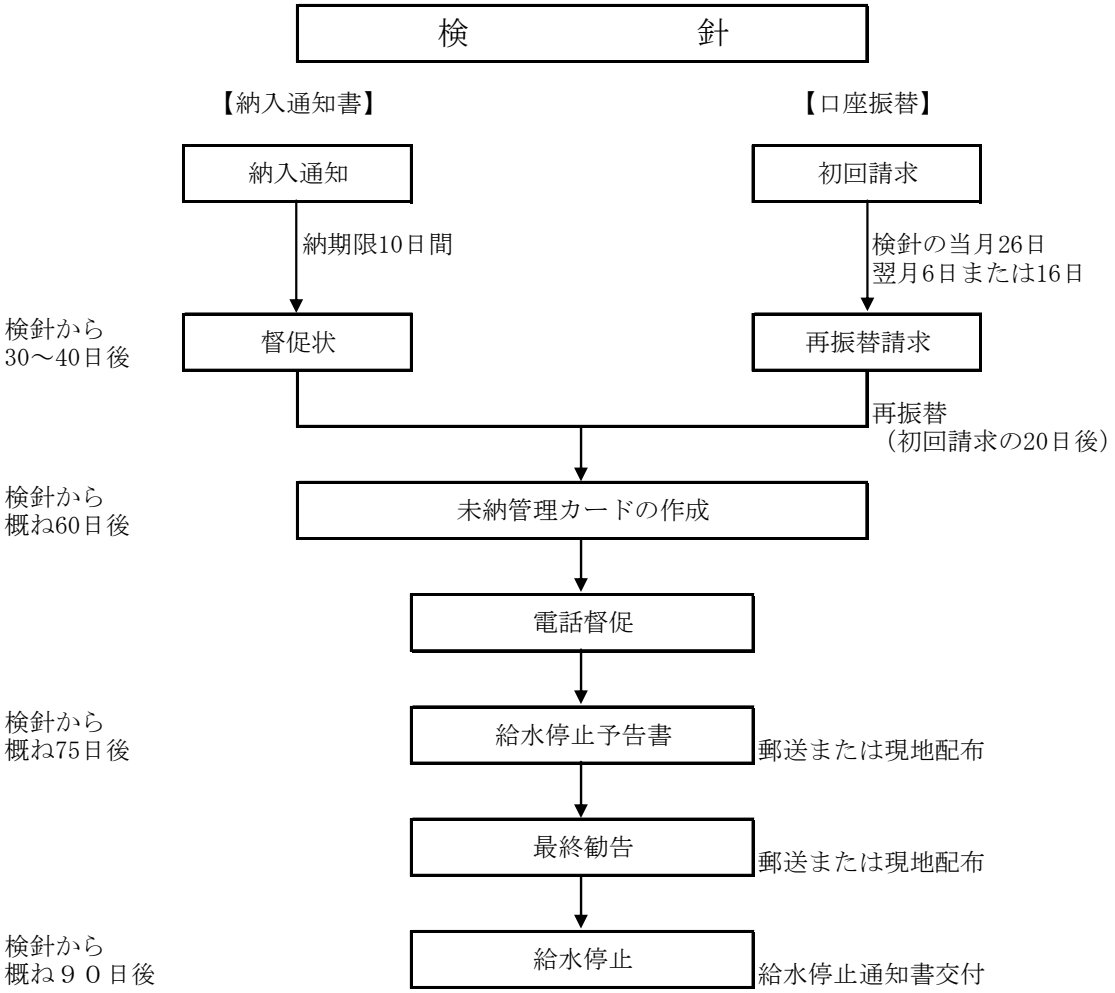

未納管理日程表（例3－4月分）

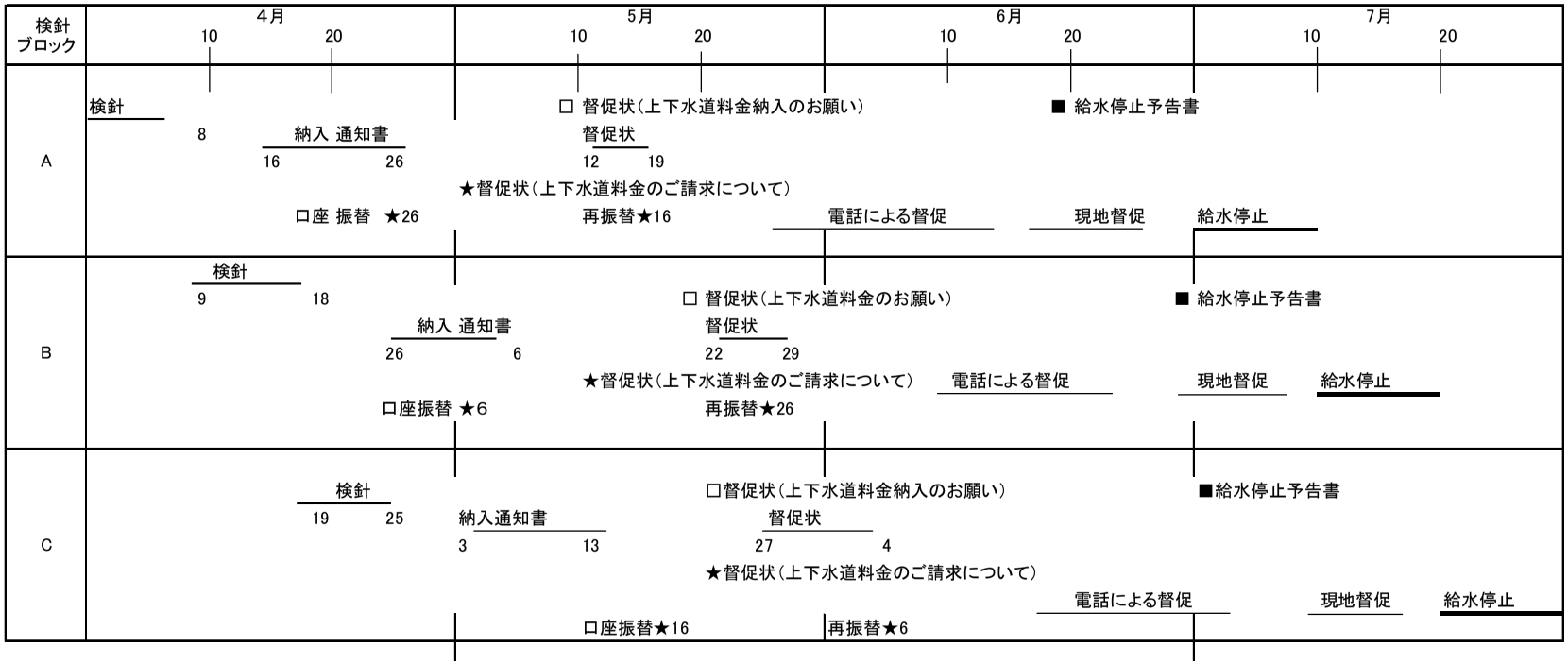

Ⅱ．監査結果

１．営業所における給水停止保留手続について

（1）概要

名古屋市上下水道局経営本部営業部料金課が作成した「営業事務手続」では、給水停止を保留する際の手続きが以下のように定められている。

Ⅶ未納管理　２給水停止　（２）給水停止　ウ給水停止の保留

給水停止を保留することがやむを得ないと認める場合は、原則として、当該お客さまから「誓約書」を徴し、所長の承認後、給水停止を保留することができる。 担当者は「未納管理カード」に延期後の給水停止予定日等必要事項を記入し、「誓約書」とともに保管する。ただし、誓約した納期限までに未納料金の納入がない場合等誓約違反が生じたときは、ただちに給水停止の手続を行う。

営業所では、原則として月に 3 回、給水停止日前日に会議を開き、個別事情を勘案して給水停止とするかどうかを検討している。

南営業所においては、給水停止会議において「給水停止中お客さまリスト」を活用している。3 月 14 日に開催された給水停止会議で使用した「給水停止中お客さまリスト」を閲覧したところ、給水停止についてお客さまごとに検討したと思われる書き込みがされていた。

しかし、上記「営業事務手続」に照らして、2 つの問題点がある。第 1 に、給水停止の保留について所長が承認した文書が無い。上述した給水停止会議には所長も参加するとのことであり、実質的には所長も承認していると思われるが、保留という給水停止の例外的処理を行う以上、所長の承認を明確に文書で残しておくべきある。

第 2 に、営業事務手続では、給水停止を保留する場合には、原則として当該お客さまから誓約書を徴することとされているが、実際には誓約書を入手する事例は稀である。3 月 14 日の給水停止会議では、保留となったお客さま 19 名のうち誓約書が提出されているのは 1 名のみであった（ただし、現地での給水停止処分時に、誓約書を書かせて給水停止を保留したケースが 2 件あったため、最終的には保留 21 名のうち誓約書提出は 3 名であった）。

このように、給水停止会議時点では 19 名中 1 名しか誓約書を提出しておらず、原則として誓約書を徴することを求めている営業事務手続に反する結果となっている。この件につき担当者にヒアリングしたところ、以下のような回答があった。

・実際には、誓約書を入手することは稀である。現地まで誓約書を取りに行くかあるいは営業所等の窓口まで来てもらう必要があるが、お年寄りなどで窓口まで来てもらうのが困難な人もいる。

・誓約書が無い場合には、原則的には給水停止にすべきだが、給水停止は慎重に判断している。連絡がつく場合には給水停止を保留することが多い。
・現地で給水停止処分を行う際に、誓約書を書かせて給水停止保留にすることがある。その場合には必ず誓約書を入手している。

現状では営業事務手続と実際の実務とで乖離が生じているといえる。給水停止を保留するか否かの判断には客観性・公平性が求められるため、本来は営業事務手続に従って処理すべきである。しかし、市民生活の重要な基盤である水道の供給停止については慎重に行うべきであり、実務的に運用が困難な手続を定めることは、営業所での判断を難しくさせ、かえって客観性・公平性を損なう結果となる危険性もある。

なお、港営業所においても、給水停止の保留について所長が承認した文書がなかった。また、港営業所でも誓約書を徴していない場合があるとのことであり、3 月 22 日の給水停止会議の資料として使用された給水停止予定者リストを閲覧したところ、給水停止の保留は 25 件あったが、そのうち誓約書が提出されているものはなかった。

（2）結果

給水停止の保留について所長が承認したことを明確に文書化し、保存しておくべきである。

また、給水停止を保留する条件として誓約書を徴することについては、現状の営業事務手続の運用を徹底させるか、あるいは営業事務手続を現実に即して見直すことを検討すべきである。

２．港営業所における分割納入について（その 1）

（1）概要

名古屋市上下水道局経営本部営業部料金課が作成した「営業事務手続」では、分割納入となる場合の手続が以下のように定められている。

Ⅵ収納　１料金の収納（1）納入通知書扱い　ウ営業所での収納　（イ）窓口徴収　ｈ分割納入となる場合

（a）基準

お客さまから申し出があり、特にやむを得ないと認められる場合は、営業所長の判断により行うものとする。徴収額の分割をする場合は、原則として 3 回までとし、長期にわたらないように留意するとともに、誓約書を提出させる。

分割後の納期限が経過しても納入がない場合は、早急に督促又は給水停止を行う。

なお、分割納入を認めたときは、未納管理カードが作成済のものについては、担

当者に連絡する。また、次回窓口納入の際、分割納入であることが分かるように、誓約書等により所内関係者に周知しておく。
(b)処理
（中略）収入消込については、最初はエラーとなるため、「収入消込不能リスト」により確認し、＜収納・未納：2 消込不能解決・料金＞で解決する。（中略）

「収入消込不能リスト」は、調定額と入金額とが不一致になった場合に出力される。分割納入の場合、調定額と入金額が不一致となるため、特に処理しなければ、上記「(b)処理」にあるように、収入消込不能リストにより確認できる。収入消込不能リストは所長に承認されるため、収入消込不能リストに計上されている分割納入は所長により承認されることになる。

しかし、分割納入の入力時に「消込不能解決画面」で処理することにより、収入消込不能リストに計上しないようにすることもできる。収入消込不能リストに計上されなければ、所長への報告は口頭によるほかなく、報告・承認漏れが起こる可能性がある。また、未納管理カードに分納の履歴が記載されることになっているとはいえ、多くの未納管理カードから分割納入に該当するものを事後的に把握することは困難である。

未納管理カードを閲覧したところ、お客さま番号 11-1-6●●●●のお客さまについては 6 月〇日に×万円分納されているが、収入消込不能リストには計上されていなかった。消込不能解決画面で処理されたと思われる。当該分納については、「営業事務手続」に文書として残す旨の定めがないことから、所長による承認が文書として残されておらず、承認が行われていたか検証することができない。

（2）結果

分割納入については収入消込不能リストに計上することにより、報告・承認漏れを防止し、分割納入の履歴を事後的に検証できるようにすべきである。

３．港営業所における分割納入について（その 2）

（1）概要

分割納入となる場合、前述のように、原則として誓約書の提出が必要とされている。しかし、実際には必ずしも誓約書は入手していないとのことであった。実際に、収入消込不能リストに計上された分納のケース（お客さま番号 11-0-0250●●●●）につき、誓約書の有無を質問したところ、入手されていなかった。

（2）結果

現状の営業事務手続の運用を徹底させるか、あるいは営業事務手続を現実に即して見直すことを検討すべきである。

４．点検業務の委託について（財団法人水道サービスへの随意契約）

（1）概要

点検業務では、委託検針員が実施した検針の「点検件数・処理結果一覧」を確認し、報告事項等を記入し、使用水量の増減などお客さまへの必要な連絡等を行った後、計量指導員及び計量管理員がチェックし、最終的には営業所長の承認を得ることとなっている。

南営業所では、以下の体制で検針が行われている。

名称	人数	所属等	役割
計量管理員	2 名	名古屋市上下水道局	使用水量等の審査、水量・用途・戸数等の認定、現地再調査、料金調定計上の可否判断、点検業務の進捗管理など
計量指導員	2 名	名古屋市上下水道局から財団法人水道サービスへ派遣した職員及び財団法人水道サービスのプロパー職員	委託検針員の検針結果の審査をはじめとする委託検針員の指導管理のほか、委託検針員からの報告に基づく各種異動手続、現地再調査、苦情処理、点検業務の進捗管理、上下水道局との連絡調整など
委託検針員	8 名	原則として検針対象となる区に在住している人を対象に財団法人水道サービスが募集し、個人別に契約する。	メータ検針をはじめ水量増減の際の声かけ、使用状況の調査、お客さまの申し出の処理や簡易な漏水調査、口座振替勧誘等の付帯業務など

また、港営業所においては、以下のような体制となっている。なお、計量管理員等の役割については南営業所と同一である。

名称	人数	所属等
計量管理員	2 名	名古屋市上下水道局
計量指導員	3 名	財団法人水道サービスのプロパー職員
委託検針員	7 名	原則として検針対象となる区に在住している人を対象に財団法人水道サービスが募集し、個人別に契約する。

点検業務は財団法人水道サービスへ随意契約により委託されており、計量指導員は財団法人水道サービスの職員である。計量指導員には、プロパー職員のほか上下

水道局からの派遣職員も含まれている。平成 17 年度においては計量指導員 35 名のうち 9 名が、点検業務に関するノウハウや技術の承継のため、上下水道局から財団法人水道サービスへ派遣されている。なお、職員派遣は平成 17 年度末で終了している。

また、委託検針員は、財団法人水道サービスが原則として検針対象の区に在住している市民から募集する。委託検針員は、検針に使用するハンディターミナルの操作方法、個人情報保護、料金体系、使用水量増減の場合の対処のしかた、簡易な漏水調査、苦情処理、お客さま応対など点検業務の事務手続きについて研修や計量指導員の指導を受けている。

（2）結果

上下水道局の説明によれば、点検業務は公益性を有する業務であり、安定して正確に業務を行うとともに効率的な業務執行が求められるため、財団法人水道サービスへ随意契約により委託し、局職員を派遣して技術移転を進め外部委託による点検業務体制を確立してきたとのことであった。

しかし、上記の点検業務の体制からすると、随意契約により財団法人水道サービスへ委託する必要性について疑問がある。実際の点検作業は財団法人水道サービスが募集した委託検針員が行っており、財団法人水道サービスの職員は計量指導員（南営業所で 2 名、港営業所で 3 名）が関与するのみである。また、その計量指導員も南営業所のように上下水道局から派遣されている場合がある。さらに、上下水道局の計量管理員が点検業務を総括している。このように、財団法人水道サービスの関与の度合い及び上下水道局の指導監督体制からすれば、財団法人水道サービスでなければ点検業務を行うことができないとは考えられない。

随意契約によるのではなく、競争入札による契約を検討すべきである。

５．口座振替の普及促進について

（1）概要

名古屋市上下水道局会計規程第 42 条では納入通知書による収納の方法を、同規程第 43 条では口座振替による収納の方法をそれぞれ定めている。平成 17 年度の調定件数は 4,732,459 件であるが、そのうち減免などの場合を除いた、初回請求時の口座振替と納入通知書の件数は、4,600,195 件である。それを請求の方法により分類すると以下のとおりである。

請求の方法	件　数	割　合
口座振替	3,808,904 件	82.8%
納入通知書	791,291 件	17.2%
合　計	4,600,195 件	100%

このうち、口座振替による請求において再振替請求がなされた件数及び納入通知書による請求において督促状が発送された件数は以下のとおりである。

請求の方法	件数（①）	再振替請求件数または督促状発送件数（②）	未納率 (②/①)
口座振替	3,808,904 件	98,024 件	2.6%
納入通知書	791,291 件	213,951 件	27.0%

口座振替による請求の割合は全体の約 83%を占め、その未納率は 2.6%である。一方、納入通知書による納入は全体の約 17%であるが督促状発送件数は 213,951 件と多く、未納率は口座振替の場合の 10 倍以上に達している。

営業所ごとに平成 17 年度の口座振替普及率と給水停止予告を行った割合（給水停止予告件数 / 料金調定件数、以下「給水停止予告率」という）の関係をグラフにすると以下のようになる。なお、各年度の口座振替普及率は月ごとの口座振替普及率の平均値を記載しており、赤線は給水停止予告率の平均値を表している。

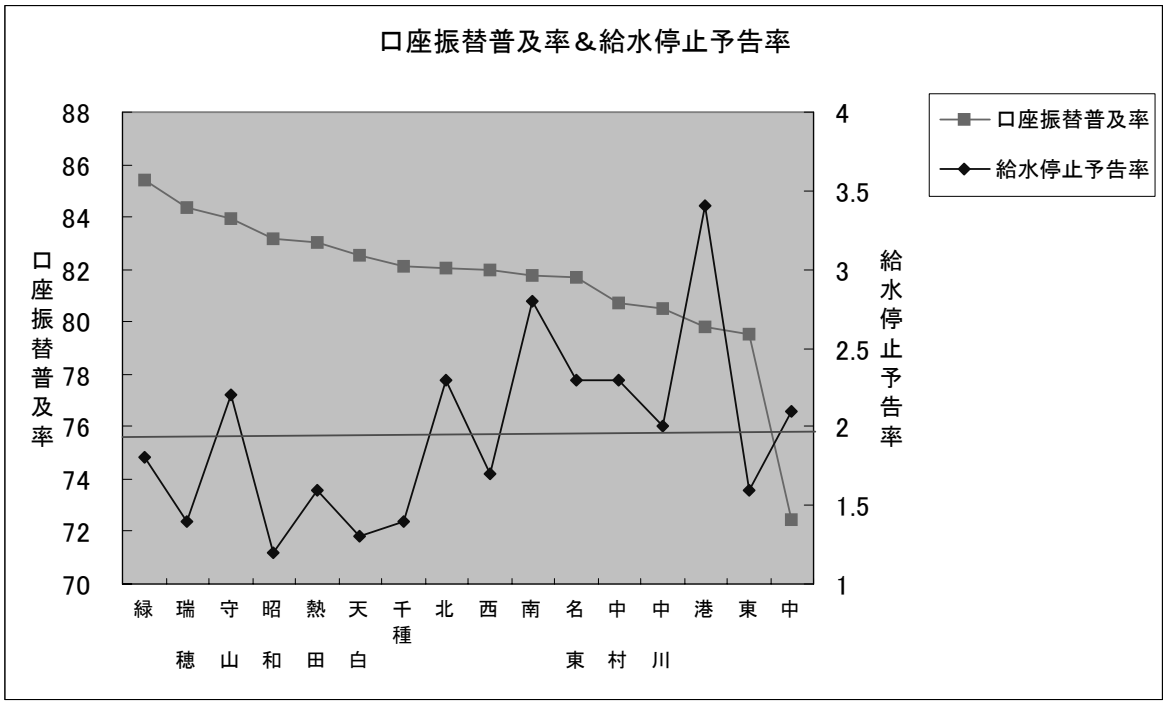

中営業所のように法人が多い地域においては口座振替普及率が低下する傾向にあるため、一概には言えないが、口座振替普及率が低下するにつれて給水停止予告率が概ね上昇する傾向にある。口座振替普及率が低い場合には、給水停止予告率が平均値を上回ることが多い。

過去 5 年間の口座振替普及率の推移を見てみると、口座振替普及率は 80%以上の

高い割合を保ってはいるものの、年々低下する傾向にある。なお、各年度の口座振替普及率は月ごとの口座振替普及率の平均値を記載している。

	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
口座振替普及率	82.2%	82.0%	82.0%	82.0%	81.8%

（2）意見

未納率の改善及び事務作業量の軽減のためには口座振替による収納件数を増やすことが有効であり、積極的な広報活動を行うことが望ましい。営業所においても、お客さまから使用開始の申し込みを受け開栓を行う際に口座振替お申し込みはがきを持参し、口座振替の利用をお願いしたり、使用開始後 2、3 か月経過後も納入通知書扱いのお客さまに対して口座振替お申し込みはがきを送付したりするなどの活動を行っている。今後も、口座振替普及率向上のため、積極的な口座推進活動に努められたい。中長期計画において口座振替普及率について目標値を設定することも検討すべきである。

また、名古屋市は口座振替の普及促進を図るため、「みずプラン 22」において、平成 19 年度を目標に口座割引制度を導入することを施策として掲げている。口座割引制度の導入により、お客さまが口座振替を利用するインセンティブを高めることが期待できる。未納率の改善及び事務作業量軽減のため、なるべく早期に口座割引制度を導入して口座振替普及率を高めることを検討すべきである。

なお、従来の地方自治法には、第三者による立替払いについての規定がなく、使用料等のクレジットカード払いは認められていなかった。しかし、平成 18 年 5 月の地方自治法の改正では、第三者による立替払いを認める規定が加えられたため、施行後は水道料金のクレジットカード払いが可能になる。クレジットカードによる水道料金の納付を認めることは、未納率の改善に有効であると考えられるため、導入を検討すべきである。

第４．契約

Ⅰ．概要

私どもは、水道事業及び工業用水道事業の契約事務を対象として監査を実施した。今般監査対象ではないが、名古屋市の下水道事業の発注工事において談合事件が発覚している。私どもは、名古屋市が談合の根絶を目指し、制度、組織、倫理面において徹底した談合防止策を講じることを強く希望する。

１．契約締結方法の種類

地方公共団体の締結する契約は、地方自治法により、一般競争入札・指名競争入札・随意契約・せり売りの方法によることと定められている（地方自治法 234 条 1 項)。地方公共団体が締結する契約方法は一般競争入札が原則であり、指名競争入札、随意契約またはせり売りの方法は、政令で定める場合に限定されている（地方自治法 234 条 2 項)。

（1）一般競争入札について

一般競争入札とは、契約に関し公告し、不特定多数人をして入札の方法によって競争をさせ、地方公共団体に最も有利な条件を提供するものとの間に締結する契約方法をいう。

（2）指名競争入札について

指名競争入札とは、入札者を指名して、特定多数の者をして入札の方法によって競争させ、地方公共団体に最も有利な条件を提供するものとの間に締結する契約方法をいう。

地方公共団体が締結する契約方法は一般競争入札が原則であるが、一定の場合に限って指名競争入札を行うことができる。地方自治法施行令第 167 条によれば、指名競争入札を行うことができる場合は、以下のとおりである。

- 工事または製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質または目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- その性質または目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

（3）随意契約について

随意契約とは、地方公共団体が契約の相手を競争の方法によらないで選択して締結する契約方法をいう。一般競争入札が原則的方法であるため、一定の場合に限って随意契約を行うことができる（地方自治法施行令第 167 条の 2)。

（4）せり売りについて

せり売りとは、買受者に入札の方法によらず口頭で価格の競争をさせ、地方公共団体に最も有利な条件を提供するものとの間に締結する契約方法をいう。

２．契約事務の流れ

契約事務の流れは次のとおりである。

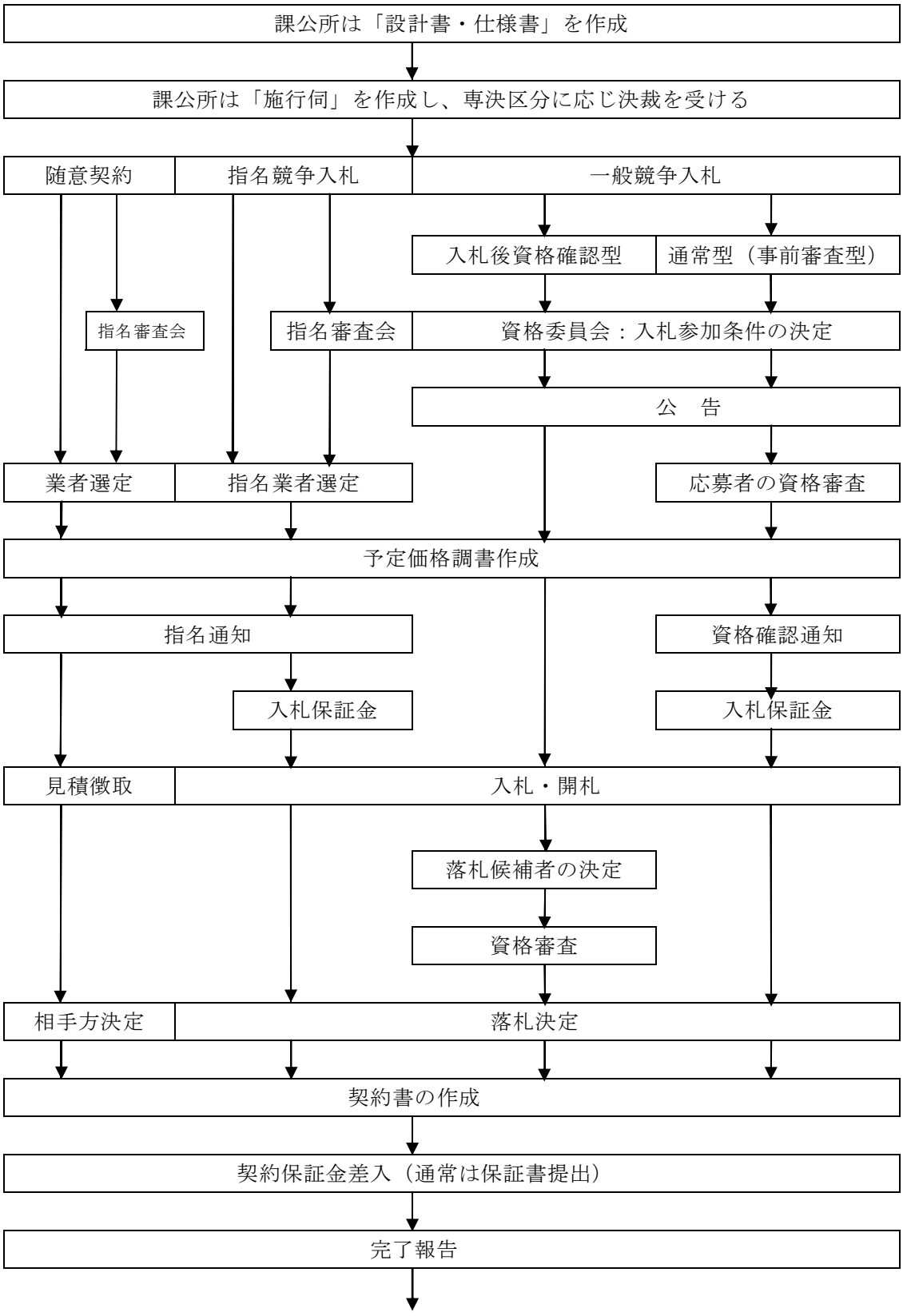

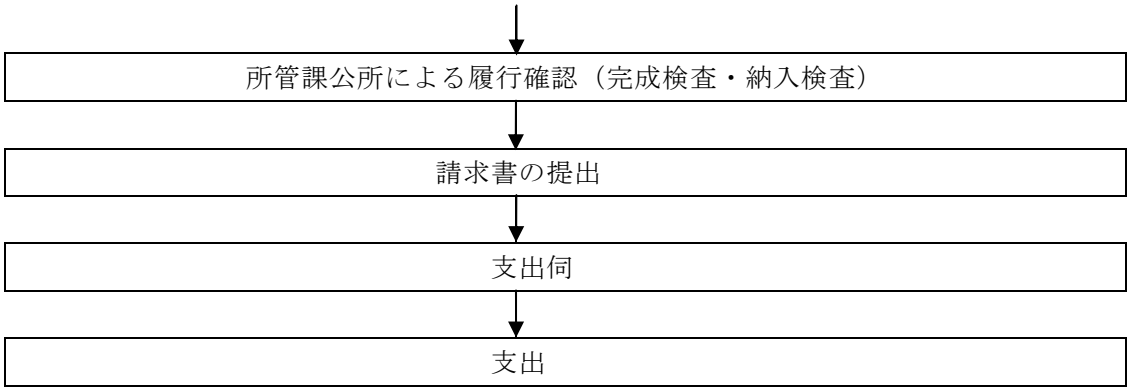

３．名古屋市の契約の概要

水道事業における平成 17 年度の契約は、工事請負が 19,354 百万円（578 件）、業務委託が 2,834 百万円（420 件）、物件の購入、借入、売払い（以下、物品購入等という。）が 1,482 百万円（511 件）となっており、その内容は以下のとおりである。

（1）工事請負

区　分	予定価格の総額（千円）	契約金額の総額（千円）	件数	平均落札率
一般競争入札	3,626,990	3,374,871	53	93.3%
指名競争入札	9,792,033	9,287,344	434	95.0%
随意契約	227,609	214,064	91	95.7%
合計	13,646,632	12,876,279	578	94.7%

（注）１．平均落札率は個々の契約の落札率を合計し、件数で除して計算している。

２．単価契約については、予定価格の単価と契約単価で比較している。

単価契約による総支払額と件数は以下のとおりである。

区　分	総支払額（千円）	件数
一般競争入札	3,556,822	16
指名競争入札	1,165,918	24
随意契約	1,756,727	10
合計	6,479,468	50

（2）業務委託

区　分	予定価格の総額（千円）	契約金額の総額（千円）	件数	平均落札率
一般競争入札	18,952	6,090	1	32.1%
指名競争入札	1,242,087	1,124,003	196	88.7%
随意契約	825,782	808,582	223	95.9%
合計	2,086,821	1,938,676	420	92.4%

（注）１．指名競争入札には、不調であったため随意契約によったものが 15 件（予定価格の総額　102,568 千円、契約金額の総額　101,727 千円）含まれている。

２．平均落札率は個々の契約の落札率を合計し、件数で除して計算している。

３．単価契約については、予定価格の単価と契約単価で比較している。

単価契約による総支払額と件数は以下のとおりである。

区　分	総支払額（千円）	件数
一般競争入札	－	0
指名競争入札	8,489	4
随意契約	890,000	45
合計	898,490	49

(3) 物品購入等

区　分	予定価格の総額（千円）	契約金額の総額（千円）	件数	平均落札率
一般競争入札	43,950	27,733	3	70.3%
指名競争入札	710,142	579,372	209	81.9%
随意契約	676,465	665,047	299	92.6%
合計	1,430,559	1,272,153	511	88.1%

（注）１．一般競争入札には、不調であったため随意契約によったものが 1 件（予定価格　9,815 千円、契約金額　9,765 千円）が含まれている。

２．指名競争入札には、不調であったため随意契約によったものが 7 件（予定価格の総額　5,973 千円、契約金額の総額　5,876 千円）が含まれている。

３．平均落札率は個々の契約の落札率を合計し、件数で除して計算している。

４．単価契約については、予定価格の単価と契約単価で比較している。

単価契約による総支払額と件数は以下のとおりである。

区　分	総支払額（千円）	件数
一般競争入札	－	0
指名競争入札	207,311	16
随意契約	4,807	13
合計	212,119	29

４．落札率

落札率の分布状況は次のとおりである。

（1）工事請負　　（単位：件）

落札率	一般競争入札	指名競争入札	随意契約
99%以上	0	5	28(10)
98%台	4	53	13
97%台	5	178(17)	9
96%台	14 (8)	70 (6)	5
95%台	6 (2)	22	9
94%台	10 (5)	24	2
93%台	5 (1)	18 (1)	5
92%台	1	15	5
91%台	0	3	2
90%台	0	3	5
90%未満	8	43	8
合計	53(16)	434(24)	91(10)

（注）括弧内の数字は単価契約（内数）である。

落札率 95%以上の契約がいずれも７割程度に達している。また、落札件数のピークは、随意契約、指名競争入札、一般競争入札の順に高い落札率となっている。

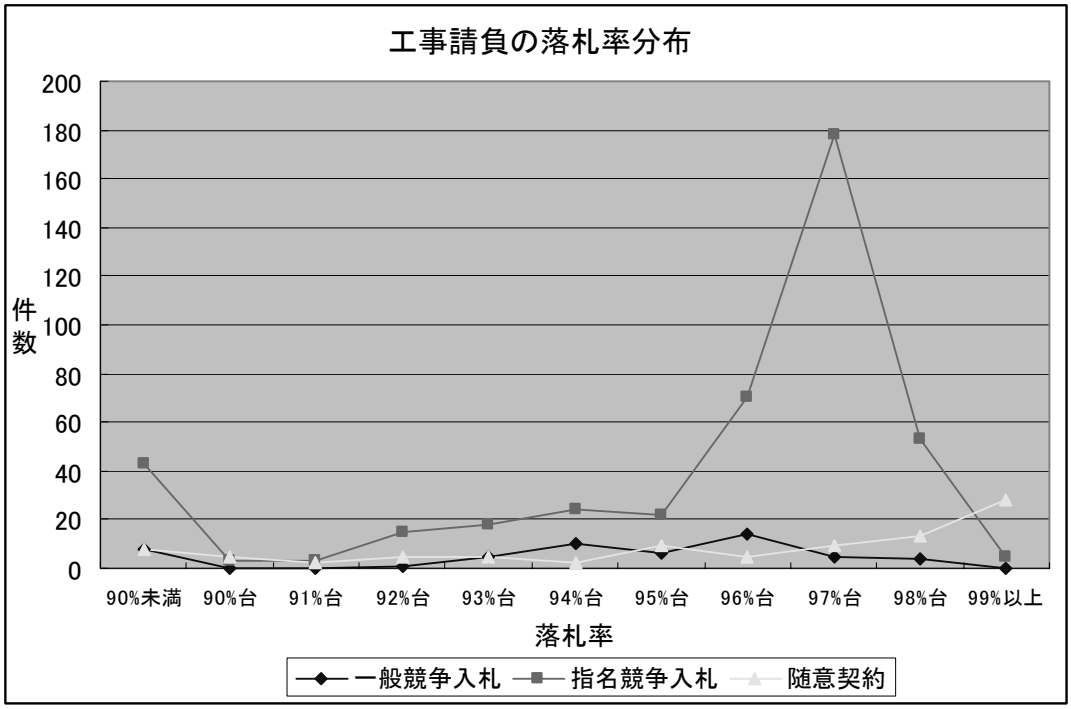

（2）業務委託　　（単位：件）

落札率	一般競争入札	指名競争入札	随意契約
99%以上	0	34	80(28)
98%台	0	19	36 (3)
97%台	0	20	19 (2)
96%台	0	10	24 (3)
95%台	0	13	15 (4)
94%台	0	10	10 (2)
93%台	0	10 (1)	10
92%台	0	6	4
91%台	0	8	4 (1)
90%台	0	11 (1)	2 (1)
90%未満	1	55 (2)	19 (1)
合計	1	196 (4)	223(45)

（注）括弧内の数字は単価契約（内数）である。

指名競争入札では、落札率 95%以上の契約の割合は約 5 割を占める一方で落札率 90%未満の契約も約 3 割を占め、落札率の分布は二極分化している。

随意契約では、落札率 95%以上の契約の割合が高く、7 割以上となっている。

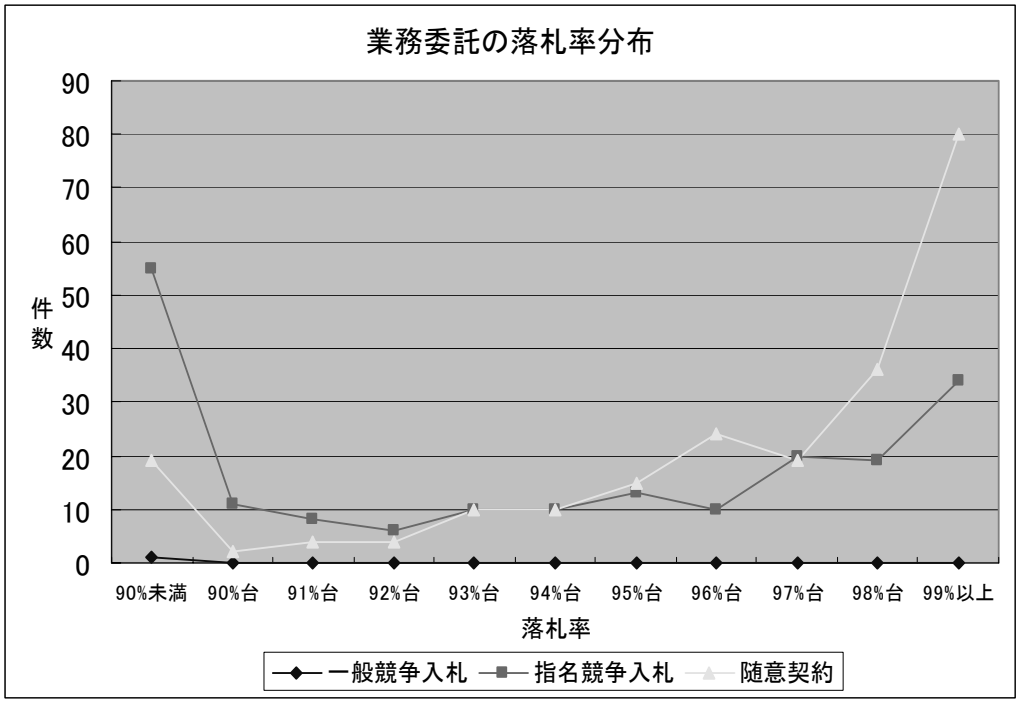

（3）物品購入等　　（単位：件）

落札率	一般競争入札	指名競争入札	随意契約
99%以上	1	22(10)	131(10)
98%台	0	8 (1)	7
97%台	0	5 (1)	6
96%台	0	6	6 (1)
95%台	0	5 (1)	8
94%台	0	5 (2)	9
93%台	0	3	11
92%台	0	8	6
91%台	0	1 (1)	9
90%台	0	4	11 (1)
90%未満	2	142	95 (1)
合計	3	209(16)	299(13)

（注）括弧内の数字は単価契約（内数）である。

指名競争入札では 90%未満の契約の割合が約 7 割を占めている。随意契約では落札率 90%未満の契約の割合が約 3 割を占める一方で落札率 99%以上の契約も 4 割以上と多く、落札率の分布は二極分化している。

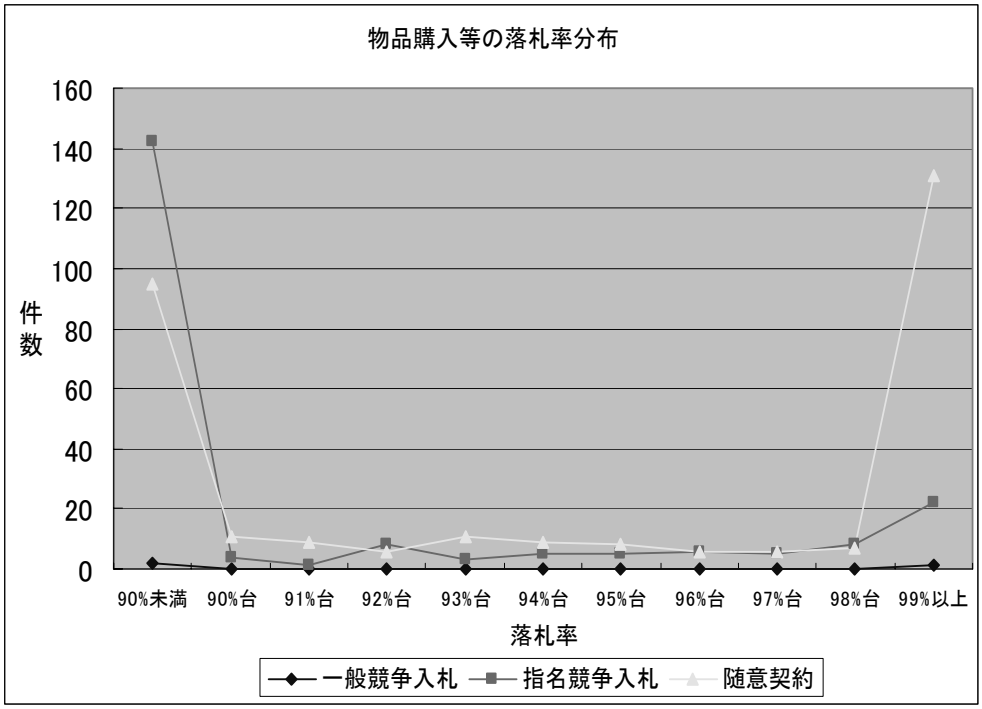

Ⅱ．監査結果

１．一般競争入札における金額基準等について

（1）概要

「名古屋市上下水道局入札後資格確認型一般競争入札（郵送方式）試行要綱」（平成 16 年 7 月 14 日上下水道局長決裁、 改正 平成 17 年 2 月 4 日）では、別表において、一般競争入札に付すべき契約と指名競争入札に付すべき契約を下表のように分類している。

別表

区分	発注金額	選定件数の割合
（１） 工事請負	①250 万円超　　500 万円未満	①～⑤の発注件数の合計の 5～10％程度を目標に局長が選定 （各金額階層別･工種別の偏りがないよう留意して選定すること）
	②500 万円以上　1000 万円未満	
	③1000 万円以上 2000 万円未満	
	④2000 万円以上 5000 万円未満	
	⑤5000 万円以上　　1 億円未満	
	⑥1 億円以上 （政府調達協定対象案件を除く）	発注件数の 50％以上を目標に局長が選定
（２） 測量･設計等	①100 万円超　　1000 万円未満	①～②の発注件数の合計の 5～10％程度を目標に局長が選定 （各金額階層別･工種別の偏りがないよう留意して選定すること）
	②1000 万円以上 （政府調達協定対象案件を除く）	
（３） （２）以外の業務委託	100 万円超 （政府調達協定対象案件を除く）	局長が選定

（2）結果

工事請負契約は全部で 578 件であり、このうち予定価格（税込）が 1 億円以上の 11 件は、全て一般競争入札によっていた。よって、上記別表に従った処理であり、手続上問題とする点はなかった。

しかし、工事請負契約を契約金額（税込）ベースで調査したところ、単価契約のうち総支払額で 1 億円を超える契約が 23 件存在していた。このうち一般競争入札は 16 件、指名競争入札は 2 件、随意契約は 5 件であった。

（単位：円）

契約Ｎｏ	区分	予定価格（単価）	総支払額
AL11	一般競争入札	4,450	341,006,701
AL3	一般競争入札	4,230	289,854,668
AL14	一般競争入札	4,470	240,155,778
AL9	一般競争入札	4,530	237,640,263
AL15	一般競争入札	4,480	234,089,415
AL1	一般競争入札	4,310	232,851,375
AL16	一般競争入札	4,460	224,936,874
AL5	一般競争入札	4,240	212,560,464
AL4	一般競争入札	4,260	210,097,891
AL8	一般競争入札	4,250	206,004,435
AL13	一般競争入札	4,460	202,864,995
AL10	一般競争入札	4,460	196,970,901
AL7	一般競争入札	4,260	190,121,385
AL6	一般競争入札	4,250	183,411,967
AL2	一般競争入札	4,250	179,292,052
AL12	一般競争入札	4,480	174,963,480
AK16	指名競争入札	30,960	158,278,139
AK12	指名競争入札	30,960	112,611,898
GK1	随意契約	19,230	727,079,589
GK16	随意契約	28,790	334,144,142
GK3	随意契約	28,770	265,076,097
GK4	随意契約	30,150	237,566,265
GK17	随意契約	30,730	149,819,499

（注）予定価格及び総支払額は消費税込の金額である。

①　単価契約の場合、事前に総額を見積り、これに基づき一般競争入札とするか指名競争入札とするかを決定し、単価による入札を行っている。このため、事前の見積総額と事後の総支払額にある程度差異が生じることはやむを得ないと思われる。従って、AK12 において 1 億円を超過しているにもかかわらず指名競争入札とされたことについては、見積差異の範囲内と考えられる。しかし、AK16 においては 58%もの超過をしていることから、見積り方法に問題があったと考えられる。今後、総額を見積るに当たり、より正確を期す必要がある。

なお、平成 18 年度下期からは金額基準を 1 億円から 5 千万円に引き下げ、入札後資格確認型一般競争入札による割合を高め、より競争性の向上を図っている。

② GK1、GK16、GK3、GK4、GK17 は随意契約であり、金額基準の問題ではなく、随意契約とすべき合理的な理由があるか否かが問題となる。ここで抽出した随意契約はいずれも財団法人水道サービスを相手先とする契約であり、「９．随意契約の理由の記載等について」で一括して述べている。

２．一般競争入札における単価契約について

（1）概要

一般競争入札 57 件のうち、単価契約は以下の 16 件であった。

（単位：円）

件名	平成 17 年度 上期落札業者	契約単価 支払総額	平成 17 年度 下期落札業者	契約単価 支払総額
道路掘削跡復旧工事 （単価契約）第１工区	Ａ社	4,150 232,851,375	Ａ社	4,260 237,640,263
道路掘削跡復旧工事 （単価契約）第２工区	Ｂ社	4,080 179,292,052	Ｂ社	4,240 196,970,901
道路掘削跡復旧工事 （単価契約）第３工区	Ｃ社	4,100 289,854,668	Ｃ社	4,220 341,006,701
道路掘削跡復旧工事 （単価契約）第４工区	D 社	4,120 210,097,891	D 社	4,230 174,963,480
道路掘削跡復旧工事 （単価契約）第５工区	Ｅ社	4,100 212,560,464	Ｅ社	4,220 202,864,995
道路掘削跡復旧工事 （単価契約）第６工区	Ｆ社	4,120 183,411,967	Ｆ社	4,200 240,155,778
道路掘削跡復旧工事 （単価契約）第７工区	Ｇ社	4,120 190,121,385	Ｇ社	4,250 234,089,415
道路掘削跡復旧工事 （単価契約）第８工区	Ｈ社	4,120 206,004,435	Ｈ社	4,260 224,936,874

（2）結果

一般競争入札であるにもかかわらず、上半期及び下半期に同一の業者が同一の工区を落札している。あまりに均整のとれた落札結果であり、不自然な印象を受ける。なお、平成 16 年度下期及び平成 18 年度上期も同じ落札状況であったとの回答を得ている。

名古屋市上下水道局は公正な入札を図るべく、過去、通常型指名競争入札から公募型指名競争入札に切替え、さらに平成 16 年度下期から一般競争入札に切り替えたという経緯がある。また、平成 18 年度下期からは、入札後資格確認型一般競争入札

に切り替え、加えて電子入札方式とすることで、参加者の特定をより困難なものにするよう努めている。

なお、入札後資格確認型一般競争入札への切り替えは、資格審査という入札前段階での入札参加者相互の特定機会を無くし、電子入札方式の採用は、入札時での入札参加者相互の特定機会を無くすことができる。

上記落札結果の是非について断定的なことは言えないが、これらの施策や入札方法以外の施策、例えば年度ごとに工区を細分化したりまとめたりすることによって、仮に談合の動きがあったとしても業者間において協調を図りにくくする等の施策を模索することによって、より公正な入札結果となるよう努めていく必要がある。

３．指名競争入札における金額基準等について

（1）概要

「１．一般競争入札における金額基準等について」において工事請負に関しては既に述べたとおり、予定価格が１億円以上の契約は一般競争入札によることとなっているため、指名競争入札によることができるものは予定価格が１億円未満の契約である。

業務委託については、発注件数の 5%ないし 10%程度を一般競争入札とする試行が行われているに過ぎないため、原則として指名競争入札によっている。

（2）意見

金額基準による手続上の問題は認められなかったが、一般競争入札の採用を拡大していくことが望ましい。

４．指名競争入札における指名業者数について

（1）概要

名古屋市上下水道局契約規程（平成 12 年 4 月 1 日上下水道局管理規程第 47 号）（以下、契約規程という。）では、指名競争入札における指名業者数について、次のように規定している。

> （参加者の指名等）
> 第７条
> 　指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうち、５人以上を当該入札の参加者に指名しなければならない。ただし、契約の性質その他の理由により特に必要な場合においては、４人以下とすることができる。
> ２　前項の規定による指名は、別に局長が定める基準により行う。
> ３　（省略）

第７条第２項を受けて、名古屋市上下水道局指名競争入札参加者指名要綱（平成12年４月１日上下水道局長決裁）（以下、指名要綱という。）では、工事請負契約に係る指名業者数について、次のように規定している。

（工事請負契約に係る参加者の指名数）
第４
工事請負契約に係る入札参加者の指名数は、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、名古屋市上下水道局共同企業体取扱要綱（平成12年４月１日局長決裁）第２第３項に規定する特別共同企業体が施工する場合及び災害により緊急に施工する必要があること、契約の性質その他の理由によりこれらにより難い場合においては、この限りではない。
（1）発注予定金額　1億円以上の契約　15者以上
（2）発注予定金額　5千万円以上1億円未満の契約　12者以上
（3）発注予定金額　1千万円以上5千万円未満の契約　9者以上
（4）発注予定金額　1千万円未満の契約　6者以上

平成17年度指名競争入札における応札者数の状況は以下のようであった。

工事区分	予定価格 1,000 万円以上の契約件数	289件	左のうち応札 9 者未満の契約件数	16件	5.5%
	予定価格 1,000 万円未満の契約件数	145件	左のうち応札 6 者未満の契約件数	7件	4.8%
工事区分以外の契約件数		383件	左のうち応札 5 者未満の契約件数	67件	17.5%

上記区分の中から応札者の最も少ない契約を２件ずつ抽出して、必要な指名業者数に満たない理由が妥当なものであるか検討を行った。

（2）結果
①工事区分で予定価格1,000万円以上の契約について
（ア）BA26　指名業者数は3者であり、6者不足している。
導水管の電食を防止する工事であり、当該技術を有する業者は３者のみであるとして、工事種類別指名対象事業者リストに掲載されている全3者を指名したものである。本契約において指名可能な全業者を指名していることから、内容上の問題はない。手続上は、指名業者数が不足する旨と理由を記載するべきである。
（イ）BE6　指名業者数は4者であり、5者不足している。
電話回線を介して水道メータの検針を行う自動検針センターの設備を更新する工事であり、当該技術を有する業者は4者のみである旨、理由書に記載されている。手続上、問題はなかった。

②工事区分で予定価格 1,000 万円未満の契約について

（ア）AA215　指名業者数は 2 者であり、4 者不足している。

配水管内に高圧水噴射ヘッドを挿入し、管内を清掃する工事であり、当該技術を有する業者は２者のみである旨理由書に記載されている。手続上、問題はなかった。

（イ）ＢA8　指名業者数は 3 者であり、3 者不足している。

取水場に設置された制御用蓄電池設備の取替を行うもので、当該技術を有する業者は 3 者のみであるとして、工事種類別指名対象事業者リストに掲載されている全 3 者を指名したものである。本契約において指名可能な全業者を指名していることから、内容上の問題はない。手続上は、指名業者数が不足する旨と理由を記載すべきである。

③工事以外の契約について

（ア）LG3　　指名業者数は 2 者であり、3 者不足している。

水道メータ（150 PW⑥）を買い入れる契約である。水道メータ承諾済業者一覧表（平成 18 年 1 月 26 日付）によると、当該型式に対応している業者は 2 者だけであり、やむを得ないものと思われる。手続上、指名業者数が不足する旨と理由が記載されるべきである。

（イ）ＬA8１　指名業者数は 2 者であり、3 者不足している。

応急給水用のポリエチレン容器 5ℓ入りを 3,000 個製造委託する契約である。理由書には、形状により対象物件が絞られる上、当局名入りの取扱説明書が付くため特殊な仕様となり、履行可能な業者は 2 者のみである旨記載されている。

手続は踏襲しているが、当局側で 2 者に絞り込むほどの特殊仕様であるかについて、やや疑問を感じる。履行が困難な場合、業者側で辞退すればよいことから、指名業者数を増加させてもよかったのではないかと考えられる。

平成 18 年度から 7 者を指名している。

５．予定価格の事前公表について

（1）概要

名古屋市上下水道局では「名古屋市上下水道局競争入札における予定価格の事前公表要綱」（平成 16 年 7 月 14 日上下水道局長決裁）に基づいて、予定価格の事前公表を行っている。

予定価格を入札前に公表することは、事業者が入札にあたり談合を行うことの意味を失わせ、また予定価格を探ろうとする不正な動きから自治体職員を守り、もって公正な入札を実現しようというものであるが、一方で落札率が高止まりするとの批判もある。

名古屋市上下水道局では、工事請負に係る予定価格を全入札件数について事前公

表するとともに、業務委託のうち測量・設計・調査に係る予定価格については半数程度試行として事前公表し、これら以外の契約については、「局長が特に必要と認めるものについて試行することができる」と定めており、事実上事前公表はしていない。

予定価格の事前公表によって談合等の不正な入札を抑止する観点からは、全ての入札について予定価格を事前公表するべきであるが、これに伴うコストとして落札率の高止まりが著しい場合には、経済的損失も考慮する必要がある。

このため、事前公表の有無による落札率の分布の違いから、予定価格の事前公表をすることの妥当性について、工事及び委託を対象として検討を行った。

（一般競争入札のケース）

落札率	事前公表有の件数	事前公表無の件数
99%以上	0	1
98%以上 99%未満	4	0
97%以上 98%未満	5	0
96%以上 97%未満	14	0
95%以上 96%未満	6	0
94%以上 95%未満	10	0
93%以上 94%未満	5	0
92%以上 93%未満	1	0
91%以上 92%未満	0	0
90%以上 91%未満	0	0
85%以上 90%未満	3	0
80%以上 85%未満	2	0
75%以上 80%未満	0	0
70%以上 75%未満	1	1
65%以上 70%未満	2	0
60%以上 65%未満	0	0
55%以上 60%未満	0	0
55%未満	0	2
合計	53	4

これをグラフ化すると次の図のようになる。

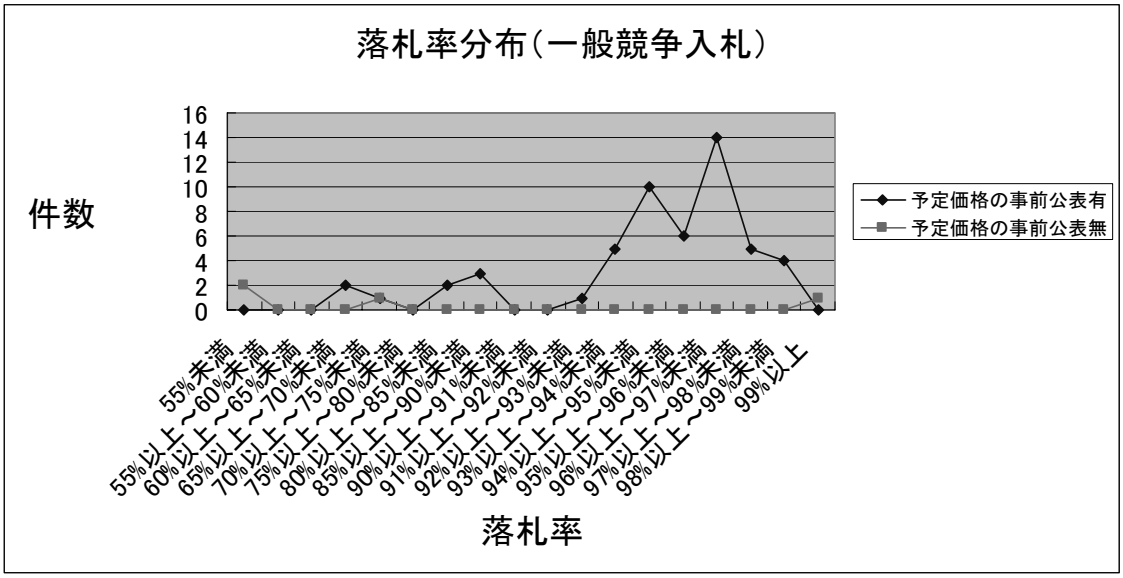

事前公表しない場合のサンプルが少ないため比較が困難だが、事前公表をする場合には落札率が 96%台を中心とした前後数%に偏っていることがわかる。

（指名競争入札のケース）

落札率	事前公表有の件数	事前公表無の件数
99%以上	5	56
98%以上 99%未満	53	27
97%以上 98%未満	178	25
96%以上 97%未満	70	16
95%以上 96%未満	24	16
94%以上 95%未満	26	13
93%以上 94%未満	21	10
92%以上 93%未満	18	11
91%以上 92%未満	5	7
90%以上 91%未満	3	15
85%以上 90%未満	21	40
80%以上 85%未満	5	19
75%以上 80%未満	11	34
70%以上 75%未満	2	34
65%以上 70%未満	3	26
60%以上 65%未満	2	16
55%以上 60%未満	3	14
55%未満	0	10
合計	450	389

これをグラフ化すると下図のようになる。

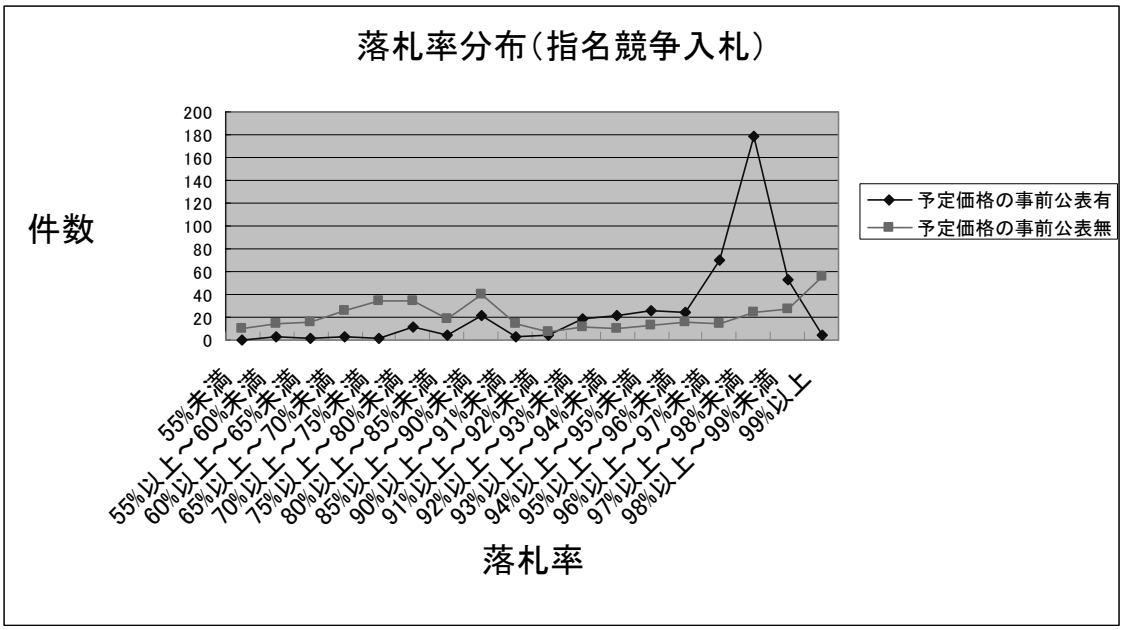

事前公表する場合には 97%前後に偏っているが、事前公表しない場合には 90%に満たない落札率が比較的多く見られる反面、100%に近い落札率も多く見られる。

このように、予定価格の事前公表が行われない場合には、落札率が低く留まる傾向と著しく高くなる傾向という二つの分布が見られるため、さらに契約内容に基づいて工事、測量・設計・調査の委託、保守・点検・修理の委託、清掃・樹木剪定・除虫業務の委託、システム開発の委託、その他の業務委託という 6 グループに分けて、個々のグループごとに落札率分布の傾向を検討した。なお、6 グループの合計と指名競争入札 839 件との差は、物品の購入、借入、及び不用品の売り払いである。

（単位：件数）

グループ	工事		測量・設計・調査の委託	
落札率	事前公表有	事前公表無	事前公表有	事前公表無
99%以上	5	0	0	4
98%以上 99%未満	53	0	0	3
97%以上 98%未満	178	0	0	1
96%以上 97%未満	70	0	0	0
95%以上 96%未満	23	0	1	0
94%以上 95%未満	24	0	2	0
93%以上 94%未満	18	0	3	1
92%以上 93%未満	15	0	3	1
91%以上 92%未満	3	0	2	0

90%以上 91%未満	3	0	0	0
85%以上 90%未満	17	0	4	2
80%以上 85%未満	5	0	0	0
75%以上 80%未満	11	0	0	0
70%以上 75%未満	2	0	0	0
65%以上 70%未満	3	0	0	0
60%以上 65%未満	2	0	0	0
55%以上 60%未満	3	0	0	1
55%未満	0	0	0	0
合計	435	0	15	13

グループ	保守・点検・修理の委託		清掃・樹木剪定・除虫の委託	
落札率	事前公表有	事前公表無	事前公表有	事前公表無
99%以上	0	23	0	4
98%以上 99%未満	0	9	0	7
97%以上 98%未満	0	12	0	5
96%以上 97%未満	0	8	0	2
95%以上 96%未満	0	7	0	4
94%以上 95%未満	0	6	0	2
93%以上 94%未満	0	4	0	2
92%以上 93%未満	0	2	0	0
91%以上 92%未満	0	4	0	1
90%以上 91%未満	0	7	0	2
85%以上 90%未満	0	6	0	2
80%以上 85%未満	0	2	0	1
75%以上 80%未満	0	1	0	5
70%以上 75%未満	0	2	0	3
65%以上 70%未満	0	1	0	3
60%以上 65%未満	0	0	0	2
55%以上 60%未満	0	0	0	3
55%未満	0	0	0	4
合計	0	94	0	52

グループ	システム開発の委託		その他業務の委託	
落札率	事前公表有	事前公表無	事前公表有	事前公表無
99%以上	0	0	0	2

98%以上 99%未満	0	0	0	0
97%以上 98%未満	0	0	0	2
96%以上 97%未満	0	0	0	0
95%以上 96%未満	0	0	0	0
94%以上 95%未満	0	0	0	0
93%以上 94%未満	0	0	0	0
92%以上 93%未満	0	0	0	0
91%以上 92%未満	0	0	0	1
90%以上 91%未満	0	0	0	2
85%以上 90%未満	0	0	0	1
80%以上 85%未満	0	0	0	0
75%以上 80%未満	0	0	0	0
70%以上 75%未満	0	0	0	1
65%以上 70%未満	0	1	0	0
60%以上 65%未満	0	3	0	2
55%以上 60%未満	0	1	0	0
55%未満	0	1	0	3
合計	0	6	0	14

（2）意見

以上の結果から次のような対応をとるべきである。

①工事

名古屋市の場合、工事全件について予定価格を公表しているため、公表しない場合との比較はできないが、他都市における調査結果を参考にしたところ、予定価格の事前公表が落札率にあまり影響していないことがわかった。これは、積算基準の公表や積算ソフトの利用が進んでおり、予定価格に近い金額で入札されるためと考えられる。よって、入札・契約手続の透明性、公正性を重視して現状どおり、事前公表を継続するべきと考える。

②測量・設計・調査の委託

事前公表していないものは 55%～100%と分散しているのに対して、事前公表しているものは 85%～95%の範囲に集中している。サンプル数が十分に多くないため、落札率の集中化が全体として平均落札率の低下に繋がるものであるかどうかは結論付けることができないが、少なくとも 95%を超える落札率はなくなっている。引き続き予定価格の事前公表を試行として行い、今回の結果が同様に続くようであれば、透明性、公正性の観点から事前公表の割合を増やしていくことを検討すべきである。

③保守・点検・修理の委託

名古屋市上下水道局は保守・点検・修理の委託について、予定価格を事前公表していないにもかかわらず、97%以上の落札率に 47%の件数が集中している。これは、過去の入札結果を参考にして、積算基準が事実上明らかになっているものと推測される。予定価格を事前公表する、しないに関わらず、落札率は既に高止まりしていると考えられるので、事前公表を行うかまたはその試行に入ることを検討すべきである。

④清掃・樹木剪定・除虫業務の委託

保守・点検・修理の委託と同様、予定価格の事前公表を行うかまたはその試行に入ることを検討すべきである。

⑤システム開発の委託

サンプル数は少ないが、明らかな特徴として全般的に落札率が低い。その原因としては、落札業者が落札後のメンテナンス業務での回収を意図して廉価で入札を行った等の理由が考えられる。この場合には予定価格の事前公表を行ったとしても、引続き廉価での入札が予想され、落札率の上昇を招くことはないと考えられる。

ただし、落札率が低い原因は他にも考えられることから慎重に対応する必要があるが、一部の案件に絞って試行することの意義はあると思われる。

⑥その他の業務委託

システム開発の委託と同様、一部の案件に絞って試行することの意義はあると思われる。

６．契約変更について

（1）概要

名古屋市上下水道局契約規程第 48 条によると、設計変更、その他必要があると認めるときは、契約の相手方と協議のうえ、契約変更等ができることになっている。しかし、契約変更がみだりに行われると、当初の予定価格による入札が意味の無いものとなりかねず、競争性を害する危険がある。このため、できるだけ事前調査を入念に行い、工事等の際に計画から逸脱することのないように努める必要がある。

平成 17 年度において変更が行われた契約は 57 件（一般競争入札 4 件、指名競争入札 41 件、随意契約 12 件）で、このうち契約額の変更による増額率の高い方から 14 件について、変更理由が妥当なものであるかについて検討を行った。

（単位：円）

契約No	件名	区分	当初の落札金額	増加額	増加率(%)
AC3	東山配水場侵入防止対策工事（その1）	指名	6,814,500	4,153,800	61.0
GG26	鍋屋上野浄水場汚泥運搬委託	指名	5,250,000	3,159,450	60.2
GG50	鍋屋上野浄水場設備棟始め39棟アスベスト分析委託	指名	2,415,000	876,750	36.3
GF19	大治水管橋伸縮可とう管取替工事等に伴う設計業務委託	指名	5,985,000	1,597,050	26.7
AA149	緑区浦里二・三丁目地内600粍配水管布設工事（第2工区）	指名	70,875,000	16,160,550	22.8
CC13	中区木挽町地内伝馬橋500粍水管橋他2橋漏水修理工事	指名	2,394,000	508,200	21.2
CA18	春日井浄水場建物等改修工事	指名	24,937,500	5,092,500	20.4
AA75	緑区大高町字茨谷山地内100粍配水管布設工事（第18次工事）	指名	15,645,000	2,654,400	17.0
AA252	清須市阿原宮東地内300粍配水管ホースライニング工事	指名	12,915,000	2,119,950	16.4
AA146	中村区烏森町8丁目地内300粍配水管布設工事	指名	12,253,500	1,953,000	15.9
AA148	緑区浦里二・三丁目地内600粍配水管布設工事（第1工区）	指名	49,770,000	7,918,050	15.9
AA125	清須市西枇杷島町城並一丁目地内400粍配水管布設工事	指名	16,275,000	1,776,600	10.9
AA2	守山区向台一丁目地内100粍配水管布設工事	指名	15,435,000	1,647,450	10.7
AA59	中区正木一丁目地内他2か所御器所幹線改良工事（第1次工事）	指名	17,220,000	1,802,850	10.5

（2）結果

①変更理由の記載方法について

（ア）契約AC3について

変更設計書には、フェンス構造の変更が必要になったため設計変更すると記載されている。なぜフェンス構造の変更が必要になったのかという理由から記載すべきである。

一方、工事内訳書を見ると、主要な増額部分はフェンス設置工の単価であり、mあたり単価が 13,556 円から 24,416 円に変更され、これが約 270m あるため直接工事費が 2,927,856 円増加している。直接工事費は直接材料費と直接労務費を含んでいるようであるが、契約変更の理由を明瞭に記載するためにも、材料費と労務費を区別して内訳書を作成するか、それに代わる説明を備考欄等に記載すべきである。

（イ）契約 GF19 について

土質調査の必要が生じたため人件費 59 万円と関連経費を増額している。何故、土質調査の必要が生じたのか変更設計書に記載されていない。契約変更となる根本的な理由を書類として残すべきである。

（ウ）契約 CC13 について

現場条件が当初設計と変化したため変更設計するとあるが、これでは変更設計の必要性を説明したことにならず、変更決裁が通らないのが一般的である。変更決裁を受けるに当たり具体的に理由を記載すべきである。

（エ）契約 CA18 について

契約書には、名古屋市上下水道局工事請負契約約款第 18 条（必要がある場合設計変更できる）に基づくとあるのみで、変更設計書等には設計変更が必要となった理由が一切記載されていない。これでは形式上、変更理由の説明が無いまま変更決裁がなされたことになってしまう。設計変更の具体的必要性を記載すべきである。

なお、平成 18 年度から、変更設計書に変更理由及び変更内容を記載することとしている。

②事前の検討や見積りについて

（ア）契約 GG26 について

当初の見積りよりも汚泥の量が多かった（500 から 684 立方メートルへ 36.8%増加）ため、運搬回数、運搬車両等を変更している。契約事務の適正化の観点からは、より精緻な事前見積りが求められる。

（イ）契約 AA146 について

当初設計より撤去管の位置が車道中央側で別穴撤去となったため変更設計する、と記載されている。より正確なデータの蓄積を図るべきである。

（3）意見

（ア）契約 AA125 について

他企業埋設管の埋設状況に対応して配管方法を変更したため、設計変更を行うと記載されている。変更理由としては妥当と考えられるが、ガス会社等との情報交換により、他企業の埋設管情報についても、できるだけ事前入手すべきである。

（イ）契約 AA59 について

切断した管を活水管として維持管理するため、抜け出し防止用防護コンクリートを設置する必要が生じたためとある。

現場周辺の工事情報について、さらに早期の収集を図るとともに、より広く情報提供を呼びかける活動を行うべきである。

（4）指摘事項無し

（ア）契約 AA149 について

地下水位が高いため、増工や変更設計が生じたとある。監査上特に問題はなかった。

（イ）契約 AA75 について

当初の設計に基づき配水管布設工事を予定していたが（工期、平成 17 年 7 月 11 日から同年 11 月 8 日）、付近において給水受託の申請があり（８月２日）、布設延長の必要が生じたため、設計変更を行う旨が記載されている。明瞭な説明であり、変更理由としても妥当といえ、監査上特に問題はなかった。

（ウ）契約 AA252 について

当初設計より地下水位が高いため、増工や変更設計が生じたとある。監査上特に問題はなかった。

（エ）契約 AA148 について

当初設計より地下水位が高いため、増工や変更設計が生じたとある。監査上特に問題はなかった。

（オ）契約 AA2 について

配水管の布設にあたり、接続する既設管が著しく腐食していたため、この布設替が必要となったため設計変更を行ったとある。監査上特に問題はなかった。

７．低入札価格調査制度における調査基準価格の決定方法とその取扱いについて

（1）概要

名古屋市上下水道局では「名古屋市上下水道局低入札価格調査要綱」（平成 15 年 4 月 1 日改正）（以下、調査要綱という。）を定めて一般競争入札等における低入札者の審査制度を設けている。

この制度は過度に低価格で落札者を出すことにより、契約内容に従った義務が履行されないことや公正な取引の秩序が乱されることの防止を意図したものである。

調査要綱は、調査の対象となる入札金額として調査基準価格を定めている（第４条)。ただし、調査基準価格を計算式で確定的に規定するのではなく、計算式によって算定される金額を基準として、局長が契約ごとに定める旨の規程となっている。つまり、算定結果は調査基準価格を決定するための目安という扱いになっている。

（調査要綱第４条の内容）

業務の種類	調査基準価格を定める基準（目安）
工事の請負契約	①｛直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費の 1/5｝×1.05 ただし上限は、予定価格×8.5/10 下限は、予定価格×2/3 ②市長等が必要と認めるときは、以下の範囲で定めることもできる。 上限、予定価格×8.5/10 下限、予定価格×2/3
製造の請負契約	上記②に同じ。
業務の請負契約	上限、予定価格×8.5/10 下限、予定価格×1/2 ただし、所要人員及び時間等を仕様書等で明示している場合、下限は「最低賃金法」（昭和 34 年法律第 137 号）に抵触しない限度とする。

（2）結果

調査要綱において調査基準価格の決定方法は上記のように幅を持たせてある。これは国が示した基準に基づいたものであり、また、幅を持たせることによって入札金額が調査基準価格に揃うことを避け、入札が円滑化される効果を意図したものである。ただし、契約事務における実運用上は、予定価格の一定割合として事前に決定した調査基準価格を予定価格調書に記載する手続を採っていることから、入札後に調査基準価格を定めるといった裁量がはたらく余地はない。よって現行、低入札価格調査制度の適用は適切に運用されているものと認められる。

しかし、制度上は事前に決定した調査基準価格を、同じく入札前に作成される予定価格調書等の関係書類に記載するよう規定されていないことから、年月を経て職員の異動等により運用方針が変化した場合、入札前に予定価格調書に調査基準価格を記載するという実務が採られなくなるおそれがある。この場合、調査基準価格の決定方法に幅があることと相まって、事後的に調査基準価格を決定ないし変更するという裁量がはたらいてしまう危険が生じる。

従って、調査基準価格の決定に幅を持たせる以上は、入札前に調査基準価格が客観的に確定していることを制度上で担保する必要がある。そのためには、契約規程第 26 条(予定価格)において予定価格や最低制限価格と同様に、「設計書、仕様書等によって定める」ことを規定するか、あるいは調査要綱の中で同様の趣旨を明文化する等の改善を図る必要がある。

８．低入札価格調査制度の適用範囲及び適用状況について

（1）概要

平成 17 年度の契約において、低入札価格調査の対象となった契約は１件だけであった（契約 NoGG4）。これ以外にも、落札率が例えば 50%に満たない契約を抽出すると以下のとおり、全部で 13 件存在していた。

これらは、上記基準に照らして、その多くが低入札価格調査の対象になり得ると考えられるため、対象とされなかった理由等について質問、検討を行った。

（単位：円）

契　約 No	区分	件　名	予定価格	落札価格	落札率（%）
GG4	一般	名古屋市上下水道局お客さまセンター（仮称）運営システム開発委託	18,952,500	6,090,000	32.13
JA93	一般	パソコン等賃貸借（その１）	20,092,800	7,709,520	38.37
GG6	指名	電話施設更新調査委託	2,488,500	97,650	3.92
GG58	指名	上下水道局市民向けホームページセキュリティ診断委託	4,369,050	1,207,500	27.64
GD1	指名	千種営業所始め１５か所建物清掃委託	9,744,000	3,339,000	34.27
GD8	指名	辰巳浄水場始め３か所建物清掃委託	865,200	304,500	35.19
JA94	指名	ネットワークプリンタ賃貸借（その１）	4,299,204	1,591,800	37.03
GH36	指名	５０歳時人間ドック業務委託（単価契約）	2,740,500	1,080,450	39.43
GD7	指名	東山管理事務所始め１３か所建物清掃委託	3,276,000	1,375,500	41.99
GA44	指名	春日井浄水場始め３か所構内浄化槽等管理委託	1,533,000	682,500	44.52
GE33	指名	技術情報検索システム開発業務委託	31,279,500	15,540,000	49.68
LA101	随意	K形ゴム輪　４２０個	307,440	110,250	35.86
HA6	随意	業務用移動無線機修理	598,500	241,500	40.35

名古屋市及び名古屋市上下水道局は、本制度の適用範囲として、一般競争入札による工事請負契約については、原則として適用するが、その他の契約、つまり一般競争入札以外の工事、製造の請負及び業務の請負については、必要に応じて適用す

ることとしている（名古屋市低入札価格調査要領第２条、名古屋市上下水道局低入札価格調査要綱第２条）。

唯一低入札価格調査の対象となったGG4は業務の請負に区分されるため、必要に応じて適用されたことになる。

一方、GG4を除く他の全ての件名は適用の検討対象から外されたが、調査基準価格の基準との比較からすれば、業務の請負に該当するGG6、GG58、GD1、GD8、GH36、GD7、GA44、GE33及びHA6も予定価格の1/2を下回って入札されているため調査の対象になり得たはずであるが、調査対象とされなかった。

（2）意見

GG4以外の件名が低入札価格調査の対象とされなかった理由は、指名競争入札だからであり、業者を指名する段階で既に業務遂行能力や信頼性等が把握できているためである。一方GG4は業務の請負であるが一般競争入札であることから、落札者の業務遂行能力等が未知のため、低入札価格調査制度の対象として一定の審査を行ったものである。

以上より、実運用上は制度に準拠して正しく適用されていることが確認できた。

ただし、制度上は同じ一般競争入札でありながら、工事には原則として適用する一方で、製造の請負や業務の請負には任意適用となっている点が不十分に思われる。契約内容に関係なく一般競争入札において調査基準価格に満たない価格での入札が行われた場合には、一律に低入札価格調査制度の対象とする方向で制度の見直しを検討することが望ましい。

９．工事積算内訳書について

（1）概要

入札に参加する各事業者が提出する工事積算内訳書の内容を検討するため、任意の工事件名１件を抽出し、設計書の項目ごとに見積金額を比較したところ、以下のようであった。

（単位：千円）

積算内訳項目	Ａ建設	Ｂ建設	Ｃ建設	Ｄ建設	最低額による組合せ
管工事	24,022	20,001	26,954	26,797	20,001
請負業者持材料費	68,214	66,814	72,730	71,727	66,814
鋼管工事	2,040	897	1,108	1,102	897
仮給水工事	76	276	75	108	75
防護工事	2,473	1,493	2,519	2,853	1,493

土工事	11,744	11,434	12,155	12,965	11,434
連絡工事	1,292	3,977	1,359	1,329	1,292
仮設工事	15,838	19,276	15,820	16,480	15,820
路面工事	5,361	10,132	5,475	6,140	5,361
附帯工事	1,910	865	1,700	2,000	865
植栽工事	230	72	192	150	72
直接工事費計	133,203	135,241	140,088	141,654	124,128
運搬費	525	4,120	550	813	525
仮設費	1,594	100	1,200	1,500	100
事業損失防止施設費	300	400	400	300	300
安全費	2,430	2,025	2,150	3,000	2,025
技術管理費	294	1,000	350	400	294
共通仮設費率分	9,970	4,400	11,100	13,000	4,400
共通仮設費計	15,113	12,045	15,750	19,013	7,644
現場管理費	17,945	10,000	13,261	15,000	10,000
一般管理費	6,759	17,770	9,300	4,382	4,382
撤去品等売却価格	-22	-56	0	-50	-56
諸経費計	24,682	27,713	22,561	19,332	14,326
合計	173,000	175,000	178,400	180,000	146,099

（2）意見

４社の各積算内訳書の中から、最も低価格の項目のみを抽出すると、実際の落札金額よりも約 26,900 千円のコストダウンになる。この試算結果の計算上のコストダウンの大きさは、各業者間の積算方法の違いの大きさを示している。上記４社の積算金額は４％の差しかないが、26,900 千円を落札金額で除した割合は 15%以上となる。この結果と予定価格が事前公表されていることを踏まえると、各入札参加者は総額のみを重視した積算を行っている可能性が認められる。

名古屋市上下水道局では、入札参加者から提出される工事積算内訳書について、電子入札による積算データを除き、落札者以外の工事積算内訳書は内容を確認することなく、開札後に業者に返却している。また、電子入札においても落札者以外の積算データについては、内容を確認することなく保有しているのみである。

各指名業者の積算内容を順次査閲することにより、例えば談合を発見する糸口として各積算項目の金額が不自然に一致していないかや、入札参加者の誠実性を計る尺度として、積算金額を最後の値引きだけで大きく調整していないか等の情報収集に役立てることができると考えられる。データの有効活用を図るべきである。

１０．随意契約の理由の記載等について

（1）概要

契約は公正性、公平性の観点から、原則として入札により締結すべきであり、入札によることが困難な場合、または入札によらない方がかえって望ましい場合に限って、例外として随意契約が締結されるべきである。このため、地方自治法施行令第167条の2第1項では例外に当たる場合を第1号から第9号までに限定している。従って、随意契約を結ぶ際には第何号に該当するのかを明確にする必要があり、随意契約を結ぶ理由を書類として残すよう義務付けている自治体も多い。

名古屋市上下水道局の場合、名古屋市上下水道局契約規程（平成12年4月1日上下水道局管理規程第47号）（以下、契約規程という。）第8条において、随意契約が締結できる場合を定めているにとどまり、随意契約とした理由を書類として残すルールにはなっていない。実務上は内規である指名調書（随意契約）作成要領に基づいて、ほとんどの随意契約において契約関係書類に随意契約とした理由が記載されているが、これを徹底するためにも制度上記載すべきことを明文化すべきである。

なお、名古屋市全般に適用される名古屋市契約事務手続要綱（平成18年3月28日、17財監第66号）（以下、手続要綱という。）でも、（随意契約の事由）第56条「市長等は、自治令第167条の2第1項、特例政令第10条第1項及び規則第19条の規定に基づき、契約の内容の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断して随意契約を締結するものとし、その締結にあたっては、その理由を十分に整理しておかなければならない。」と規定しており、「整理」であって、書類の作成を具体的に義務付ける規程にはなっていない。

近年、随意契約のあり方は、行政に対する関心事の中でも極めて重要なテーマの一つであり、手続要綱においても同様に随意契約の理由を書類等の形で残すことを制度として義務付けるべきである。

監査対象とした56件の随意契約資料に対して、まず随意契約の理由が記載されているか、記載されている場合にはその理由は妥当な内容であるかという観点で調査を行った。

その結果、財団法人水道サービスとの契約については随意契約の理由が記載されていないほか、下記のように指摘すべき点が見受けられた。

一方、これ以外の契約先との契約資料については、全て随意契約の理由が記載されていた。理由としての妥当性については1号理由から9号理由に分けて後述している。

（財団法人水道サービスとの随意契約）

契約No	件名	予定価格調書	契約金額（千円）	随意契約理由書	見積書	契約書	完了届	検査調書	支払合計（千円）
GK1	給水装置工事道路分施工工事（単価契約）	無し	単価表	無し	無し	承諾書	有り 18.3.31	副申書、承認印無し	727,079
GK2	検針困難メータ改良工事（単価契約）	無し	単価表	無し	無し	承諾書	有り 18.3.31	有り 18.3.31	28,658 4月分無し
GK3	配水管移設工事等（単価契約）	無し	単価表	無し	無し	承諾書	有り 17.9.30	副申書、承認印無し	265,076
GK4	小口径配水管及び道路取付管漏水修理工事（単価契約）	無し	単価表	無し	無し	承諾書	有り 17.9.30	副申書、承認印無し	237,566
GK5	六角空気弁室改造工事等（単価契約）	無し	単価表	無し	無し	承諾書	無し	無し	0
GK6	配水管附属具維持工事（単価契約）	無し	単価表	無し	無し	承諾書	無し	無し	0
GK7	配水管布設工事等調査業務（単価契約）	無し	単価表	無し	無し	承諾書	有り 17.9.30	副申書、承認印無し	21,054
GK8	道路区域標保全業務（単価契約）	無し	単価表	無し	無し	承諾書	有り 17.9.30	副申書、承認印無し	53,641
GK9	水道メータ点検業務委託（単価契約）	無し	単価表	無し	無し	承諾書	無し	有り 18.3.31	618,827

GK10	図面情報管理センターの運用業務委託（上期）	無し	51,530	無し	無し	承諾書	有り 17.9.30	有り 17.9.30	51,530
GK11	名古屋市上下水道局中村ビル及び旧中村営業所庁舎管理委託	無し	32,328	無し	無し	承諾書	有り 18.3.31	有り 18.3.31	32,328
GK12	富士見ビル倉庫管理業務委託	無し	375	無し	無し	承諾書	有り 17.6.30	有り 17.6.30	375
GK13	平和公園配水塔維持管理業務委託	無し	11,990	無し	無し	承諾書	有り 18.3.31	有り 18.3.31	11,990
GK14	請求金額再通知等処理業務委託（単価契約）	無し	単価表	無し	無し	承諾書	無し	有り 17.6.9	626
GK15	配水管工技能講習会大口径管実技講師派遣委託	無し	877	無し	無し	承諾書	有り 17.9.29	有り 17.9.29	877
GK16	配水管移設工事等（単価契約）	無し	単価表	無し	無し	承諾書	有り 18.3.31	副申書、承認印無し	334,144
GK17	小口径配水管及び道路取付管漏水修理工事（単価契約）	無し	単価表	無し	無し	承諾書	有り 18.3.31	副申書、承認印無し	149,819
GK18	六角空気弁室改造工事等（単価契約）	無し	単価表	無し	無し	承諾書	有り 18.2.28	副申書、承認印無し	14,382

GK19	配水管附属具維持工事（単価契約）	無し	単価表	無し	無し	承諾書	無し	無し	0
GK20	配水管布設工事等調査業務（単価契約）	無し	単価表	無し	無し	承諾書	有り 18.3.31	副申書、承認印無し	22,078
GK21	道路区域標保全業務委託（単価契約）	無し	単価表	無し	無し	承諾書	有り 18.3.31	副申書、承認印無し	48,290
GK22	図面情報管理センターの運用業務委託（下期）	無し	45,316	無し	無し	承諾書	有り 18.3.31	有り 18.3.31	45,316
GK23	配水管工技能講習会大口径管実技講師派遣委託	無し	643	無し	無し	承諾書	有り 18.2.10	有り 18.2.10	643

（2）結果

① 随意契約においても予定価格を定める必要があるが、他者との契約に見られる「予定価格調書」は、財団法人水道サービスとの間では作成されておらず、他の資料においても予定価格についての記載は発見できなかった。規則に準拠して予定価格を定め、他者との契約と書式を統一するため「予定価格調書」を作成すべきであり、単価契約についても他者との契約と同様、単価表と予定価格調書を割印で結びつけることによって、単価としての予定価格を決定すべきである。

② 契約番号 GK10、GK11、GK13 及び GK22 はいずれも数千万円単位の契約であるにもかかわらず、設計書の内訳には例えば「業務１、一式、21,100,000」などと記載されており、積算根拠としては粗いものとなっている。これらはいずれも業務委託の契約であることから、人件費の単価を見積り、これに人数と日数及び箇所数等を乗じる形式で具体的に積算すべきである。

③ 随意契約理由書が作成されていない。これでは入札によらず相対で契約する必要性が説明されないまま決裁を受けたことになる。随意契約を締結する必要性があるのであれば、その理由を随意契約理由書の形で明確にするべきである。

④　契約規程第 9 条によれば、随意契約によろうとする場合は見積書を徴取しなければならない。次年度から徴取する必要がある。

⑤　上記契約においては、いずれも「契約書」が交わされておらず、「契約書」に代えて「承諾書」が交わされている。「承諾書」には収入印紙が添付されているなど契約書としての用件を多く満たしているが、「契約書」には名古屋市上下水道局長の印が押されているのに対して、「承諾書」にはこの押印が無い点が大きく異なる。

敢えて「承諾書」を交わしている理由が見当たらないことから、他者との契約と同様に「契約書」を交わすべきである。

なお、契約規程第 33 条第 1 項第 4 号には、契約書の作成を省略できる場合の一つとして、「国、地方公共団体その他公共団体と契約をするとき。」と定めているが、財団法人名古屋市防災管理公社や財団法人名古屋都市センターとの契約において「契約書」を交わしていることとの均衡から、財団法人水道サービスとの契約についてのみ「承諾書」を交わすことは不適当と考えるべきである。

⑥　契約番号 GK5、GK6 及び GK19 については、契約関係書類中に事業者から提出される完了届が無く、支払いの基礎となる検査調書も見当たらなかったため、検査合格や支払許可の有無について質問したところ、契約は交わしたものの業務指示を出すことがなかったため、工事自体が行われておらず、よって完了届や検査調書は作成されなかったとの回答を得た。

これは GK5、GK6 及び GK19 といった工事は発生頻度が稀な件名のため、業務指示が出ることなく年度が終了することがあるためである。一方、GK3 では GK19 と同じ工事内容が契約内容の一項目として含まれており、必要に応じて業務指示が出され工事が行われている。

今後は GK5、GK6 及び GK19 のように業務指示が稀にしか出されない業務内容については GK3 のケースと同様に、他の契約と一本化することにより、事務の効率化を図ることが望ましい。

また、予算執行の適正化のため、単価契約における業務指示量の事前見積りをより精緻に行うべきである。

⑦　契約番号 GK1、GK3、GK4、GK7、GK8、GK16 から GK18、GK20 及び GK21 に係る契約関係書類には、「検査調書」に代えて「副申書」が添付されていた。

「副申書」は、一つの契約において「検査調書」が多数になる場合に使用される書類であり、「副申書」が使用される場合には「検査調書」は契約関係書類に添付されることなく各所属部署にて保管される。

しかし、「副申書」は制度上の公式書類ではないこと、「検査調書」と記載内容が重複する箇所が多く実際の運用上は承認印欄が使用されていないこと、及び契約相手先への支払業務はオンラインシステム上の検査合格表示に基づいて行われており、

「副申書」に基づいているわけではないことから、「副申書」の果たす役割が明確になっていない。

「副申書」の必要性を再検討し、必要であれば制度化するとともに、定められた記載事項、承認印欄は省略することなく使用するべきである。

⑧　契約番号 GK2、GK9 から GK11、GK13、及び GK16 から GK21 については特に随意契約とする必要性はなく、競争入札で契約できる内容と思われる。
これらが随意契約を必要とするものであるならば、随意契約理由書を添付して根拠を明らかにすべきである。

また、GK13 については建物の管理業務と設備の保守点検業務を一体として契約しているが、別個の契約に分割する方が専門業者への門戸が広がり、より競争性が高まると考えられる。

１１．随意契約における１号理由（少額の場合）について

（1）概要

これは金額的に少額な件名については、入札によらないで随意契約によることができるというもので、地方自治法 167 条の 2 第 1 項では「地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。　一　売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額または総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。（以下省略）」と規定している。これを受けて、名古屋市契約規程第 8 条でも同様の規程を定めている。

具体的な少額の基準は次のとおりである。

契約の種類	予定価格
工事または製造の請負	250 万円
財産の買入れ	160 万円
物件の借入れ	80 万円
財産の売払い	50 万円
物件の貸付け	30 万円
前各号に掲げる以外のもの	100 万円

随意契約 636 件のうち、1 号理由によるものは 320 件であった。予定価格による金額基準に抵触する契約はなかった。

この内、例えばメーターパッキンの買入れ契約については複数件存在し、購入先

ごとに予定価格を合計すると以下のように財産の買い入れに関する金額基準（160万円）を上回るケースも見られた。

（単価：円）

契約No	契約日	件名	予定価格	契約先別合計	契約先
KB06	5/23	メーターパッキン15千枚他	668,850	668,850	P社
KB08	6/6	メーターパッキン20千枚他	611,310	2,588,355	Q社
KB09	6/24	メーターパッキン20千枚他	859,950		Q社
KB12	7/29	メーターパッキン18千枚他	429,345		Q社
KB13	8/29	メーターパッキン15千枚他	687,750		Q社
KB19	10/7	メーターパッキン20千枚他	793,170	793,170	R社
KB23	11/29	メーターパッキン20千枚他	843,150	1,649,130	S社
KB25	12/22	メーターパッキン20千枚他	805,980		S社
		合計	5,699,505	5,699,505	

②意見

１ヵ月程度ごとに必要量を購入しているものであり、手続上問題はないが、競争性を高める観点からは、例えば単価契約による入札を行うか、あるいは一年分をまとめて入札により購入し、期間で分割して納品を受けることも有効であると考えられる。

１２．随意契約における２号理由（契約の性質や目的が競争入札に適しない場合）について

（1）概要

２号理由による随意契約267件の内、契約金額上位20件を含む28件について２号理由としての妥当性その他を検討した。

抽出した28件について、以下の表に２号理由を列挙している。

（単位：千円）

契約No	件名	契約額	２号理由
JA28	ハンディターミナル賃貸借	9,261	現行のハンディターミナルは、前機種の後継機として、平成 13 年 10 月に導入し、これまで使用しているものです。賃借料の算定にあたっては、リース的要素を含んでおり、今年度も引き続き使用を継続する必要があります。上記業者は、保守点検・機能保持も迅速確実に行っており信頼がおけますので、17 年度においても契約を継続するため推薦します。
LA35	脱水機用ろ布 107ｍ×1.475ｍ　6 本	5,355	本件は、大治浄水場排水処理施設の脱水機用ろ布（P96BTS）を購入しようとするものです。脱水機のろ布（P96BTS）は、脱水機の特性に適合したものを使用しなければその機能を発揮することができず、当該脱水機に適合するろ布は上記業者のみが製作しています。
LA87	脱水機用ろ布（Ｐ69ＢＴＳ）　6 本始め 4 件	8,053	本件は、大治浄水場排水処理施設の脱水機用ろ布（P69BTS 及び N856）を購入しようとするものです。脱水機のろ布（P96BTS 及び N856）は、脱水機の特性に適合したものを使用しなければその機能を発揮することができず、当該脱水機に適合するろ布は上記業者のみが製作しています。
JA9	電話設備賃貸借	20,333	上記業者は、従来より市役所電話設備及び当局専用電話設備における工事、設定及び保守を行っており、当局の電話設備全般に精通している。また、電話関連の専門業者で、当該機器の取り扱いに優れている上、これまでの実績は良好で、信頼できるものと思われるため。
JA10	ファクシミリ賃貸借	12,446	本件は電話交換機を利用した FAX 通信を行っており、電話設備を借り入れている上記業者と契約する必要があります。また、上記業者は電話関連の専門業者で、当該機器の取り

			扱いに優れている上、従来より市役所電話設備及び当局専用電話設備における工事、評定及び保守を行っており、その実績は良好で信頼出来るものと思われる。
BE1	工業用水道量水器取替工事	12,915	本件は、工業用水道ユーザーに設置された量水器、超過流量積算計、受信機の設置及び改良を行うものであります。使用する電磁式量水器は、口径が小さいため上記業者しか製造していません。また、新規の量水器も旧業者と同一製を使用することにより、量水器周りの改造の必要が無いので、工事や断水期間が短くユーザーにかける負担を最小限にできます。 量水器と受信器及び超過流量積算計は、信号を符合させるなど調整する必要がありますが、製造業者である上記業者は信号用部品などの手配も早くできます。
AB21	昭和区妙見町地内始め 43 か所大型制水弁筐補修工事	11,340	本工法は、特殊工法にて（エポ工法-人孔鉄蓋維持修繕工法）不陸を生じている大型弁筐の取換工事を行うもので、特殊工法に対する技術、人員資機材を持っているのが、上記業者のみであるため。
GE11	水道工事設計積算システム運用保守等業務委託	15,120	本契約は、平成 10 年 10 月より稼動している水道工事設計積算システムの安定運用を目的とした保守を行うものである。上記業者は、本システムの開発会社であり、システムの障害時には原因の把握、障害の復旧を迅速に行うことができ、その対応に良好な成績をおさめているため随意契約とするものである。
GE20	電子調達システム（その 2）保守･運用業務委託	16,449	上記業者は、電子調達システム（その２）の開発業務に携わっており、当該システムを熟知している。本委託には、高度な専門知識を必要とするとともに、電子調達システムの内容を熟知していることが不可欠であり、他業者では対応が困難である。
ZA87	配水ブロック情報管理シス	19,908	本案件は、平成 15 年 6 月以降賃貸借契約を継続しているものであり、上記業者はこれま

	テム機器賃貸借		で本契約を誠実に履行しており、ソフトウェアの環境設定・調整、ネットワーク構成等にも精通しています。平成17年度以降においても同一の内容で契約を継続する必要があり、信頼性のある上記業者を推薦するものです。なお、長期契約の規定に基づき、契約期間を平成20年5月末日までとします。
ZA46	営業事務オンラインシステム用端末等賃貸借	20,210	上記業者より平成16年1月から営業事務オンラインシステム用の端末等を賃借しており、上記業者以外から賃借しようとする場合には、既設置機器の連続的使用等の便益を享受することに、著しい障害が生ずるおそれがある。
GE2	電子計算機のオペレーション及びこれに付随する業務委託	23,385	ホストコンピュータの操作とこれに付随する業務（プリントアウトした帳票の後処理〔裁断、圧着など〕業務、帳票管理及び媒体管理等の補助業務）については、相当の知識、経験が要求され、その習得には相当の期間を要します。上記業者は、営業事務オンラインシステムなど各オンラインシステムの開発以後、継続して操作等に従事してきており、十分経験を積み、各システムにも熟知しております。また、これまでの実績においても、高い処理能力と融通性があり信頼がもてます。
GE5	図面情報管理システムと道路管理システムのデータ入力等業務委託（上期）	25,620	本業務は、当局の図面情報管理システムと（財）道路管理センターの道路管理システムのデータ入力等を行うものですが、上記業者はこれらのシステムの運用開始時から継続的に本業務に携わってきました。本業務は、エンジニアリングワークステーションを使用する特殊な業務であり、本業務を履行するには長期の研修を行わなければならず、上記業者以外の者では従事者研修の間、業務が履行できないという支障が生じます。
GE31	図面情報管理システムと道	23,940	本業務は、当局の図面情報管理システムと（財）道路管理センターの道路管理システム

	路管理システムのデータ入力等業務委託（下期）		のデータ入力等を行うものですが、上記業者はこれらのシステムの運用開始時から継続的に本業務に携わってきました。本業務は、エンジニアリングワークステーションを使用する特殊な業務であり、本業務を履行するには長期の研修を行わなければならず、上記業者以外の者では従事者研修の間、業務が履行できないという支障が生じます。
GE29	設備設計積算システム改訂業務委託その2	30,733	本件は設計積算システム（建築.設備.点検委託等）の改定により、当該システムに水道工事設計積算システム(建築.設備.点検委託等)との統合を図るものです。上記業者は設計積算システムの開発に当初より携わっており、当該システムを熟知している上、情報技術に関する高度な専門知識と経験を有しています。本委託には当該システムの内容を熟知していることが不可欠であるため、他業者では対応ができません。また、仮に上記業者へ本業務を委託できない場合、本委託に係る設計積算システム（建築.設備.点検委託等）の統合計画に著しい支障が生じます。
GE12	市民向けホームページ及び運用システムの保守運用業務委託	32,835	本件は、当局が管理、運営している「市民向けホームページ（以下「当システム」という。)」についての保守運用業務を委託するものである。当システムは、お客様から収集した個人情報を取扱う（水道中止開始.モニターアンケート.イベント募集.お客様のご意見ご要望等）ため、情報漏えい対策及び情報の完全性確保等、高度なセキュリティを必要とし、かつ、24 時間 365 日の継続稼動を想定した高可用性システムである。標記業者は、当システムの開発業者として、以上条件を満たすべく、プログラム、機器（サーバ及びネットワーク機器等）及び運用環境等について不可分一体的な保護対策を講じた上で開発、導入及び運用環境の構築を行っており（なお、保護対策については、市情報審査委員会

			及び個人情報審議会において承認済み)、当システムのセキュリティを確保した実効的かつ継続的な運用保守が行える唯一の業者である。他の業者による当システムの運用保守及び代替機器の導入は、移行期間におけるシステム全体のセキュリティ確保の観点から妥当性を欠くことになる。
GA1	春日井浄水場排水処理設備運転保守委託	38,010	本委託は春日井浄水場排水処理設備の運転、並びにそれに伴う設備の維持管理を委託するものです。当該設備は上記業者の独自の技術で製作、設置されたもので、その構成部品のほとんどは特殊製品であり、汎用性のないものが多数を占めます。そのため、本設備の運転、維持管理には機器製作所が持つ独自の技術を必要とします。従って、当該設備の製作所であり、運転管理にも高い技術と、本設備での豊富な運転実績を有する上記業者のみが本委託を確実に履行できるものであるので推薦します。また、仮に上記業者へ本業務を委託できない場合においては、本委託に係る排水処理設備の運転保守に著しい支障が生ずるおそれがあります。
GA2	鍋屋上野浄水場排水処理設備運転委託	19,950	本委託は、鍋屋上野浄水場排水処理設備の運転、並びにそれに伴う設備の維持管理を委託するものです。当該設備は上記業者の独自の技術で製作、設置されたもので、その構成部品のほとんどは特殊製品であり汎用性のないものが多数を占めます。そのため、本設備の運転、維持管理には機器製作所が持つ独自の技術を必要とします。従って、当該設備の製作所であり、運転管理にも高い技術と、本設備での豊富な運転実績を有する上記業者のみが本委託を確実に履行できるものであるので推薦します。また、仮に上記業者へ本業務を委託できない場合においては、本委託に係る排水処理設備の運転保守に著しい支障が生ずるおそれがあります。

GA3	大治浄水場排水処理設備運転委託	41,160	本委託は大治浄水場排水処理設備の運転、並びにそれに伴う設備の維持管理を委託するものです。当該設備は上記業者の独自の技術で製作、設置されたもので、その構成部品のほとんどは特殊製品であり、汎用性のないものが多数を占めます。そのため、本設備の運転、維持管理には機器製作所が持つ独自の技術を必要とします。従って、当該設備の製作所であり、運転管理にも高い技術と、本設備での豊富な運転実績を有する上記業者のみが本委託を確実に履行できるものであるので推薦します。また、仮に上記業者へ本業務を委託できない場合においては、本委託に係る排水処理設備の運転保守に著しい支障が生ずるおそれがあります。
GE15	オンラインシステム運用保守等の業務委託	64,426	当課においては、現在ホストコンピュータにより、営業事務、工事事務及び財務会計のオンラインシステムを運用しています。本システムは基幹システムとして重要な役割を果たしており、その運用保守にあたっては高度な信頼性が求められています。上記業者は各システムの開発委託業者であり、システム開発のノウハウを持つシステムエンジニアを有しています。また、ホストコンピュータをはじめ、システムが稼動する電算機システムのハードウェア及びソフトウェアに対する高度な知識と技術力を備えていることから上記業者と随意契約するものです。
GE53	お客さまセンター（仮称）開設に伴う営業事務オンラインシステムの機能変更及び中間サーバ構築委託	80,275	本件は、お客さまセンターシステムと営業事務システム間でのデータ連携に必要な、営業事務システム側の機能変更及び両システム間に設置の中間サーバの構築を委託するものである。営業事務システムは基幹システムであり、安全第一で機能変更を実施しなければならず、また中間サーバは、お客さまデータを保護するため高度のセキュリティが要求され、かつ両システム間のデータ連携を確

			実に行えなければならない。上記業者は営業事務システムの開発業者であり、かつ運用保守にも携わりシステムに精通していること、また、営業事務システムのホストコンピュータはNEC製品であり、その制御機能等については上記業者しか知りえず、機能変更及びホストコンピュータとの連携システム構築を他の業者に委託することは、著しく合理性を欠くとともに、稼働中の営業事務オンラインシステムに多大な影響を及ぼすことから、上記業者を推薦するものである。
ZA39	財務会計オンラインシステム用ホストコンピュータ賃貸借	113,963	上記業者より、平成13年12月から財務会計オンラインシステム用のホストコンピュータを賃借しており、上記業者以外から賃借しようとする場合には、既設置機器の連続的使用等の便益を享受することに、著しい支障が生ずるおそれがあるため、上記業者を推薦するものです。
ZA44	営業事務オンラインシステム用ホストコンピュータ賃貸借	187,918	上記業者より、平成15年10月から営業事務オンラインシステム用のホストコンピュータを賃借しており、上記業者以外から賃借しようとする場合には、既設置機器の連続的使用等の便益を享受することに、著しい支障を生ずるおそれがあるため、上記業者を推薦するものです。
GG2	名古屋市上下水道局用地空間利用調査業務委託（その2）	4,588	本調査業務は、上下水道局の処理場、浄水場等を対象に「まちづくり」「パートナーシップ」等の視点を意識した空間利用のあり方を調査研究するものである。名古屋都市センターは、まちづくりに関する調査研究や交流事業を行う機関であり、当該業務を行うのに必要不可欠な名古屋都市内のまちづくりに関する情報、データ及び人的ネットワークを有しており、「名古屋市上下水道局用地空間利用調査業務委託」を請け負っている。このため、本調査業務を名古屋都市センターに委託した場合、データの効率的な活用、経費の低

			減、工期の短縮等において有利と認められるので推薦する。
GA58	防火診断及び消防用設備等の点検委託(水道公所)	10,797	本件は、水道公所で延べ面積 1,000 ㎡以上の材料所始め 28 公所の防火診断及び消防用設備等の点検を委託するものである。上記業者は、消防局所管の外郭団体であるため、災害情報の蓄積があるとともに消防行政についての最新の情報が迅速に入手できる。したがって、消防用設備等の点検に併せた防火診断の実施において、当局の希望する防火管理に関するハード・ソフトの両方からの指導ができるのは、財団法人名古屋防災管理公社だけである。
GH21	電子複写サービス委託(単価契約)資材管理係	単価表	上記業者を選択する理由は、当該課公所の使用実績並びに経済性を総合的に判断して、上記業者製品を選定した結果であります。併せて上記業者は当局との契約実績があり、その機器の取扱いに優れ、保守実績並びにアフターサービスが良好であり信頼できる業者です。
GH25	電子複写サービス委託(単価契約)技術管理課	単価表	上記業者を選択する理由は、当該課公所の使用実績並びに経済性を総合的に判断して、上記業者製品を選定した結果であります。併せて上記業者は当局との契約実績があり、その機器の取扱いに優れ、保守実績並びにアフターサービスが良好であり信頼できる業者です。
ZA56	パソコン等機器賃貸借(その7)	6,420	本案件は、平成 15 年 10 月以降賃貸借契約を締結しているものであり、上記業者はこれまで本契約を誠実に履行しております。また、ソフトウェアの環境設定・調整、ネットワーク構成等にも精通しています。平成 17 年度においても同一の内容で契約を継続する必要があり、信頼性のある上記業者を推薦するものです。

（2）結果

①2 号理由について

（ア）GE5 及び GE31 では、データ入力業務等の特殊性及び長期研修の必要性を理由として、２号理由に基づく随意契約が必要であると述べている。しかし、競争性を高めて公費の節減を図る観点からは、できる限り競争入札により契約を結ぼうとする努力が必要である。データ入力業務が何故特殊業務なのか不明だが、毎期契約している事業者が円滑に業務を遂行している以上、他の事業者にとっても研修の機会さえ与えられれば同様に遂行できるものと考えるべきである。また研修機会の提供については、例えば業務が行われない土曜日や日曜日等の活用を図るといった工夫をすべきである。

毎年特定の事業者と随意契約を結ぶべきか、あるいは競争入札によって落札した事業者に研修を受けさせた上で契約を結ぶべきかは、最終的には費用対効果の問題になるが、仮に５年の長期継続契約を前提とした競争入札を行えば、研修費用も５年に一度発生するだけであり、後者に経済合理性が生まれる余地は十分にあると考えられる。このため、競争入札への移行に向けて具体的に準備を進めるべきである。

（イ）GA58 では、消防用設備点検と防火診断を随意契約により委託している。民間の事業用設備の多くが一般企業によって防火診断や点検を受けていることを考慮すると、点検業務や防火診断は一般企業でも十分実施可能であり、特定の外郭団体と随意契約を交わす理由にはなり得ないと考えられる。むしろ、当該外郭団体も含めて競争入札による方が、様々な視点から診断できるといえる。

（ウ）BE1 について、２号理由は、使用する電磁式量水器は口径が小さく、一つの業者しか製作していないことが、中心に述べられている。しかし、量水器を扱っている業者数は多く、通常、２号理由に該当するとは考えにくい。そのため、具体的な口径を理由書に記載した上で一つの業者しか製造していない旨を述べるべきである。

②契約方法について

（ア）JA9 及び JA10 では電話機やファクシミリの賃貸借契約を１年単位で結んでいる。受話器等の設備を毎年更新することは不合理であり、現行のように毎年度随意契約により賃借期間を更新し続けることは２号理由として妥当と考えられる。

しかし、コスト低減の観点からは電話設備等の新規更新時期に競争入札による長期のリース契約（長期継続契約）とする等により競争性を高めていく必要がある。

（イ）GE2 は、ホストコンピュータの操作とこれに付随する業務について随意契約を行ったものである。一方、操作の対象となるホストコンピュータは過年度に競

争入札の結果として長期の賃借契約を締結し、これに基づいた年度ごとの手続として随意契約を結んでいる(ZA39、ZA44 参照)。ホストコンピュータの選定は、過年度において競争入札の結果として決定されたとしても、その後の保守・運用については、入札によることができず、当該業者またはその系列業者に限定して委託せざるを得ないため、随意契約が結ばれるという状況にある。このためこれらの随意契約は割高に設定される可能性がある。

そこで GE2 のようなホストコンピュータと直接的に結び付けられる業務委託については、ホストコンピュータの導入に合わせて一括して長期継続契約を結び、競争性が働かない随意契約の期間をなくすようにするべきである。

つまり、ホストコンピュータの次回の長期賃借契約に際しては、それを単体で契約するのでなく、オペレーション業務も含めた包括的契約として競争入札にかけるべきである。

なお、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用要領」（16 財用第 25 号平成 17 年 3 月 29 日）によれば、長期継続契約が可能な期間は、物品の借入れについては商慣習上定められるリース期間、役務の提供については原則５年を上限とすると定められている。コンピュータの使用期間は、過去の実績からこれらの期間内であり、オペレーション業務と一体としても支障は無いものと考えられる。

③契約内容について

（ア）GE5 について設計金額の内訳を見ると、端末オペレータ５人（平均 362,100 円／月）の他にサブセンターオペレータ２人（平均 573,750 円／月）とセンターオペレータ１人(671,500 円／月)の合計８人が予定されている(GE31 も同様)。しかし、データ入力業務は通常フラットなメンバー構成で行えるはずであり、名古屋市上下水道局担当者との連絡調整等の業務に当たっている管理職クラスともいえるセンターオペレータ及びサブセンターオペレータを合計で３人必要とする根拠に乏しいといえる。

（イ）GE12 は、平成 16 年度に競争入札によって設置したホームページとその運用システムについて、平成 17 年度分の保守運用業務を委託したものである。

平成 16 年度に支払った開発費 10,878 千円に対して、平成 17 年度の保守運用料 32,835 千円は人件費の合計だとすれば過大であると思われたが、内容について質問したところ、仕様書に以下のような条件が付されており、これに基づいて機器等の賃借料、通信回線やデータセンター設備の使用料といった物件費が 19,347 千円含まれていることがわかった。また、別途追加した項目として、データベースサーバの使用料、負荷分散装置の使用料及び地図サービスの使用料も 4,863 千円含まれていた。

（仕様書に付された条件）

第 5 条（保守運用委託費用の割合等） 　委託契約期間における、各種機器、ソフトウェア及びコンテンツ等の保守運用対象期間は、契約期間末日から遡る 2 か月間とし、当該保守運用に係る費用の委託契約金額に占める割合は、委託契約金額の 3 割を上限とする。 2　前項の保守運用に係る費用の内、甲のシステム専用で設置するサーバー及び通信機器等の使用に関する費用（保守費用を含む。）の割合は、おおむね３割ないし５割程度とする。 　ただし、甲は当該機器利用に係る費用について、当該機器の使用実績等を考慮し、乙と減額の協議を行うことができるものとする。

本契約はその内容に設備や機器の賃借料といった、保守運用業務とは性格が異なる内容が多く含まれているにもかかわらず、それを示唆する文言が仕様書に条件として記載されているに留まっており、設計価格票にも「委託料」として合計金額が記載されているのみであることから、契約関係書類を通じて契約内容全体を把握することは不可能である。業務委託においては設計書を作成する義務はないとしても、事前に予定価格を算定する以上は一定の算定根拠を有しているはずである。

よって、特に本契約のような設備等の賃貸借の内容と保守運用業務の内容などを包括した契約においては算定根拠に基づいて設計価格票等に項目ごとに内訳を明示する形で記載するべきである。

なお、敢えて包括契約とした理由は、責任回避の要因を無くし業務に広く責任を持たせるためであるとしているが、それらは仕様書や契約書の覚書として謳えば足りるものであり、契約書類において金額を一括表示する根拠にはならないと考えるべきである。

（3）意見

(ア)GE11 及び GE15 は、いずれも過年度に行われたシステム開発に付随して必要となる保守・運用業務の委託である。システム開発は、過年度において競争入札の結果として決定されたとしても、その後の保守・運用については、入札によることができず、当該業者に限定して委託せざるを得ないため、随意契約が結ばれるという状況にある。

しかし、これでは保守・運用というランニングコストまで考慮した場合、十分な競争性が働いているとは言えず、イニシャルコストも含めたトータルコストが必ずしも最小化されているとは限らない状況である。将来的にシステム開発等の投資は増加すると予想されることから、ランニングコストにも競争性を働かせることは重要なテーマである。

よって、将来的にはシステム開発業者以外の者でも運用・保守が可能なように、汎用性の高い仕様でシステム開発を依頼することを検討すべきである。この場合、初期コストは高目となるが、次年度以降の運用・保守において競争入札によりコスト低減を図ることができるからである。

(イ)GA1、GA2 及び GA3 はいずれも排水処理設備の運転保守委託契約であり、名古屋市上下水道局が保有する３か所の浄水場（春日井、鍋屋上野、大治）全てについて、大手業者一社と随意契約を交わしている。

随意契約の理由として、設備自体がこの事業者によって設置され、独自の特殊製品から構成されているため、運転及び維持管理についてもこの事業者でなければならない旨が記されている。

本事例をとりあげて個別に問題視するものではないが、一社が複数の箇所を受注する場合には、作業効率アップや器具類の共通利用、研修期間の短縮といった規模のメリットが得られる一方で、運転保守等の随意契約においては同業他社がいないこともあり、見積価格が高めに設定されることも考えられる。これに対して箇所ごとに別の業者が受注する結果となった場合には、上記のような規模のメリットは得られないが、運転保守契約等の見積りに際しては同業他社が提出する見積単価を意識せざるを得ないことから、契約金額は適正水準で決まりやすいと考えられる。

どちらのケースが望ましいかは一概に言えないが、あまり規模のメリットが得られない場合には後者により競争性を高めることも有効であると考えられる。

なお、後者は複数の指名競争入札において指名業者の範囲を毎回変更することにより実施することができる。

１３．随意契約における３号理由（身体障害者更生施設等で製作された物品の買入れ等）について

該当件名無し。

１４．随意契約における４号理由（認定を受けた新商品を買い入れる場合）について

該当件名無し。

１５．随意契約における５号理由（緊急を要する契約）について

（1）概要

全 18 件の内金額の多い方から 2 件について、緊急性の有無について検討したところ、以下のようであった。

（単位：千円）

契約 No	件名	予定価格	契約金額	緊急とした理由
CA4	中川西配水場建物整備工事（その２）	40,005	36,225	平成 16 年度発注の中川西配水場建物整備工事における請負業者の倒産に伴い、工事途中で完了した建物の耐震補強、外壁改修を引き続いて行うものです。外部足場をかけた状況での工事中止で、天候等により二次災害の恐れもあり、早期に工事継続をする必要があります。
AA292	東区相生町地内流量計室築造工事	9,124	8,977	今年度発注された「流量・水圧遠方監視装置設置工事その 12」の工事に先行して施工する必要があり、そのために緊急に着手しなければならないため。

（2）結果

契約 CA4 については、工事着手届が平成 17 年 7 月 12 日付で提出されている。業者の倒産情報を同年 6 月 10 日に入手、同年 6 月 16 日に契約解除していることを考慮すると、これに代わる契約がその後 1 ヵ月程度で締結されていることから、緊急を要する随意契約という扱いは妥当なものであったと考えられる。

契約 AA292 については、監視装置設置工事に先立ち、設置スペース等の検討が十分になされるべきであり、事前調査が適切に行われていれば、指名競争入札に付すことができた件名であると考えられる。今後は設備工事等との調整を十分図り、設備工事の発注時期に合わせた設計・発注に努める必要がある。

１６．随意契約における６号理由（入札に付すことが不利な場合）について

（1）概要

8 件中金額の大きい 2 件について 6 号理由の妥当性について検討した。

（単位：千円）

契約 No	件名	予定価格	契約金額	6 号理由
AB13	鍋屋上野浄水場構内配管整備工事その２	12,495	12,495	本工事は、当初の「鍋屋上野浄水場構内配管整備工事」の整備計画では、堀川に放流する作業排水の水質が排出基準を満たすことが困難なため、新たな計画のもと配管整備工事を行うものです。このため本体工事を請け負っている上記業者が、現場状況に精通し、工期の短縮等においても有利と認めます。
BA27	工業用水道大治浄水場シーケンサ整備工事その２	60,186	55,650	本工事は、16 年度の１期工事で制作・設置したシーケンサ盤に、既設シーケンサ設備から各負荷設備の制御・監視等の機能の移し替えを行うことを内容とした２期工事で、１期工事に引き続いて施工する一連の工事であるため、１期工事で盤を製作・設置して内容に精通している上記業者が、適切に施工でき、経済的にも有利な契約ができるものと考えます。

（2）意見

①　契約番号 AB13 については、随意契約の理由を検討する前に、本体工事の設計段階で水質に関する問題を把握できなかったのかという疑問が生ずる。しかし、これは過年度の問題であり、ここでは所与の条件と考えた場合、本体工事との関連が強いことから 6 号理由に基づく随意契約はやむを得ないと思われる。

②　契約番号 BA27 については、平成 16 年度の第１期工事において盤の製作や据付を行い、平成 17 年度の第２期工事において各種制御機能を新しい盤に移し替える作業を行ったもので、第１期工事は指名競争入札によって、第２期工事は本件契約であり随意契約により実施された。

事実上一体の工事件名が、２回に分割して契約されたことから、第２期工事における随意契約時の契約額が割高なものになっていないかについて、第１期工事の契約内容と比較をおこなった。この結果、人件費の単価等が僅かに上がっていたものの、問題視するほどの内容ではなかった。

工期的には一年間で実施できる工事内容を、予算上の制約から複数年に分割して発注している。第２期工事が割高な契約になりかねないリスクを考えると、このよ

うな分割発注はできるだけ避けるべきと思われる。しかしながら、限られた予算内でバランスのとれた予算執行を行うために分割発注が、やむを得ないものとすると、第２期工事において６号理由に基づく随意契約を行ったことは妥当であったと考えられる。

今回抽出した件名において、６号理由としての妥当性に欠けるものは見られなかったが、入札に付すことが不利であるかどうかは２号理由と同じく恣意性が入り易いケースが多いことから、今後とも６号理由に該当するか否かの見極めを慎重に行う必要がある。

１７．随意契約における７号理由（時価よりも有利に契約できる場合）について

該当件名無し。

１８．随意契約における８号理由（入札により落札されない場合）について

（1）概要

一般競争入札で１件、指名競争入札で 22 件について入札価格が予定価格を上回り落札者が決まらない、いわゆる不調が生じている。これらはいずれも８号理由による随意契約によって契約が締結されている。

不調となった 23 件の内、予定価格の上位３件について調査したところ、名古屋市契約事務上下水道局入札後資格確認型一般競争入札（持参方式）試行要綱や、競争入札参加者心得などに、入札回数は初度入札を含め３回を限度とするとあり、これに従い適正に実施されており、全ての入札金額が予定価格を超えていたため、最低価格で入札した者と随意契約により、予定価格を下回る金額で契約を締結している。

（2）指摘事項無し

手続上の問題は認められなかった。

１９．随意契約における９号理由（落札者が契約しない場合）について

該当件名無し。

２０．一者随意契約について

（1）概要

随意契約によろうとする場合は、２人以上の者から見積書を徴取しなければならないが、一定の要件を満たす場合には、契約をしようとする者のみからの見積書によることができる旨、名古屋市上下水道局契約規程第 9 条に規定されている。

ここで、一定の要件とは次の場合をいう。

・予定価格が 30 万円以下である場合。

・特に販売価格が定まっている場合。

・契約の目的、性質等によりその（２人以上から徴取する）必要がない場合。

このように、一者随意契約を行うことができる要件は、随意契約を行うことができる要件（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 1 号乃至 9 号）と類似しているが一部に相違が見られる。

（2）意見

名古屋市上下水道局は、内規である指名調書（少額随契）作成要領に基づいて、随意契約における 2 号から 9 号までの理由に該当する場合は、そのまま一者随意契約の理由に該当するという見解に立って契約事務を行っている。

しかし、例えば 5 号理由（緊急の必要により競争入札に付することができないとき。）では、競争入札を行うだけの時間的余裕は無くても、2 者から見積書を徴取する程度の余裕は有るケースが考えられる。また、6 号理由（競争入札に付することが不利と認められるとき。）でも、見積書を 2 者から徴取することで、より多くの価格情報を入手すること自体は有意義と思われる。この他 7 号（時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。）や 8 号の一部（入札者がいないとき）においても 2 者からの見積書の徴取は無意味ではないと思われる。

1 号理由（少額随意契約）を除き、随意契約の理由と一者随意契約の理由は多くの場合一致すると考えられるが、上記のようなケースについても対応できるような基準作りの模索が望まれる。

第５．固定資産

１．ダム使用権について

（1）概要

名古屋市の水道の水資源は、従来、木曽川の自流水であったが、これでは不十分なため、岩屋ダム（昭和 52 年 4 月、水資源機構管理開始）や木曽川大堰（昭和 58 年 4 月、水資源機構管理開始）などからなる木曽川総合用水事業、長良川河口堰建設事業（平成 7 年 4 月、水資源機構管理開始)、味噌川ダム建設事業（平成 8 年 12 月、水資源機構管理開始）によって、その水資源を確保してきた。名古屋市上下水道局はこれらのダム建設事業によって確保された水を使用するに当たって、種々の費用あるいは負担金を支払っている。その種々の費用あるいは負担金は、水利権またはダム使用権と経理処理される。

水利権とは以下の費用の額をいう。

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 23 条に規定する権利をいい、通常、出願に関する調査費、出願旅費、諸経費のほか、当該水利使用に関連して行う関係河川利用者に対する補償及び流水の貯留に伴い水没する地域にかかる補償に要する金額等

また、ダム使用権とは以下の費用あるいは負担金の額をいう。

①特定多目的ダム法（昭和 32 年法律第 35 号）第 17 条によって設定された権利を取得するため、同法第 7 条により負担する負担金及びその申請に要する諸経費の額
②独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）が築造する水資源開発施設を利用して流水を使用するため独立行政法人水資源機構法（平成 14 年法律第 182 号）第 25 条の規定により納付する負担金の額
③河川管理者が築造するダムにより著しく利益を受けるものとして、河川法第 70 条の規定により納付する負担金の額及び当該使用権の取得に要する諸経費または河川法第 26 条に基づく許可を受けて上記以外の者が築造するダム使用権を取得するために要する費用の額

（2）結果

名古屋市上下水道局では以下の支出金額を水利権として計上しているが、当該支出は上記の水資源機構が築造する水資源開発施設を利用して流水を使用するため独立行政法人水資源機構法（平成 14 年法律第 182 号）第 25 条の規定により納付する負担金の額に該当するものであり、当該支出は上記のダム使用権の②に該当する。

（単位：千円）

	計上年月	元金	割賦利子	合計
長良川河口堰建設事業	平成 8 年 3 月	8,735,720	6,518,481	15,254,202
木曽川総合用水事業	平成 9 年 3 月	354,520	－	354,520
木曽川総合用水事業（緊急改築）	平成 14 年 7 月	731,244	－	731,244
味噌川ダム建設事業第 1 次	平成 8 年 8 月	5,346,260	3,773,867	9,120,128
味噌川ダム建設事業第 2 次	平成 9 年 11 月	80,364	－	80,364
味噌川ダム建設事業第 3 次	平成 14 年 7 月	245,504	－	245,504
		計 5,672,129	計 3,773,867	計 9,445,997

名古屋市上下水道局会計規程第 156 条では取得した償却資産の耐用年数は地方公営企業法施行規則別表第 2 号に定めるところにより行うと規定している。地方公営企業法施行規則別表第 2 号によれば、無形固定資産としての水利権の減価償却の耐用年数は 20 年であり、ダム使用権の減価償却の耐用年数は 55 年である。

名古屋市上下水道局としては、水資源機構に対する上記の負担金の負担方法が償還期間 23 年の半年賦の元利均等償還のため、その償還期間にほぼ一致する耐用年数である水利権として財産整理することによって、減価償却費を負担金の支払の財源としようとしたものである。

しかし、減価償却は償却資産の取得価額をその耐用年数の各事業年度に配分することによって、企業の経営成績を適正に表示するための会計手法であり、資金調達を目的として償却計算を行うべきではない。上記の上下水道局の処理は、名古屋市上下水道局会計規程第 156 条、地方公営企業法施行規則別表第 2 号に合致していない。

耐用年数 20 年の場合の減価償却費、耐用年数 55 年の場合の減価償却費、両者の差額及び平成 17 年度末までの両者の差額の累計額は以下のようであり、毎年の減価償却費が 493,211 千円過大に計上され、同額だけ当年度純利益が過少に計上されている。

（単位：千円）

	耐用年数 20 年の場合の減価償却費	耐用年数 55 年の場合の減価償却費	両者の差額	17 年度末までの両者の差額の累計
長良川河口堰建設事業	436,786	158,831	277,955	2,779,541
木曽川総合用水事業	17,726	6,445	11,281	101,529
木曽川総合用水事業（緊急改築）	36,797	13,381	23,416	70,248
味噌川ダム建設事業	283,735	103,176	180,559	1,575,274
合　計	775,044	281,833	493,211	4,526,592

２．ダム建設事業割賦負担金の処理

（1）概要

名古屋市上下水道局が需要家である各家庭あるいは企業等に給水している水道水は、独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）が建設したダム等より導水している。水資源機構はダムの建設に要した事業費（建設費及びダム建設のために借り入れた借入金に係る支払利息）を名古屋市水道事業他利水者に負担させている。水道事業者の負担の方法は、単年度で一括して支払う方法と、一定期間で元利均等償還する方法とがある。以下は名古屋市上下水道局が導水しているダムの建設事業費の償還方法である。

	事業費（千円）	償還方法	償還開始	償還期限	利率（%）
長良川河口堰	8,735,720	割賦償還	平成7年9月	平成30年3月	5.33419
味噌川ダム建設事業第1次	5,346,260	割賦償還	平成8年9月	平成31年3月	5.08275
味噌川ダム建設事業第2次	80,364	一括支払			
味噌川ダム建設事業第3次	245,504	一括支払			

（2）結果

上下水道局は、割賦償還金の元利合計額をもって、ダムの使用権の取得価額としている。そのため、ダム使用権の取得価額には、ダム建設のために借り入れた借入金、または水資源開発債券に係る支払利息のうち、完成までの期間に係るものと、ダムの完成後、割賦償還金完済までの期間に係る借入金、または水資源開発債券に係る支払利息の両方が含まれることになる。

以下が、長良川河口堰建設事業及び味噌川ダム建設事業第1次における、ダムの使用権の取得価額に算入されている割賦元金及び割賦利子である。

（単位：千円）

	割賦元金	割賦利子	元利合計
長良川河口堰建設事業	8,735,720	6,518,481	15,254,202
味噌川ダム建設事業第1次	5,346,260	3,773,867	9,120,128
合　計	14,081,981	10,292,349	24,374,330

しかし、借入金の利息を固定資産の取得価額に算入する会計慣行は、借入金利息のうち固定資産の完成の期間までに係るものであり、完成後の期間に係る借入金利息を固定資産の取得価額に算入する会計慣行はない。割賦償還金に係る利息は、固

定資産の完成後の期間に係る利息であり、本来は各償還期間の営業外費用として処理されるべきものであった。

ダムの完成後、平成 17 年度にまで至る期間のあるべき処理と、実際の処理とを比べると以下のようになる。

（単位；千円）

	本来あるべき処理 （償還金の各償還期間の営業外費用として処理する方法）	実際の処理 （ダムの使用権の取得価額に含めて減価償却する方法）	差額
平成 7 年度	451,214	―	451,214
平成 8 年度	452,509 263,074 715,584	325,924	389,660
平成 9 年度	441,091 263,626 704,717	325,924 188,693 514,617	190,100
平成 10 年度	429,055 256,769 685,825	325,924 188,693 514,617	171,207
平成 11 年度	416,369 249,560 665,929	325,924 188,693 514,617	151,312
平成 12 年度	402,997 241,979 644,976	325,924 188,693 514,617	130,359
平成 13 年度	388,902 234,008 622,911	325,924 188,693 514,617	108,293
平成 14 年度	374,046 225,627 599,673	325,924 188,693 514,617	85,056
平成 15 年度	358,386 216,814 575,201	325,924 188,693 514,617	60,583
平成 16 年度	341,880 207,548 549,429	325,924 188,693 514,617	34,811

平成 17 年度	324,482 197,805 522,287	325,924 188,693 514,617	7,670
合計	6,737,751	4,957,481	1,780,270

（上段は長良川河口堰建設事業、中段は味噌川ダム建設事業第 1 次、下段は合計）

あるべき処理と実際の処理とを比べると、平成 17 年度では 7,670 千円の費用の計上不足であり、平成 17 年度末までの累計額では 1,780,270 千円の費用の計上不足である。

３．減価償却開始時期について

（1）概要

現在、償却資産の減価償却に関して、減価償却資産を取得し、事業の用に供した月から減価償却を開始するのではなく、取得した年度の翌年度から償却を開始している。

それは、地方公営企業法施行規則第 8 条及び名古屋市上下水道局会計規程第 155 条第 2 項に以下のように規定されていることによる。

地方公営企業法施行規則第 8 条第 1 項

> 地方公営企業の償却資産のうち有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、定額法によって行う場合にあっては、当該有形固定資産の当該事業年度開始の時における帳簿原価から当該帳簿原価の 100 分の 10 に相当する金額を控除した金額に、定率法によって行う場合にあっては、当該有形固定資産の当該事業年度開始の時における帳簿価額にそれぞれ当該有形固定資産について別表第 2 号に定める耐用年数に応じ別表 4 号の償却率を乗じて算出した金額とする。（以下省略）

名古屋市上下水道局会計規程第 155 条第 2 項

> 償却資産の減価償却は、固定資産に編入した年度の翌年度から毎事業年度末において、前項に規定する基準により資産勘定科目ごとに行う。ただし、年度の中途において固定資産に編入した償却資産については、編入の当月又は翌月から月割により減価償却を行うことができる。

しかし、償却資産は取得し事業の用に供した時より減価するものであり、減価償却は償却資産の減価の事実に基づいて当該償却資産の帳簿価額を減額する会計手法である。民間企業の会計慣行としても、期中取得資産の減価償却は取得した月より

償却計算を開始する月割り計上が定着している。地方公営企業においてのみ、年度の途中において取得し事業の用に供した償却資産の減価償却を、翌事業年度から開始することについては会計理論上合理性がない。

（2）意見

地方公営企業法施行規則第 8 条第 6 項では「各事業年度の中途において取得した有形固定資産の減価償却については、第 1 項の規定に準じ使用の当月又は翌月から月数に応じて行うことを妨げない。」と規定されている。また、名古屋市上下水道局会計規程第１５５条第２項但し書きでも、「年度の中途において固定資産に編入した償却資産については、編入の当月又は翌月から月割により減価償却を行うことができる。」と規定されており、年度の途中で取得した資産の減価償却を事業の用に供した月より月割により減価償却を行うことは規程上からも可能であるのである。償却資産の減価の事実に基づいて当該償却資産の帳簿価額を減額する会計手法であるという減価償却の本来の目的に立ち、年度の途中において取得し事業の用に供した償却資産の減価償却は使用の月から月割により減価償却を行うことを検討されたい。

４．低利用・未利用の土地について

（1）概要

上下水道局が発注する水道工事について、従来は水道用材料の調達・管理を上下水道局自らが行い、工事請負業者に支給していた。そのため、調達した材料を貯蔵品として保管する資材置場を名古屋市内各所に確保してきた。

しかし、貯蔵品管理コストを削減するため、平成 16 年 4 月からは請負業者が全ての材料を調達する「請負業者持ち材料制度」に切り替わった。このため、現在、上下水道局の保有する貯蔵品は直営工事用材料のみとなって極めて少なくなった。富川町資材置場以外の資材置場には資材がほとんど置かれていない状態である。

また、資材置場以外にも浄水場拡張用地、配水場建設用地など多くの土地を確保しているが、その後の計画変更等により施設建設時期が未定となっているものもある。

上下水道局では経理部長を委員長とする施設有効利用委員会を設置して遊休施設及び土地の有効利用を検討している。

（2）結果

① 有料駐車場等利用土地

資産名及び所在地	面積	帳簿価額（千円）	年間収入金額（千円）
稲葉地公舎跡地 中村区長筬町４丁目３３番	328.72 ㎡	51	750
資材置場跡地 中川区二女子町４丁目５０番	518.00 ㎡	165	1,053
則武資材置場跡地 中村区松原町４丁目１８番１，２	852.55 ㎡	216,818	2,244
一社南資材置場跡地 名東区亀の井三丁目７０番	778.22 ㎡	210,060	2,272
平針ポンプ所跡地 天白区天白町平針字黒石２８４５番２５２	852.00 ㎡	4,185	1,395
名東営業所残土置場跡地 名東区極楽五丁目 117 番	756.00 ㎡	57,172	1,226
天白営業所残土置場跡地 天白区高宮町 1012 番	333.00 ㎡	1,493	599
昭和残土置場・伊勝公舎跡地 昭和区田面町１丁目４６、４７番	741.63 ㎡	1,797	61
猪高配水場構内 名東区猪子石二丁目	1,208.20 ㎡	6,579	2,093 コイン洗車場
合　計	6,368.32 ㎡	498,320	11,693

②未利用土地

資産名・所在地・地積・帳簿価額	現状及び将来の利用見込み
当知資材置場 港区当知一丁目 601－1、607 23,120.41 ㎡ 561,351 千円	資材置場としての役割を終えた現在は、直営工事で発生する撤去品の置場として一部を使用している。また、平成 17 年度から当面 5 年間、その一部（北東角部分約 3,000 ㎡）を下水道事業の浸水対策事業関連工事用地として利用している。今後は、下水マンホール蓋等や下水道工事用機材の保管場所としても利用する予定がある。

神宮寺資材置場 港区神宮寺二丁目 701、702、703、704 16,272 ㎡ 101,379 千円	現在、一部（4,903 ㎡）を財団法人水道サービスに有償にて使用許可している。また、17 年度上期には、φ600ｍｍ以上の管類を当知資材置場から移管した。今後は、緊急時の資材置場としても利用する予定である。
富川町資材置場 中川区富川町 2 丁目１－2 12,438.14 ㎡ 71 千円	直営工事用材料の置場として利用しているが、空きスペースがある。保管場所を整理すれば、さらにスペースを確保できる。
大治浄水場拡張用地 甚目寺町大字坂牧字向江６、７、８ 4,223.00 ㎡ 25,466 千円	総務課、水道計画課、浄水課（工業用水道)、大治浄水場より意見聴取をしたが将来の利用見込がない。今後は、一部を愛知県に流域下水道事業用地として売却する予定である。また、一部道路用地として収用されるスペースがある。
名西配水場予定地 中川区水里５丁目 18,991.00 ㎡ 344,036 千円	平成元年 18,423 ㎡取得し、平成 12 年 568 ㎡追加取得した。 当初は平成 6 年に名西配水場を建設する予定であった。現在、一部（2,952.39 ㎡）を応急給水センターとして利用している。名西配水場は建設前に共同溝の整備が必要であるが、今後 20 年は着手し得ない。市街化調整区域内にあることから、開発行為や建築行為は原則として禁止されている。今後は、災害時の応援部隊用宿営地として、また緊急時の資材置場として利用する予定である。

以上の土地が、有料駐車場等に利用されている土地及び未利用土地である。遊休土地を平面の貸し駐車場等として利用することは、上下水道局の水道事業における本来の土地利用ではなく、次の有効利用までの一時的・暫定的な土地利用である。何も将来利用計画がないまま、駐車場等として利用し占有し続けることは、社会的資源である土地の利用方法として好ましいとはいえない。

また、未利用地となっている土地についても同様に、土地の供給は限られているものであり、土地は公共財としての性質を持つ。上下水道局が水道事業として利用しなくなったのであれば、当該土地をもっと有効利用できる者に売却し、社会的資源として活用すべきである。安易に有料駐車場等に利用することによって、土地利用に関する判断を先延ばしにすることも好ましいとはいえない。

地方公営企業は、その所有する土地に固定資産税等が課税されず、土地保有コストがかからないため、その目的とする事業に利用されなくなった土地でも早期に処

分しようとする誘因が民間企業に比べて働きにくい。また、地方公営企業は、その所有する土地を、その目的とする事業以外に利用しようとしても、行政財産としての制約があり、真の有効利用は図りがたい。低利用・未利用の土地については、名古屋市の関係部局に対して問い合わせをし、関係部局でも利用の見込がない土地については、更なる有効活用を図ることを検討し、併せて外部に売却することを検討すべきである。なお、上下水道局や関係部局での将来利用計画の決定や、売却する場合の売却先の選定・交渉には、長期間を要する場合もあるので、そのような場合には将来利用計画の実施や売却までの間、上下水道局の収益の確保に資するため当該土地の有効利用に努めるべきである。

５．固定資産の管理について

（1）概要

名古屋市上下水道局会計規程第 130 条第３項には「課及び公所の長は、所管する固定資産の使用状況を適確に把握するとともにその効率的な運用の確保に努めなければならない。」とある。課及び公所の長が、所管する固定資産の使用状況を適確に把握するには、固定資産台帳等の固定資産の管理に関する帳簿を備えるとともに、定期的に固定資産台帳と固定資産の実体を実地に照合する必要がある。ところが、上下水道局では固定資産台帳は備えているが、定期的に固定資産台帳と固定資産の実体を実地に照合していない。固定資産台帳と固定資産の実体を実地に照合していない理由の 1 つは実地照合に関する規程が名古屋市上下水道局会計規程にないことにあると考えられる。他の政令指定都市では以下のように固定資産の実地調査に関する規程を整備している。

都市名	実地照合の根拠規程及びその概要
川崎市	川崎市水道局財務規程第 164 条 少なくとも 3 年に 1 回固定資産につき台帳と固定資産の実態を照合する。
横浜市	横浜市水道局会計規程第 164 条第 2 項 毎事業年度少なくとも 1 回固定資産の実地照合を行う。
神戸市	神戸市水道局会計規程第 98 条第 2 項 適時に固定資産台帳と固定資産の実体を実地に照合する。
広島市	広島市水道局固定資産規程第 20 条 少なくとも 3 年に 1 回は実地照合する。

ある課について現物の調査を行ったところ、その課が所管する固定資産の固定資産台帳は備えられていたが実際には利用されずに保管され、過年度に異動があった

ものについても更新されずに綴じられていた。また、固定資産台帳と現物を照合しようとしたところ、固定資産台帳の記載が不十分で現物確認が困難なものもあった。他方、その課では一部の固定資産にシールが貼られていたが、これは過去の担当者が現物確認が容易にできるように任意に貼付したものであり、その後の担当者の異動により特にその事務を引き継ぐこともなく現在に至っていたものであった。

定期的に固定資産台帳と、固定資産の実体を実地に照合する必要がある現物の調査が行われていない現状としては、課及び公所の長が所管する固定資産の使用状況を的確に把握しているとはいい難い。

（2）意見

課及び公所の長が、所管する固定資産の使用状況を的確に把握するには、固定資産台帳を適正に管理するとともに、定期的に現物を実地に調査する必要がある。固定資産の適正な管理の重要性に鑑み、現物の実地調査は規程に基づいて行う必要があるので、上下水道局においても、現物を定期的に実地調査する旨の規程の整備に努められたい。

６．国有財産の無償譲受に関する財産処理について

（1）概要

地方公営企業が財産の無償譲渡を受けたときは、その財産について受入のあった日をもって適正な見積価額で資産に計上するとともに、資本剰余金の受贈財産評価額として整理しなければならない。財産の受入のあった日の適正な見積価額については名古屋市上下水道局会計規程第 150 条第 1 項第 4 号では「寄付その他の方法によって取得した固定資産は時価、（略）を考慮した公正な評定価額」とすると規定している。

（2）意見

地方分権推進一括法の施行に伴い、国土交通省所轄法定外公共物（道路・水路）である国有財産（土地／無地番地）が、地方自治体に無償譲与された。「現に道路・水路として機能するもの」とあわせて、浄水場や下水処理場など、名古屋市の公共施設が占有している土地も譲渡を受けた。

以下が平成 16 年度に国との譲与契約が結ばれ、平成 17 年度に名古屋市への所有権移転登記が完了し、名古屋市上下水道局の管理となった資産である。

① 旧陸軍用地（犬山系導水路）

当時市街地であった守山町に立地した旧騎兵師団司令部（現陸上自衛隊第十師団司令部）へ、名古屋市水道を給水するため、旧陸軍が鍋屋上野浄水場から犬山系導水路沿いに給水鉄管埋設用地を取得した。戦後、旧軍財産は大蔵省に移管され、水

道施設も地元の地方公共団体に貸付されることとなり、本件土地も東海財務局との間で国有財産無償貸付契約を締結して、水道施設用地として使用してきた。

守山町の名古屋市編入後、給水区域となった師団司令部に対して別ルートで給水されることとなったため、本件土地は犬山系導水路用地、そして都市公園「すいどうみち緑道」として利用されて、現在に至っている。

（ア）　所在　　千種区鍋屋上野浄水場字江ヶ山から守山区廿軒家まで
（イ）　地積　　合計　3,550.64 ㎡
（ウ）　用途　　水道事業会計　　施設用地／犬山系導水路用地
（エ）　所管　　鍋屋上野浄水場

②旧小幡小訓練場通路（配水管等管埋設地）

陸上自衛隊の旧小幡小訓練場内通路であったが、隣接する民地に民間建築物が連たんしてしまい、公共下水道も占有許可を受けて設置していた。旧小幡小訓練場が廃止となって財務省が用地を売却するに当たり、道路形態となっている本件土地のみ分筆され、無償譲渡となった。

（ア）　所在　　守山区緑ヶ丘 853 番 2
（イ）　地積　　466.02 ㎡
（ウ）　用途　　水道事業会計　　施設用地／配水管用地（守山区）
（エ）　所轄　　東配水事務所

上記土地の受入にあたって上下水道局は、緑政土木局の寄付道路の取扱に準じて、その土地の所在に関係なく一律に 5,000 円／㎡×面積で評価した。緑政土木局は、地方分権推進一括法の施行に伴い、膨大な数にのぼる土地が国から地方に無償で移管された。これらの土地は不正形かつ狭小で、一般的には通常の使用可能な土地と比べ半額以下として評価される。このような膨大な数の土地を個々に評価することは不可能であるから、経験則に基づき、一律に 5,000 円／㎡の評価したものである。

このような理由で採用された緑政土木局の評価金額をそのまま、不正形かつ狭小であるものの、限定的な無償譲受用地の土地評価金額とするには、会計規程上問題がある。

今後、無償譲受の土地の評価にあたっては、十分に注意されたい。

７．工事負担金の会計処理について

（1）概要

平成 17 年度の名古屋市水道事業貸借対照表の資本の部は以下のとおりである。

（単位：千円）

資本金			
（１）自己資本金		190,478,900	
（２）借入資本金			
イ　企業債	110,942,212		
借入資本金合計		110,942,212	
資本金合計			301,421,113
剰余金			
（１）資本剰余金			
イ　受贈財産評価額	20,083		
ロ　工事負担金	1,252,214		
ハ　その他資本剰余金	971,490		
資本剰余金合計		2,243,787	
（２）利益剰余金			
イ　減債積立金	600,000		
ロ　未処分利益剰余金	5,345,178		
利益剰余金合計		5,945,178	
剰余金合計			8,188,966
資本合計			309,610,079

（2）意見

資本助成を目的とする水道事業の受益者からの工事の負担金は資本剰余金として計上されなければならない。また、新しく水道を引いたり、水道メーターの口径を大きくする場合に、水道施設の整備費の一部を利用者より徴収する基本工事収入も資本剰余金として計上されなければならない。しかし、上下水道局においては開業より平成 16 年度まではこれらの工事負担金及び基本工事収入を自己資本金に算入しており（その累計額は 500 億円程度）、平成 17 年度にはじめて工事負担金として 1,252,214 千円、その他資本剰余金の一部として 953,640 千円を資本剰余金として計上した。資本剰余金は欠損金の補填のために取崩ができるが（地方公営企業法施行令第 24 条の 3 第 2 項）、自己資本金はそれができない。両者の間には取り扱いに差異があり、平成 18 年度以降も明確に区分されなければならない。

８．支障移転収入の会計処理について

（1）概要

支障移転工事は道路工事、地下鉄工事あるいは下水工事等に伴い当該工事の支障となる既設の上下水道局の配水管を移設する工事をいう。工事の施工は上下水道局

が行うが、工事費は原則として工事の原因となった事業者が負担する。上下水道局が支障移転工事により事業者から受け取った収入を支障移転収入という。

上下水道局は、支障移転工事により事業者から受け取った支障移転収入を、口径が 200ｍｍ未満の配水管に係るものは営業収益とし、口径が 200ｍｍ以上の配水管に係るものは資本剰余金の工事負担金と経理処理するとともに、口径が 200ｍｍ未満の配水管の移設工事の工事費は営業費用、口径が 200ｍｍ以上の配水管の移設工事の工事費は固定資産の取得として経理処理している。平成 17 年度、資本剰余金の工事負担金に計上された支障移転収入は 298,161 千円である。そのうち 10,000 千円以上のものは以下のとおりである。

支障移転工事内容	支障移転収入金額（千円）
西区鳥見町４丁目地内庄内幹線改良工事（その３） 名古屋市高速道路公社理事長からの依頼により、高速 6 号清洲線の橋脚工事に支障となり、残置されていた庄内幹線 1,200 粍配水管の撤去を行った工事	78,986
中川区広住町地内他 1 か所御器所幹線改良工事 名古屋市上下水道局長（下水道事業）からの依頼により、上下水道局露橋下水処理場の更新工事に支障となった御器所幹線 600 粍を仮設の 400 粍配水管に布設替えした工事	62,265
南区阿原町地内星園橋 200 粍配水管添架工事 名古屋市からの依頼により、天白川改修工事に起因して架け替え工事が必要になった旧星園橋に添架されていた 200 粍配水管を、ステンレス鋼管に布設替えし新星園橋に添架した工事	34,596
中区正木一丁目地内他 2 か所御器所幹線改良工事（第 1 次工事） 名古屋市高速道路公社理事長からの依頼により、高速 4 号東海線の橋脚工事に支障となる御器所幹線 600 粍に栓取り付け及び仮設の 200 粍配水管に布設替えを行った工事	18,239
瑞穂区八勝通 3 丁目地内 200 粍配水管布設工事（最終工事） 名古屋市交通局長からの依頼により、地下鉄名城線瑞穂運動場東駅舎建設工事に支障となった 200 粍配水管を耐震管に布設替えした工事	10,570
中区金山一丁目地内 400 粍配水管布設工事（最終工事） 名古屋市交通局長からの依頼により、地下鉄名城線金山駅のエレベータ新設工事に支障となった 400 粍配水管を耐震管に布設替えした工事	10,282
その他 10,000 千円未満の工事 26 件	83,223
合計	298,161

（2）結果

資本剰余金に計上される工事負担金は、受益者から資本助成を目的として拠出されるものである。しかし、支障移転収入は、受益者から資本助成を目的として拠出されるものではない。その理由は以下のとおりである。

① 道路工事、地下鉄工事あるいは下水工事等を行う事業者は、上下水道局の給水を受けることを目的として拠出した訳ではなく、あくまで工事の支障移転費を補償するために拠出しているものであり、そのため事業者は受益者には該当しない。
② 上下水道局が受け取る支障移転収入は、既設の配水管の原状復旧に要する工事代に限られ、給水能力増強に係る工事代を受け取ることはない。
③ 地方公営企業制度研究会が編集し、財団法人地方財務協会が発行している「公営企業の経理の手引」の収益的支出の区分基準(修繕費支弁基準)においても、「口径の如何によらず道路改修等により既設管を単に敷設替した場合」は、修繕費として処理すると例示している。

以上より、支障移転収入は資本助成を目的とするものではなく、工事負担金には該当しない。そのため、資本剰余金とすることは適当ではなく、営業収益あるいは営業外収益として計上すべきである。

支障移転工事は、事業者の負担により上下水道局の配水管を移設するものであり、本来、上下水道局の経営成績に影響を与えるものではない。しかし、これまでの上下水道局の会計処理では、事業者から受け取る支障移転収入は収益には計上せずに資本剰余金に計上し、他方、支障移転工事費は固定資産に計上し、減価償却を実施することにより費用となる。結果として、支障移転工事金額だけ、収益の過少計上、あるいは、費用の過大計上となっている。

第６．工事用材料

１．工事用材料の管理について（南営業所）

（1）概要

各営業所で保管されている工事用材料は、工事事務オンラインシステムで数量管理されている。管財課資材管理係から毎月補充され、使用時には修繕伝票に基づき工事事務オンラインシステムに入力が行われている。また、現物の受払は現場にある管理帳簿で記録されている。担当者の説明によれば、毎月工事用材料が補充される際に、工事用材料の数量をチェックしており、現物の数量は管理帳簿上の数量及び工事事務オンラインシステム上の数量と一致しているとのことであった。

しかし、監査において 5 つの工事用材料を抽出して現物の数量をカウントしたところ、以下のように、実際の数量、管理帳簿の数量及び電算システムの数量に不整合が見られた。

材料名	実査	管理帳簿	電算システム（注①）
ビニールレジュサー（25 ㎜×20 ㎜）	2 個	1 個	2 個
ビニールチーズ（25 ㎜×20 ㎜）	9 個	4 個	4 個
ビニールレジュサー（25 ㎜×13 ㎜）	2 個	3 個	3 個
ビニールレジュサー（20 ㎜×13 ㎜）	8 個	5 個	4 個
ビニールチーズ（40 ㎜×20 ㎜）	12 個	3 個	3 個

（注①）営業事務管理システムの「工事用物品残高照会画面」

上述したように、工事用材料の数量は毎月、工事用材料が補充される際にチェックされているはずであるが、上記の監査結果のとおり不整合の割合が高く、工事用材料の数量チェック体制に疑問が残る結果となった。

（2）結果

現状行われている数量のチェックでは、その過程及び結果が文書化して保存されていない。そのため、どのようにチェックが行われ、どのような結果となったのかが分からなくなっている。

たな卸しに関する事務取扱要綱に基づき定められた給水工事材料管理マニュアル

に従い、数量チェックの過程及び結果を文書化し、適切な承認を得るようにすべきである。

また、現物の数量チェックの際には、工事用材料の保管に関係のない職員が立ち会い、現物の数量チェックの客観性を確保すべきである。

２．工事用材料の管理について（港営業所）

（1）概要

港営業所では、毎日の業務の一環として現物を数えているとのことであったが、その記録は残されていないため、誰がどの工事用材料について現物を数え、その結果がどのようであったか不明である。

（2）結果

営業所で取扱う工事用材料についても、定期的に現物の数量チェックを行い、その過程及び結果を文書化して保存すべきである。その際には、工事用材料の保管に関係のない職員が立ち会うべきである。

第７．企業債

１．企業債金利負担の削減について

（1）概要

市は資金調達として現在下記の３種類を利用している。

①財政融資資金　　償還期間 30 年　対象事業が借入日までに完成していること

②公営企業金融公庫資金　　同　28 年　事業の進捗状況に応じて借入が可能

③市場公募債　　同最長 10 年　名古屋市の策定した市場公募債発行計画にあわせて借入時期を決定

上記のほか、過去に調達した資金の返済のみを行っているものとして、

名古屋市職員共済組合　（最終借入実行時期　昭和 59 年 3 月）

地方公務員共済組合連合会（　同　平成 14 年 3 月）

名古屋市縁故債引受団　（　同　平成 9 年 11 月）

がある。

上記企業債の各年度末残高の平均利率の推移を検討すると、

（%）

	平成 13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
財務省、大蔵省	5.20	4.88	4.58	4.35	4.11
公営企業金融公庫	4.43	4.12	3.94	3.78	3.60
公募	2.82	2.43	2.09	1.78	1.64
市職員共済、地方公務員共済	4.46	4.36	4.25	4.13	4.00
市縁故債引受団	4.42	3.98	3.96	2.00	2.00
計	4.02	3.66	3.38	3.11	2.90

また、上記企業債の各年度末残高の推移をみると、

（百万円）

	平成 13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
財務省、大蔵省	34,796	33,817	32,994	31,521	30,099
公営企業金融公庫	21,344	22,594	22,605	22,528	22,362
公募	47,030	48,540	48,200	48,100	49,120
市職員共済、地方公務員共済	13,105	12,192	11,242	10,256	9,270
市縁故債引受団	1,385	880	490	90	90
計	117,661	118,023	115,532	112,496	110,942

平均利率は従前の高利率の調達資金の償還が進んでいるため逓減傾向にある。しかし、調達別にみると現在でもかなり高利率のものがある。

コスト削減の一環として低利率の資金への借換えや繰上償還が可能かどうか各調達資金の約定を検討したところ、繰上償還は可能であることが分かった。

高金利の財務省・大蔵省、金融公庫並びに共済資金のうち、まず政府資金並びに公庫資金については繰上償還時に補償金が必要となる。その金額は多額なものであると言われているため繰上償還は制度として存在するが実務上はその実施は困難な状況である。なお、公庫については一定の要件に該当するものについては高金利対策分として借換が実施されている。しかし、部分的なものにとどまっている。次に名古屋市職員共済組合及び地方公務員共済組合連合会は繰上償還について、補償金の支払については明記されていない。

（2）結果

利息負担の軽減に向けて、名古屋市職員共済組合並びに地方公務員共済連合会の繰上償還を実施するためその方策を検討すべきである。

（3）意見

政府(系)資金については、繰上償還が円滑に実施できるよう政府等に申し入れをすることが望ましい。

ちなみに平成 18 年 7 月に大都市水道事業管理者会議（名古屋市、東京都、大阪市など 15 都市水道事業管理者で構成）が政府に提出した「平成 19 年度国家予算に対する要望書」によれば、(8)公営企業金融公庫の借換制度について、一層の条件緩和を図り、政府資金の借換制度を創設すること　(9)繰上償還時の補償金について、一定の条件を満たす場合には免除すること、を要望している。これらの要望事項が実現できるように今後とも努力することは有用であるが、さらにそのなかの個別事項として政府(系)資金の繰上償還を円滑に達成できるように関連地方公共団体と情報を交換、共有しその達成に向けて努力することが望まれる。

第８．一般会計からの繰出金

１．繰出基準について

（1）概要

「繰出金」とは、各事業の推進を図るため、法令等に基づいて一般会計または他の特別会計から地方公営企業の特別会計に事業費の一部を負担する経費をいう。

次に掲げる経費で政令で定めるものが繰出金の対象となる。

① その性質上等当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費

② 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

水道事業において一般会計からの基準内繰出金として消火栓関係経費負担金、児童手当負担金、水源開発に係る出資金があり、繰出基準に基づかない繰出金として水道料金割引額負担金がある。

過去 3 年間の繰出金の内訳を示すと、（百万円）

区　　分		15 年度	16 年度	17 年度
消火栓関係経費負担金		215	207	191
水道料金割引額負担金		403	347	230
	福祉対策水道料金割引額負担金	85	90	104
	民間社会福祉施設水道料金割引額負担金	6	0	－
	介護老人保健施設水道料金割引額負担金	1	0	－
	生活衛生関係営業等水道料金特例措置負担金	290	235	105
	電気めっき業水道料金特例措置負担金	20	19	20
児童手当負担金		7	11	12
一般会計出資金		468	468	414
繰　入　金　計		1,094	1,034	849

上記のうち、一般会計出資金は水源開発に係るものである。繰出ができるものとする根拠として「平成１７年度の地方公営企業繰出金について（通知)」　四　上水道の水源開発に要する経費(2)繰出しの基準として

国庫補助の対象となった水道水源施設（……）に係る……独立行政法人水資源機構に対する割賦負担金の三分の一とする。

とある。

過去 3 年間の水資源機構への支払金の推移は、

(百万円)

15 年度	16 年度	17 年度
2,895	2,897	2,560
上記のうち,市外給水区域負担分を除いた名古屋市出資計算対象分は以下のとおり		
2,778	2,777	2,454

上記通知の繰出しの基準に従うと、繰出金は次のとおりとなる。

(百万円)

15 年度	16 年度	17 年度
926	925	818

しかし、実際の出資金額は次のとおりである。

(百万円)

15 年度	16 年度	17 年度
468	468	414

したがって繰出不足額は、15 年度 458 百万円、16 年度 457 百万円、17 年度 404 百万円となる。

この出資金は地方公営企業法第 18 条に基づくものであり同法 17 条の 2 に基づく負担区分としてなされる出資以外の出資であり、その出資はいわば地方公共団体の任意であり、当該出資は独立採算の例外をなすものではなく企業の資本金に整理されて、永久に企業内に維持されるものであり、一般の補助金のように費消されてしまうものではない。

（2）意見

本件の繰出金は水源開発事業を円滑に遂行するために設けられたものであり、そのために上記通知による繰出しの基準が存在している。地方公営企業の実態に即した繰出しを定めた当該基準に基づき、規則的、継続的な繰出を受けるように努めるべきである。

上記繰出不足額(資本的収入の不足)は、通常は企業債の起債等で賄われる。平成 17 年度繰出不足額 404 百万円が発生しなければ年間 8 百万円(＊)の金利負担は発生しないはずであった。そして発生した金利相当額は次回の水道料金の算定の際に総括原価に算入されることとなり水道料金に影響を及ぼすこととなる。

(＊)404 百万円×2. 033%(平成 17 年度財政融資資金 30 年ものの平均貸付金利)

繰出しの基準に満たない金額を任意に決定する現行の処理を継続すると水道事業会計の実態開示が毀損される虞があるため、今後止むを得ず繰出基準額に達しない金額を繰出しを受ける場合には、繰出基準額を明らかにするためその金額または繰

出不足額等を決算書において表示することによって経営の説明責任を果たすように務めることが必要であるものと考える。

第９．人件費

１．出張命令簿について

（1）概要

名古屋市では、主として職員が在勤地内やその隣接都市へ公務のために外出することを「出張」、その他、在勤地内やその隣接都市以外の地へ外出することを「旅行」として区分している。

このうち、出張において、「在勤地内等旅費規則」第５条及び「名古屋市旅費条例施行規則」第１条によると、出張命令手続については以下のように規定されている。

① 出張命令権者は出張命令等を発し、出張命令簿に当該出張に関する事項を記載し、これを当該出張者に提示しなければならない。 ② 出張命令権者は、緊急やむを得ない事由がある場合には、上記①によらず、口頭または文書により出張命令等を発することができる。ただし、この場合には、すみやかに出張命令簿等に当該出張に関する事項を記載し、これを当該出張者に提示しなければならない。

出張命令簿について、平成18年3月の1課所分（対象者数10人）をサンプル抽出し、出張命令簿の内容や支給金額等を検討したところ、支給金額については規定に基づき適切に支給されていることが確認できた。ただし、出張命令日と実際の出張日との関係をまとめると、以下のような結果となった。

（表１　出張命令日と出張日の関係）

区分	件数（件）	割合（%）
命令日と出張日が同日	22	40.7
命令日が出張日より前	2	3.7
命令日が出張日より後	30	55.6
合計	54	100.0

（上下水道局提出資料をもとに作成）

上記の規定からもわかるように、出張は事前に上司から出張命令が出され、当該命令をもとに出張を行うこととなるため、出張命令日は出張日よりも前か同日となるのが原則である。

しかし、上表１に記載したとおり、出張命令簿の命令日が出張日よりも後になっているものが多数散見された。緊急でやむを得ない場合は口頭等により出張命令を発することも可能であるが、その場合には、速やかに出張命令簿に当該事項を記載しなければならないが、サンプルチェックした中では最大で出張日の９日後に出張

命令が出されていた。

（2）結果

現状では、出張命令簿の作成手続きが遅延している事例が多々あり、当該命令簿を作成する本来の趣旨が軽視されていると思われるため、規定を遵守した出張命令手続となるよう注意する必要がある。

そのためには、例えば出張命令簿に同命令簿の作成日・記入日等の欄を追加して、上記②の場合、出張命令日の欄には口頭または文書により出張命令を発した日を記入し、作成日、記入日等の欄には実際に命令簿を作成・記入した日を記載することによって明確な文書化を図る工夫等をすべきである。

２．外国旅行時の支度料について

（1）概要

外国旅行時の旅費については、名古屋市や上下水道局独自の規定はなく、「名古屋市旅費条例」第１条により、「国家公務員等の旅費に関する法律」（以下、「旅費法」という。）に定められた外国旅行に関する規定を準用している。旅費法によると、外国旅行時に支払われる旅費は、航空券代等の他に日当・宿泊料・支度料となっており、上下水道局においては当該規定に基づき旅費を支給している。

旅行命令簿についてサンプル抽出し、旅行命令簿の内容や支給金額等を検討したところ、海外旅行として旅費が支給されており、支度料として43,120円が支給されている件名があった。

支度料は、海外旅行が珍しかった時代に、スーツケースや衣類等の購入費用相当額として導入されたものであるが、海外旅行が一般的となった現在では支度料の本来の趣旨は失われていると言える。また、航空券代等の他にも充分な日当や宿泊料が支給されており、また、支度料は領収書も不要で使途が不透明であることからも、全国的にも過剰な手当であるとの批判があり、各自治体等においても見直しが行われている。

（2）意見

海外旅費規程や運用細則など、名古屋市独自の規定を設けること等により、現在の社会情勢に応じた見直しを行う必要がある。

また、支度料を支給する場合には、使途が不透明とならないように領収書の提出を必要とする実費精算方式を採用する必要がある。

３．前泊日当の支給について

（1）概要

旅行の際に現地で食事が提供される場合、以下の金額を日当や宿泊料から控除して旅費を支給している。

①昼食が提供される場合・・・日当の2分の1を控除

②夕食が提供される場合・・・宿泊料から食卓料の3分の2を控除

③朝食が提供される場合・・・宿泊料から食卓料の3分の1を控除

控除する根拠については規定化されていないものの、日当については2分の1が昼食代・残り2分の1がその他の経費に相当すると考えられており、また、宿泊料には食事代として食卓料が含まれており、食卓料のうち夕食が3分の2・朝食が3分の1であると考えられていることを根拠としている。しかし、前泊の場合は、日当の一部控除等の措置は行っていない。

（2）結果

上記の考え方を根拠とすると、前泊の場合、昼食代は必要ないため、前泊の場合も日当の2分の1を控除する必要がある。また、これらについては明確な規定がないため通常の旅行と前泊の場合で日当の不公平感を無くすためにも、規定化する必要がある。

４．特殊勤務手当の見直しについて

（1）概要

「企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」第6条によると、「特殊勤務手当は、特殊な勤務で、業務能率高揚のため給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないものに従事した職員に対して支給する。」と規定されている。

上下水道局においては、局独自の特殊勤務手当を設けており、平成17年度においては総額で79,552千円を支給している。特殊勤務手当については全国的に過剰かつ不要な手当であるとの批判から、各自治体においても見直しが行われており、名古屋市上下水道局においても平成17年度に見直しが行われ、平成18年度からは一部の過剰な手当を廃止し、月額支給を日額支給へ変更するなど支給方法を改正している。なお、平成18年度に現存している特殊勤務手当は大きく分けて以下の5種類となっている。

（表２　特殊勤務手当の種類）

種類	支給手当額
特別作業手当	作業内容により日額 90 円～340 円
現地調査・徴収手当	作業内容により日額 90 円～480 円、 または領収書１枚あたり 20 円
現場作業手当	作業内容により日額 120 円～210 円
非常災害等業務手当	１回 1,500 円（深夜帯） １回 1,200 円（深夜帯以外）
夜間勤務手当	１回 1,000 円（特殊夜勤） １回 2,400 円（交替制勤務）

（資料出所：上下水道局）

(2) 結果

平成 18 年度から特殊勤務手当が改正されているものの、現在も特別の考慮を必要とするほどに特殊性があるのか疑問に思われる手当が残っている。特殊勤務手当は、職員の勤務が著しく危険・不快・不健康または困難な勤務や、その他著しく特殊な勤務に限定する必要がある。特に上表２中の現場作業手当については、いずれも事務所以外の現場で作業を行うことに対する手当であり、職員として通常の業務の範囲内の業務であり、特殊性が認められないものが多く、廃止を検討する必要がある。また、現場作業手当以外の手当についても勤務実態や社会情勢の変化等に応じて、毎年見直しを行い、その支給の必要性と支給水準の妥当性について継続的に検討を重ねる必要がある。

５．口座振込の奨励

(1) 概要

給料や諸手当については、口座振込ではなく現金で支給を受けることが可能であり、多数の職員が現金による支給を受けている。平成 17 年 12 月支給分における支給方法別の職員数の状況は以下のとおりである。

（表３　支給方法別の職員数の状況）

支給方法		人数（人）	人数比率（%）	対象金額(千円)
全額口座振込		1,163	72.3	
現金支給	全額現金支給	53	3.3	19,528
	一部現金支給	393	24.4	22,920
合計		1,609	100.0	

注：人数は職員・再任用職員・非常勤職員・再雇用嘱託員の合計人数である。

（資料出所：上下水道局）

(2) 意見

上表３からもわかるように、現在でも約 27%の職員が現金支給を受けており、その総額は毎月 40,000 千円以上にものぼっている。

現金支給においては様々な事故等の可能性が高まり、支給事務も煩雑となっている。また、銀行の ATM が大量に普及している現在においては、現金支給でなくとも、時間や場所を問わず手軽に現金を引き出すことが可能である。

「労働基準法」第 24 条において、「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない」と規定されているため、現金支給を強制的に廃止することは不可能であるものの、事故発生の抑制や事務処理の効率化のためにも更なる口座振込の奨励が必要と言える。

なお、毎年、上下水道局においては口座振込の奨励に関するお知らせを配布し口座振込の奨励を行っているため、現金支給者の割合は年々減少している。事故の発生の抑制や事務処理の効率化を職員に周知させる更なる努力を期待したい。

６．異動に係る退職手当の精算について

(1) 概要

名古屋市では人材を有効に活用する観点から、他部局との人事異動を定期的に行っている。このような他部局との人事異動があっても、退職時に所属している部署で当該職員に対する退職手当の全額が支給・計上されることになっている。

よって、極端に言うと、長年の間、名古屋市職員として勤務を行い、定年の直前に他の部局から上下水道局へ異動してきた職員が定年退職となった場合は、退職手当の全額を上下水道局が負担することになり、一方、長年の間、上下水道局職員として勤務を行い、定年の直前に他の部局へと異動した職員が定年退職となった場合は、退職手当の全額を他の部局が負担することになる。

(2) 意見

地方公営企業は、公共の福祉を目的として企業の経済性を発揮するために設けられた企業体であるため、当該企業体で発生する損益は市の一般会計または他の特別会計の損益収支と明確に区分する必要がある。よって、退職手当は過去に職員が労働を提供したことに起因して将来支払う費用であるため、地方公営企業と他の部局の間で人事異動があった場合には、一定の計算基準を設けて、職員の在籍期間に応じた退職手当の精算を行うことが望ましい。

通常、人事異動は異動職員と受入職員の役職が同程度であるため、職員の在籍期間に応じて退職手当の精算を行わなくても、上下水道局が負担すべき退職手当は結果として概ね適切となるとも考えられるが、水道料金算定における適正なコスト計算の観点からも厳密な退職手当の精算が必要と思われる。

７．派遣職員に係る退職手当の精算について

（1）概要

平成 17 年 4 月 1 日現在、上下水道局から公益法人である財団法人水道サービスへ 20 人（下水道事業 7 人を含む）が派遣されている。財団法人水道サービスと取り交わした「職員の派遣に関する協定書」によると、派遣職員の給料・手当（退職手当を除く）・法定福利費は全額を財団法人水道サービスが負担し、退職手当については全額を上下水道局が負担するよう協定されており、在籍期間に応じた退職手当の精算は行っていない。

（2）意見

地方公営企業で発生する損益は財団法人水道サービスの損益と明確に区分する必要がある。よって、公益法人への派遣であっても、退職手当は、過去に職員が労働を提供したことに起因して将来支払う費用であるため、当該派遣職員の派遣期間に対応する負担相当額（例えば自己都合要支給額の増加分）を計算し、財団法人水道サービスへ請求する必要がある。

なお、派遣職員の派遣期間に対応する退職手当負担相当額を上下水道局がやむを得ず負担する場合は、その負担根拠を明確にしておく必要がある。

８．再任用職員及び再雇用嘱託員制度について

（1）概要

現在、上下水道局を退職した職員については、一定の要件を満たすと「再任用職員」や「再雇用嘱託員」として再就職することが可能となっている。

再任用職員は原則として現役職員と同じ職務に引き続き従事するものとされ、「名古屋市職員定数条例」（以下、「定数条例」という。）に定める定数内の職員である。ただし、現在、上下水道局に勤務する再任用職員は全て短時間勤務（週31時間勤務）の再任用職員であり、当該短時間勤務再任用職員については「定数条例」に定める定数外の職員となる。新たに短時間勤務再任用職員を雇用する場合は相当の職員定数が削減されている。

一方、再雇用嘱託職員は、業務の効率化に伴い職員定数が削減されていく中で、比較的定型的な補完的業務に従事するために雇用される職員であり、定数内職員には算入されない。

再任用職員と再雇用嘱託員の勤務形態や給与手当等の概要を示すと以下のとおりである。

（表４　再任用職員と再雇用嘱託員の概要）

区分	短時間勤務再任用職員	再雇用嘱託員
職務内容	現役職員と同じ職務に引き続き従事	比較的定型的な業務や特に専門的な知識経験が必要ない業務に従事
対象者	定年退職者	定年退職者、定年前早期退職者
勤務時間	週31時間 （週5日または週4日勤務）	週30時間 （週5日または週4日勤務）
委嘱期間	1年更新 満額年金の支給開始まで更新可	1年更新 最高3年間更新可
給料（賃金）	月174,800円	月224,400円
賞与	年間2.35月分	なし
退職手当	なし	なし
諸手当	通勤手当、地域手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当等	通勤手当、超過勤務手当、休日勤務手当
休暇	年次休暇（年20日）、特別休暇等	年次休暇（年20日）、忌引休暇等

注１：いずれも平成18年4月1日に採用された職員の場合である。

（資料出所：上下水道局）

また、新規委嘱者と更新者の応募状況と委嘱状況との比較を行うと以下のとおりである。

（表５　新規委嘱者及び更新者の状況）

① 新規委嘱者　　（単位：人）

区分		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合計
退職者数		107	117	100	98	80	502
希望者数		89	103	87	82	66	427
再就職者数		71	79	62	64	52	328
内訳	再任用職員	12	16	17	17	22	84
	再雇用嘱託	54	57	42	42	27	222
	(財)水道サービス	5	6	3	5	3	22
辞退		16	23	24	16	14	93
不採用		2	1	1	2	0	6

② 更新者　　（単位：人）

区分		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合計
対象者数		－	66	132	133	118	449
更新希望者数		－	59	125	124	104	412
内訳	更新者数	－	59	125	124	103	411
	更新不可	－	0	0	0	1	1
辞退・途中離職者		－	7	7	9	14	37
雇用期間満了		－	－	－	51	65	116

（資料出所：上下水道局）

「地方公務員法」「職員の再任用に関する条例」「名古屋市上下水道局再雇用嘱託員就業要綱について」等において、新規委嘱者については従前の勤務実績等に基づく選考により採用する旨が、また、更新者については更新直前の任期における勤務実績等が良好である場合に更新できる旨が規定されている。

しかし、退職前の勤務実績や採用面接時の評価等で一定の選考を行って委嘱者を決定しているものの、上表５からもわかるように、新規委嘱については過去5年間の採用者数328人に対して不採用者数6人（採用率98.20%）、更新については過去4年間の更新者数411人に対して更新不可1人（更新率99.76%）となっており、いずれも希望者のほぼ全員が採用または更新されている。極端な勤務成績不良者や健康上の問題点を抱えた者以外は希望どおりに再就職及び更新ができるのが現状となっている。

(2) 意見

再任用職員や再雇用嘱託員の採用は、水道事業に長年携わってきた中で培われた知識や技術等を従来よりも低い給料で効率的に使用することが可能となるため、当該制度自体は有用なものと考えられる。しかし、採用に関する一定の選考を行っているものの、希望者のほぼ全員が採用されており、上下水道局の定年後の再就職がほぼ100％可能という現状は、民間の定年後の再就職が厳しい現状を勘案すると、市民等から公務員優遇などと批判される可能性も高い。再任用職員や再雇用嘱託員の新規雇用や雇用の更新にあたっては、採用定員や採用基準・更新基準等をより厳格に設定・運用することで、より有用な人材の確保に努める必要がある。

団塊の世代の大量退職にあたって、職員の大幅な減少が予想されることから、当該制度をうまく活用し、より経済的かつ効果的な人材確保が期待される。

９．再任用職員・再雇用嘱託員の通勤手当

(1) 概要

現在、職員の通勤手当は、最も経済的かつ合理的な通勤経路に基づき、原則 6 ヶ

月単位で最も低い金額（通常、6ヶ月定期券相当額）を6月期と12月期に支給している。一方、再任用職員と再雇用嘱託員の通勤手当については、職員の例に準じて支給することとなっており、6月期には6か月単位で最も低い金額（6ヶ月定期券相当額等）を支給しているものの、12月以降については1ヶ月単位で最も低い金額（1ヶ月定期券相当額やカード乗車券を使用したと仮定した場合の金額等）を毎月支給している。

これは、再任用職員と再雇用嘱託員については、任用期間が4月から翌年3月までの1年間であるため、職員と同様に6月と12月に6ヶ月分の通勤手当を支給するとすれば、任用期間と支給期間が異なってしまうためである。また、任用期間に合わせて4月と10月に6ヶ月を支給することは、現在の給与システム（職員情報システム）では対応できない仕組みとなっている。これらの理由から、一部の期間については1ヶ月単位の支給となっている。

（2）意見

通勤手当については1ヶ月単位よりも6ヶ月単位で計算した方が経済的である可能性が高いため、再任用職員や再雇用嘱託員の通勤手当についても6ヶ月単位で支給するよう変更する必要がある。

なお、名古屋市では市営交通機関の利用者には定期券を現物支給していることから、4月と10月に定期券を現物支給するよう変更することに伴う事務手続きの増加やシステム改修コスト等を勘案し、より適切な通勤手当の支給方法を検討する必要がある。

１０．人件費に関する課題

（1）概要

水道事業を行う政令指定都市における人件費の他都市比較を行うと以下のとおりである。

（表６　人件費等に関する他都市比較）　　（出典：平成 16 年度地方公営企業年鑑）

項目	単位	札幌市	仙台市	さいたま	千葉市	横浜市	川崎市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
給水人口　（C）	（人）	1,855,419	1,003,589	1,067,212	41,209	3,585,745	1,306,806	2,303,608	1,427,560	2,619,424	1,515,453	1,171,669	988,480	1,341,616
有収水量	（m^3／日）	499,205	317,310	316,345	11,065	1,112,371	417,238	759,127	512,949	1,172,611	510,118	372,959	304,289	384,741
１人１月当たり職員給与	（円）	674,931	660,331	626,976	705,875	697,496	638,908	652,480	628,183	625,022	660,651	612,995	587,009	627,358
平均年齢	（歳）	47	44	45	47	46	43	46	45	41	44	43	43	43
職員１人当たり給水人口	（人）	2,877	2,240	2,940	3,434	1,796	1,752	1,681	1,728	1,278	2,105	2,198	2,761	4,384
職員１人当たり有収水量	（m^3）	282,496	258,522	318,089	336,567	203,313	204,145	202,249	226,666	208,782	258,601	255,403	310,238	458,923
職員１人当たり営業収益	（千円）	66,447	56,596	76,251	76,102	41,601	42,224	36,663	38,765	35,346	48,380	43,880	51,800	107,670
有収水量１ｍ３当たり職員給与費	（円・銭）	42.21	40.23	30.10	29.32	54.22	41.73	56.76	47.19	49.11	41.37	33.95	32.72	24.17
有収水量１ｍ３当たり委託料	（円・銭）	24.58	12.09	9.62	36.68	6.47	10.80	8.29	5.85	11.97	15.00	10.91	10.52	33.96
料金収入に対する職員給与費	（円・銭）	19.2	19.0	13.7	14.5	30.0	26.4	33.1	29.7	29.1	23.5	21.0	21.8	10.4
合計所属職員数	（人）	723	496	426	26	2,229	833	1,514	931	2,186	826	637	412	413

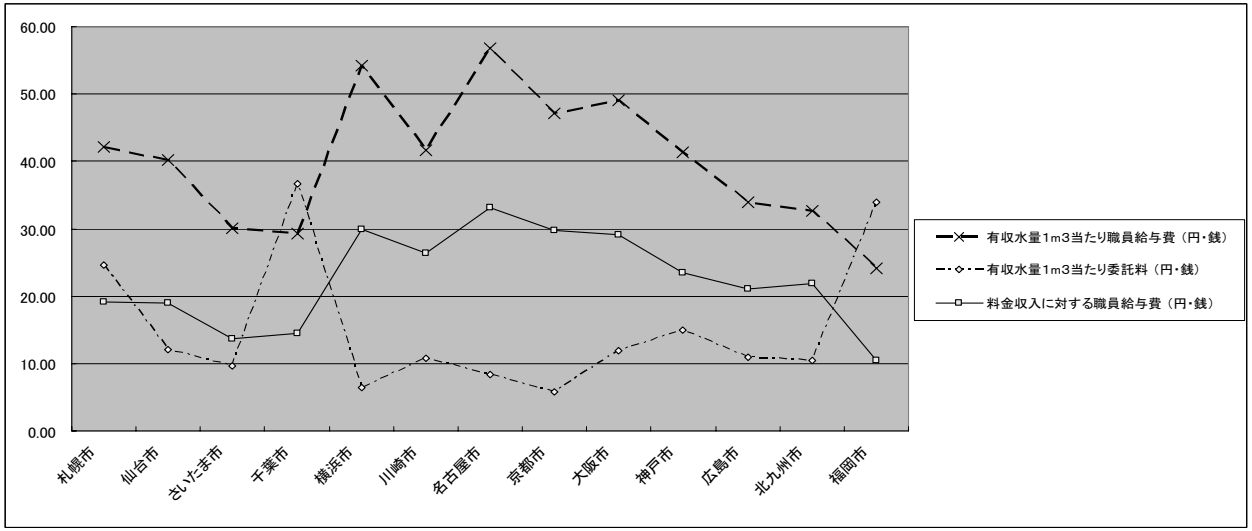

上表６の他都市比較からもわかるように、名古屋市上下水道局は有収水量単位当たり職員給与費や料金収入に対する職員給与費が、政令指定都市中で最も高いことがわかる。これは、上下水道局の職員数の割合が多く、直営業務が多いことが原因となっている。なお、直営業務が多いため、上表６のとおり委託費率は他都市と比較すると低い傾向がある。

しかし、2007年問題と呼ばれる「団塊の世代」の大量退職により、5年後までに約4分の1の職員が退職し、10年後までで考えるとは約2分の1の職員が退職することが予定されている。

上下水道局における平成18年度から平成22年度までの定年退職者数と退職手当の支給見込額は以下のとおりである。

（表７　定年退職者数と退職手当支給見込額）

支給年度	退職者数（人）	支給見込額（千円）
平成18年度	61	1,554,233
平成19年度	97	2,533,376
平成20年度	91	2,410,214
平成21年度	88	2,293,213
平成22年度	83	2,162,565
合計	420	10,953,602

（資料出所：上下水道局）

上表７からわかるように、今後5年間でも大量の退職者が予定されており、当該退職に伴い多額の退職手当の支給が必要となることは明らかであり、上下水道局財政の圧迫が予想される。

(2) 意見

退職手当の財源確保のためにも、より一層の様々な経費削減努力が必要と言える。なお、団塊の世代の大量退職により、今後は人件費が低下することが予定されるが、単に定年退職による人件費の減少を待つのではなく、全体的な事業の見直しによる不要事業や不要事務所等の廃止、職員定数の削減等、効率的かつ効果的な業務執行施策が必要となる。

また、団塊の世代が蓄積した知識や技術等が継承されず今後の業務に支障が出る懸念があるため、蓄積された知識や技術等の円滑な継承や、業務の外部委託化・指定管理者制度の導入等に向けた新たな体制づくりに関する計画的かつ具体的は業務執行施策も必要となる。

第１０．引当金

Ⅰ．概要

民間企業においては、会計の根本原則である「企業会計原則」の中で、適正な期間損益計算を行うために、一定の要件を満たす場合には引当金を計上することを強制している。企業会計原則注解注 18 によると、「将来の特定の費用または損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用または損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部または資産の部に記載するものとする。製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、貸倒引当金等がこれに該当する。発生の可能性の低い偶発事象に係る費用または損失については、引当金を計上することはできない。」と規定されている。

一方、地方公営企業においては、地方公営企業法自体に引当金に関する記載はないものの、「地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達」（以下、「依命通達」という。）の中で、修繕引当金と退職給与引当金の計上ができる旨が記載されている。

引当金は将来に発生する費用を発生主義（その原因となる取引発生の事実に基づいて費用計上を行う方法）に基づき、適正な期間損益計算を行うことを目的として計上が要求されているものである。「地方公営企業法」第 20 条によると、「地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、全ての費用及び収益を、その発生の事実に基いて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。」と規定されており、このことからも地方公営企業においても引当金を適正に計上することが必要と解される。

名古屋市上下水道局においては、修繕引当金と退職給与引当金を計上しており、それぞれ以下の基準により計上している。

A.修繕引当金

各事業年度における修繕費の支出を平準化させるために、あらかじめ修繕引当金を引き当てることで、大規模な修繕費支出のある年度の損益勘定への影響を緩和している。当局では、浄水場等の機械・電気設備などの修繕について、１件ごとに予算額を算定しており、その予算額に対し執行額が予算額を下回った場合には、残余の額を修繕引当金に引き当てている。

B.退職給与引当金

退職給与金については、平成 15 年度から平成 23 年度までの収支の平準化を目途に退職給与金の計上人数を策定し、平成 15 年度から平成 17 年度までは毎年 100 名

分を予算計上して実支払い分との差額を引き当てている。なお、平成 18 年度からは発生主義に基づく損益計算の観点から退職給与引当金を計上し、平成 22 年度末退職給与金要支給額から、平成 17 年度末引当済額を控除した額の 15 分の 1 を毎年引き当てることにしている。

Ⅱ．監査結果

１．修繕引当金について

(1) 概要

名古屋市上下水道局における修繕費予算額・執行額・引当金残高等の５年間の推移を示すと以下のとおりである。

（表８　修繕費予算額・執行額・引当金残高等の 5 年間の推移）

【水道事業会計】　（単位：千円）

区分	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
修繕費予算額	603,896	521,929	648,859	685,139	832,478
修繕費実執行額	498,448	426,396	405,092	342,574	360,567
繰入額・取崩額(△)	105,447	95,532	243,766	342,564	471,910
修繕引当金残高	969,348	1,064,880	1,308,647	1,651,211	2,123,122
引当対象資産残高（注 1）	220,338,550	208,845,702	216,598,633	219,346,640	224,012,160
引当割合(注 2)	0.44%	0.51%	0.60%	0.75%	0.95%

（注）水道事業会計の修繕費は、修繕引当金の対象となる「原水及び浄水費」と「配水費」「業務費」のみの値である。

【工業用水道事業会計】　（単位：千円）

区分	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
修繕費予算額	12,838	6,764	6,604	14,473	15,899
修繕費実執行額	12,352	8,347	5,298	10,550	22,044
繰入額・取崩額(△)	485	△1,583	1,305	3,922	△6,145
修繕引当金残高	53,197	51,614	52,919	56,842	50,696
引当対象資産残高（注 1）	3,489,154	3,527,815	3,559,749	3,570,745	3,592,331
引当割合(注 2)	1.52%	1.46%	1.49%	1.59%	1.41%

注1：建物＋構築物（配水管を除く）＋機械及び装置

注2：修繕引当金残高÷引当対象資産残高、小数点第３位を四捨五入

（資料出所：上下水道局）

依命通達によると、修繕引当金は数年に1度大規模な修繕を行う資産に対する特別修繕引当金と、毎年経常的な修繕を行う資産に対する修繕引当金の2つについての計上基準を規定しているが、名古屋市上下水道局においては、数年に1度大規模修繕を行う資産はあまり想定されないため、修繕引当金のみを計上している。

当該依命通達では各事業年度の費用計上額の基準として、以下の2基準を挙げている。

① 当該事業年度前数事業年度における修繕費実績額の平均額

② 当該企業の当該事業年度における資産の帳簿原価の一定割合の額

現在、名古屋市上下水道局においては上記 2 基準のうちどちらの基準も採用していない。修繕費の予算額を算定し、当該予算額に対し執行額が予算額を下回った場合には残額を修繕引当金に繰り入れ、当該予算額に対し執行額が予算額を上回った場合には残額を修繕引当金から取り崩し、各事業年度における修繕費の計上額を平準化させる方法を採用している。よって、実際の修繕費支払額がいくらになろうと、決算書上の修繕費計上額は当初の予算額と必ず一致することになる。

依命通達に規定された 2 基準をもとに、平成 17 年度に修繕費として計上すべきであった基準額を試算すると以下のとおりである。

① 当該事業年度前数事業年度における修繕費実績額の平均額をもとに計算する場合

過去 5 年間（平成 12 年から平成 16 年）における修繕費実績額の平均額をもとに試算すると以下のとおりである。なお、「数事業年度」とは一般的に 3～5 年程度と考えられるため、ここでは過去 5 年間の平均を用いて試算している。

（ア）水道事業会計における過去 5 年間の修繕費実績額の平均額
＝（平成 12 年度 535,040 千円＋平成 13 年度 498,448 千円＋平成 14 年度 426,396 千円＋平成 15 年度 405,092 千円＋平成 16 年度 342,574 千円）÷5 年
＝441,510 千円

（イ）工業用水道事業会計における過去 5 年間の修繕費実績額の平均額
＝（平成 12 年度 9,588 千円＋平成 13 年度 12,352 千円＋平成 14 年度 8,347 千円＋平成 15 年度 5,298 千円＋平成 16 年度 10,550 千円）÷5 年
＝9,227 千円

平成17年度費用計上額と上記試算額との差額をまとめると以下のとおりである。

（単位：千円）

区分	17 年度費用計上額	上記試算額	差額
水道事業会計	832,478	441,510	390,967
工業用水道事業会計	15,899	9,227	6,671

② 当該企業の当該事業年度における資産の帳簿原価の一定割合の額をもとに計算する場合

過去 5 年間（平成 12 年から平成 16 年）における資産の帳簿原価の一定割合の額をもとに試算すると以下のとおりである。なお、ここでは修繕対象資産に対する翌事業年度以降の修繕費割合の過去 5 年の平均を用いて試算している。

（ア）水道事業会計における資産の帳簿原価の一定割合の額

（単位：千円）

区分	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
引当対象資産残高 A	234,889,166	220,338,550	208,845,702	216,598,633	219,346,640	－
修繕費実執行額 B	－	498,448	426,396	405,092	342,574	360,567
割合（翌年度 B/A）	0.21%	0.19%	0.19%	0.16%	0.16%	－

過去 5 年間の平均割合
＝（平成 12 年度 0.21%＋平成 13 年度 0.19%＋平成 14 年度 0.19%＋平成 15 年度 0.16%
＋平成 16 年度 0.16%）÷5 年
＝0.182%
平成 17 年度における資産計上額の一定割合
＝平成 16 年度引当対象資産残高 219,346,640 千円×平均割合 0.182%
＝399,210 千円

（イ）工業用水道事業会計における資産の帳簿原価の一定割合の額

（単位：千円）

区分	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
引当対象資産残高 A	3,368,695	3,489,154	3,527,815	3,559,749	3,570,745	－
修繕費実執行額 B	－	12,352	8,347	5,298	10,550	22,044
割合（翌年度 B/A）	0.37%	0.24%	0.15%	0.30%	0.62%	－

過去5年間の平均割合
＝(平成12年度0.37%＋平成13年度0.24%＋平成14年度0.15%＋平成15年度0.30%
＋平成16年度0.62%) ÷5年
＝0.336%
平成17年度における資産計上額の一定割合
＝平成16年度引当対象資産残高3,570,745千円×平均割合0.336%
＝11,997千円

平成17年度費用計上額と上記試算額との差額をまとめると以下のとおりである。

（単位：千円）

区分	17年度費用計上額	上記試算額	差額
水道事業会計	832,478	399,210	433,267
工業用水道事業会計	15,899	11,997	3,901

上表からも明らかなように、いずれの計算方法であったとしても、水道事業会計においては約4億円程度、工業用水道事業会計においても数百万円程度費用計上が過大であることがわかる。

(2) 結果

修繕が必要となる資産の消耗や減耗は、対象資産の使用や時の経過に応じて発生しており、修繕費はそれらの消耗や減耗を起因として将来支払われる費用であるため、発生主義に基づく適正な期間損益計算や水道料金算定における適正なコスト計算のためにも、支出時に一時の費用とするのではなく、将来の支出に備えて当期負担分を当期の費用に計上する必要がある。そのため、修繕引当金を計上することが適正な期間損益計算に資することとなるが、上下水道局における現在の修繕引当金の計上基準は予算の執行面からなされているものであり、適正な期間損益計算に資するものではない。平成１７年度においては修繕費として本来計上すべき金額よりも約4億円程度過大に修繕費が費用計上されていると試算されており、また、過去の実績を見ても修繕費予算額と執行額の乖離が大きく、結果として修繕引当金は内部留保の一手段となっているのが現状である。

適正な期間損益計算に資するためにも、依命通達に記載された計上基準等を参考にし、客観的な計上基準を設定する必要がある。

２．退職給与引当金について

（1）概要

名古屋市上下水道局における退職手当の実支給額と退職給与引当金残高等の 5 年間の推移を示すと以下のとおりである。

（表９　退職手当の実支給額と退職給与引当金残高等の 5 年間の推移）

【水道用事業会計】　（単位：千円）

総係費	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
実支給額	1,796,577	2,041,996	2,376,897	2,142,516	1,741,794	1,581,143
引当金繰入額	－	－	－	629,361	998,821	1,161,281
引当金取崩額	△396,696	△326,633	△702,394	－	－	－
引当金残高	3,134,711	2,808,078	2,105,683	2,735,045	3,733,866	4,895,148

【工業用水道事業会計】　（単位：千円）

総係費	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
実支給額	－	28,497	－	－	26,463	－
引当金繰入額	10,000	－	10,000	10,000	－	10,000
引当金取崩額	－	△ 18,497	－	－	△ 16,463	－
引当金残高	22,455	3,958	13,958	23,958	7,495	17,495

（資料出所：上下水道局）

依命通達においては、「各事業年度において引き当てるべき額の基準は、当該事業年度末日に在職する全職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金の金額から前事業年度末日に在職した職員が同日付をもつて退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金の金額を控除した金額を基準とすることが適当である」と規定している。

現在、名古屋市上下水道局においては、依命通達に記載された基準を採用しておらず、退職給与金の予算額を算定し、当該予算額に対し執行額が予算額を下回った場合には残額を退職給与引当金に繰り入れ、当該予算額に対し執行額が予算額を上回った場合には残額を退職給与引当金から取り崩し、各事業年度における退職給与金の計上額を平準化させる方法を採用している。よって、実際の退職手当支払額がいくらになろうと、決算書上の退職給与金は当初の予算額と必ず一致することになる。

（2）結果

退職手当は職員が過去に提供した労働の対価を起因として将来支払われる費用で

あるため、発生主義に基づく適正な期間損益計算や水道料金算定における適正なコスト計算のためにも、支出時に一時の費用とするのではなく、職員が在職する各期間にわたって費用を認識し、そのうちの当期負担分を当期の費用に計上する必要がある。そのため、退職給与引当金を計上することが適正な期間損益計算に資することとなるが、上下水道局における現在の退職給与引当金の計上基準は予算の執行面からなされているものであり、適正な期間損益計算に資するものではない。

名古屋市では平成17年度末における自己都合退職要支給額の算定は行われていない。そこで、「みずプラン 22」において、平成 17 年度末に在籍する職員が平成 22 年度末に全員退職したと仮定した場合の自己都合退職要支給額と、平成18年度から平成22年度までの定年退職手当支給見込額が見積もられているため、これらの金額を用いて平成17年度末における自己都合退職要支給額の試算を行った。まず、平成 22 年度末に職員が全員退職したと仮定した場合の自己都合退職要支給額は12,564,042千円と試算されており、この金額を割引率0.551%（5年ものの国債の平均利回りの平成13年度から平成17度までの5年間の平均金利）を用いて現在価値を算出すると12,223,551千円となる。また、平成18年度から平成22年度までの定年退職者の退職手当見込額 10,953,602 千円を自己都合退職手当に換算すると9,876,756千円と試算されており、各年度の退職手当を1～5年ものの国債の平均利回り等を用いて現在価値を算出すると 9,759,428 千円となる。両者を合計すると、平成17年度末における自己都合退職要支給額は21,982,920千円と試算される。

よって、同度末における引当金残高4,932,822千円との差額である17,050,098千円程度は積立不足であることが推測できる。これらの積立不足を解消するためにも、早急に追加計上して行くことが必要となる。

（3）意見

上記結果で述べた積立不足を解消するために、上下水道局では平成18年度以降は、「平成 22 年度末自己都合退職要支給額から平成 17 年度末引当済額を控除した額」を 15 年かけて追加で引当計上していくことを予定している。この方法は平成 17 年度までの方法と比較すると、適切なディスクロージャーや発生主義会計の観点からは望ましい方向へと近づいているといえるが、以下の問題点があげられる。

- 平成22年度末までに定年以外の理由で退職する職員、異動する職員、新規採用職員等に関する情報が反映されない。
- 職員の実際の昇給情報等が反映されない。

よって、過年度の積立不足額（平成17年度末における自己都合退職要支給額と平成17年度末の退職給与引当金残高との差額）を一定の年数で規則的かつ計画的に積み立て、それに加えて、毎年度末、退職給与引当金の期末残高と当該年度末における自己都合退職要支給額との差額を積み立てて行く方法へ変更する事が必要となる。

第１１．情報システム

１．情報システムにおけるパスワードの定期的な変更について

（1）概要

水道事業で使用されている主な情報システムとして、財務会計オンラインシステム、営業事務オンラインシステム、名古屋市水道工事設計積算システム、図面情報管理システムがある。また、主なネットワークとして、上下水道局情報ネットワークなどがある。これらの情報システム及びネットワークについては情報保護の観点から、ユーザ ID とパスワードによる管理がなされている。

上記情報システム及びネットワークにおけるパスワードの有効期限及び機密情報の有無は以下のとおりである。なお、機密情報とは名古屋市情報あんしん条例施行細則第 28 条第 1 項第 1 号に規定される非公開情報である。

	パスワードの有効期限	パスワードの更新に関する根拠条文	機密情報の有無
財務会計オンラインシステム	最大 3 ヶ月	名古屋市上下水道局オンラインシステム運用要綱 第 1 章総則　第 3 システムの適正な管理　1 アクセス管理（2）イ	有
営業事務オンラインシステム	最大 3 ヶ月	同上	有
名古屋市水道工事設計積算システム	最大 6 ヶ月	（システムにパスワード変更の機能が組み込まれている）	有
図面情報管理システム運用要綱	随時更新	図面情報管理システム運用要綱 第 5 システムの利用 4	有
上下水道局情報ネットワーク等	随時更新	名古屋市上下水道局情報ネットワーク等運用管理基準 第 12 条第 8 項	無

上記のように、財務会計オンラインシステム及び営業事務オンラインシステムについては、パスワードの有効期限が明確に定められており、3 ヶ月を超えてもパスワードの更新を行っていない職員に対しては、更新を行うよう通知しているとのことであった。また、名古屋市水道工事設計積算システムについては、パスワードの有効期限がシステム上 6 ヶ月に設定されており、これを超える場合にはログイン時にパスワードの強制変更を指示している。

一方、図面情報管理システムについては、利用者に随時変更することを義務付けているものの、パスワードの有効期限が設定されていない。

平成 18 年 3 月に総務省が公表した「地方公共団体の情報セキュリティレベルの評価に係る制度の在り方に関する調査研究報告書」は、地方公共団体が情報セキュリティ対策に取り組むことが可能となるよう、地方公共団体の情報セキュリティ対策の評価基準等を検討する目的でまとめられたものであり、「情報セキュリティレベル評価質問票」が参考資料として添付されている。

情報セキュリティレベル評価質問票では、パスワードの定期的な変更について以下のような質問及び回答が設定されている。

質問　パスワードは定期的に変更していますか。	
回答	
①	パスワードの変更はしていない。
②	一部の情報システムについてのみ、パスワードの定期的な変更を実施している。
③	全ての重要な情報システムについて、パスワードを定期的に変更するように指示し、運用している。
④	全ての重要な情報システムについて、パスワードを定期的に強制変更する機能がシステム的に組み込まれている。
⑤	全ての情報システムについて、パスワードを定期的に強制変更する機能がシステム的に組み込まれている。また、期限を過ぎたユーザ ID は、使用停止にしている。

図面情報管理システムは機密情報を取り扱うことから、上記質問票における重要な情報システムに該当すると考えられるが、パスワードの定期的な変更が指示・運用されていない。

（2）結果

図面情報管理システムについても、パスワードの有効期限を明確に定め、更新状況を監視すべきである。

また、上下水道局情報ネットワーク等については機密情報を取り扱っていないが、パスワードの定期的な変更について検討すべきである。

なお、名古屋市は平成 18 年度第 1 回情報管理委員会において、情報システム運用管理規準の改定を決定しており、当該管理規準において情報システムのパスワードの有効期限を定めるよう各情報システム管理者に依頼している。当該管理規準では、パスワードの有効期限は、システムを利用・運用する権限については 3 ヶ月、サーバ等及び端末機の操作権限については 1 年とされている。

第１２．その他

１．民間的経営手法の導入について

（1）概要

名古屋市上下水道事業中期経営計画「みずプラン 22」では、水道事業の収支等を次のように想定している。

＜水道事業の収支計画等＞　（単位：百万円）

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
収益的収入（①）	54,474	54,464	54,214	54,199	54,185
収益的支出（②）	53,694	54,046	53,754	53,792	53,804
純利益（①－②）	780	418	460	407	381
資本的収入	8,225	8,420	7,647	7,669	7,791
資本的支出	28,561	28,293	32,498	26,780	26,050
利益剰余金	5,177	3,598	2,478	1,667	788
職員定数（人）	1,501	1,486	1,462	1,441	1,410

名古屋市の人口は将来的には減少する可能性もあり、収益的収入の 9 割以上を占める給水収益は伸び悩むことが予測されている。

また、施設については昭和 30 年代の高度経済成長期に整備した多くの施設が老朽化し、更新時期を迎えている。そのため、更新費用の平準化を図るなど計画的な改築・更新を行うことが課題となっている。

さらに、組織面に着目すれば、2007 年問題といわれる「団塊の世代」の大量退職により、5 年後までに約 4 分の 1 に職員が退職し、10 年後までには約 2 分の 1 の職員が退職することが予定されている。

上記のように、水道事業は収支、施設、職員について大きな課題を有しており、今後もより一層の経営効率化が求められている。名古屋市上下水道局においても、上記の課題を認識し、前述の名古屋市上下水道事業中期経営計画「みずプラン 22」を策定して平成 18 年度から平成 22 年度までの経営改善策を講じているが、上記のように純利益や利益剰余金は減少する見通しであるため、更なる経営改善策を検討する必要がある。また、職員定数の削減も予定されていることから、効率的な事業執行体制を構築する必要がある。

（2）意見

上記の課題を克服するため、中期経営計画「みずプラン 22」の諸施策の達成実現にむけて鋭意努力することはもちろんであるが、さらに PFI や指定管理者制度の導入も検討することが望ましい。

一般的に、PFIの導入には以下のようなメリットが考えられる。

・VFM によるコスト削減あるいはサービス水準の向上
・財政支出の平準化
・総合評価方式等の採用による新技術の導入
・技術者の確保
・2007 年問題への対応

PFI の導入によってコストが削減された事例は、以下のとおりである。

＜PFI 導入によるコスト削減効果例＞

事業名等	縮減額	縮減率
大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業【埼玉県企業局】	約 182 億円	42%
江戸川浄水場排水処理施設整備等事業【千葉県水道局】	－	現在価値化後で約 37%
金町浄水場常用発電施設【東京都水道局】	約 14 億円（20 年間経費）	約 5%
朝霞浄水場・三園浄水場常用発電設備等整備事業【東京都水道局】	約 68 億円（20 年間経費）	約 11%
寒川浄水場排水処理施設【神奈川県企業庁】	約 36 億円（20 年間経費）	約 25%
知多浄水場始め 4 浄水場排水処理施設整備・運営事業【愛知県企業庁】	790 百万円（現在価値換算後）	12.1%
かきつばた浄水場・高井神田浄水場ろ過施設整備等事業【松山市公営企業局】	3,368 百万円（現在価値化後）	42%

（出典：水道事業における民間的経営手法の導入に関する調査研究報告書）

また、指定管理者制度を導入するメリットしては、一般的に以下のようなものが考えられる。なお、指定管理者制度は地方自治法上の「公の施設」を対象としているが、水道施設も「公の施設」に該当しており、指定管理者制度の導入が可能である。

・民間的経営ノウハウの導入によるコスト削減
・技術者の確保
・2007 年問題への対応

水道事業に指定管理者制度が導入された事例は、現時点では高山市のみであるが、そのコスト削減効果は以下のとおりである。

＜指定管理者制度導入によるコスト削減効果例＞

事業名等	縮減額	縮減率
高山市水道事業・岩滝簡易水道事業及び高山市簡易水道事業等施設の管理業務委託【高山市水道局】	約 40 百万円（年間）	3.9%

（出典：水道事業における民間的経営手法の導入に関する調査研究報告書）

PFI や指定管理者制度の導入にあたっては、水道水の安全性や非常時の対応などが課題となると想定されるが、先進的な事例を参考にし、より効率的な経営を追求するための選択肢として検討されたい。